

14. 4-729



\*1200601113032\*



始



昭和五年九月

昭和四年小作年報



農林省農務局

目凡例

- 一 本年報ハ昭和四年ニ於ケル小作爭議、地主小作人組合及小作調停ノ狀況ヲ昭和五年六月~~末~~末日(組合統計)ハ昭和四年十二月末日)報告到達現在ノ資料ニ依リ叙述シ尙之ニ關スル統計諸表ヲ輯録セルモノナリ
- 二 本年報所載ノ資料ハ主トシテ地方廳ノ報告ニ基ケルモノニシテ小作調停、民事訴訟ニ關スル資料ノ一部ハ司法省ノ調査ニ依レリ

昭和五年九月

農林省農務局

目次  
一 緒言  
二 小作爭議發生ノ件數  
三 小作爭議ノ地方ノ分布  
四 小作爭議ノ參加人員及關係土地面積  
五 小作爭議ノ原因及要求  
六 小作爭議ニ於ケル手段  
七 小作ニ關スル民事訴訟  
八 小作爭議ノ結末  
第二 小作調停ノ概要  
(一) 小作調停事務ノ概況

# 小作年報 第五次

## 目次

第一 小作爭議ノ概要	一
一 緒言	一
二 小作爭議發生ノ件數	一
三 小作爭議ノ地方ノ分布	四
四 小作爭議ノ參加人員及關係土地面積	五
五 小作爭議ノ原因及要求	七
六 小作爭議ニ於ケル手段	一七
七 小作ニ關スル民事訴訟	一四
八 小作爭議ノ結末	一六
第二 小作調停ノ概要	二一
(一) 小作調停事務ノ概況	二二

一	小作調停法施行地區及職員ノ配置	二一
二	地方小作官會議及地方的調停事務協議會	二四
	(イ) 地方小作官會議	二四
	(ロ) 地方的小作調停事務協議會	三〇
三	小作調停委員ノ選定及指定	三〇
	(イ) 調停委員ノ選任	三〇
	(ロ) 調停委員ノ指定	三三
	(二) 小作調停法ニ依ル調停ノ概要	三四
一	調停申立ノ狀況及件數	三四
二	申立人ノ種別	三八
三	申立ノ要旨	四〇
四	申立人ノ要求	四二
五	申立事件ノ範圍	四八
六	事件ノ處置	四九
七	申立事件ノ結末	五二

八	調停條項ノ内容	五八
九	調停ガ他ノ小作關係ニ及ボス影響	九九
	(三) 小作官ノ小作調停法外ノ調停概要	一〇一
一	概 要	一〇一
二	小作官ノ發動	一〇三
三	事件ノ處理	一〇四
四	法外調停件數及爭議ノ範圍	一〇五
五	事件ノ内容	一〇六
<b>第三 地主小作人組合及其ノ運動ノ概要</b>		
一	概 要	一〇九
二	地主小作人組合ノ沿革	一一一
	(一) 明治初年ヨリ大正十年ニ至ル狀況	一一一
	(二) 大正十一年ヨリ現在ニ至ル狀況	一一一
三	地主小作人組合ノ區域及分布	一一三
四	地主小作人組合ノ目的	一一五

五 地主小作人組合ノ運動	四
(一) 小作人組合ノ運動	一一七
(二) 地主組合ノ運動	一二八
(三) 協調組合ノ運動	一三二

附 録

第一 小作爭議ニ關スル調査諸表

一 小作爭議年次別件數表	
二 小作爭議一覽表 昭和四年(自一月至十二月)	
三 小作爭議發生月別件數表 (昭和四年發生爭議)	
四 小作爭議繼續期間別件數表 (昭和四年發生爭議)	
五 小作爭議調停者別件數表 (昭和四年發生爭議)	
六 小作料減額問題ニ關スル小作爭議ノ要求歩合及決定歩合對照表 (昭和四年發生爭議)	
七 土地返還問題ニ關スル小作爭議調査表 (昭和四年發生爭議)	

八 小作爭議關係土地面積廣狹別件數表 (昭和四年發生爭議)	
-------------------------------	--

第二 小作調停ニ關スル調査諸表

一 小作調停事件申立年次別件數表	
二 小作官ノ法外調停事件年次別件數表	
三 昭和四年申立小作調停事件一覽表	
四 昭和四年申立小作調停事件取下内譯表	
五 昭和四年申立小作調停事件受理月別表	
六 昭和四年申立小作調停事件要求事項類別表	
七 昭和四年申立小作調停事件調停回数表	
八 昭和四年申立小作調停成立事件期間表	
九 昭和四年申立小作調停成立事件調停條項類別表	
一〇 昭和四年申立小作調停成立事件要求事項並調停條項類別表	
一一 昭和四年小作官ノ法外調停事件一覽表	
一二 昭和四年小作調停事件調査表 (司法省民事局調)	

### 第三 地主小作人組合ニ關スル調査諸表

- 一 地主小作人組合一覽表
- 二 小作人組合年次別現在數表
- 三 地主組合年次別現在數表
- 四 協調組合年次別現在數表
- 五 現存小作委員會設立年次別表
- 六 關係人員數別小作委員會數表
- 七 現存土地會社設立年次別表
- 八 社員又ハ株主數別土地會社數表

### 第四 小作ニ關スル民事訟訴事件調査表

昭和四年小作ニ關スル民事訟訴事件調査表 (司法省民事局調)

## 昭和四年小作年報

### 第一 小作爭議ノ概要

#### 一 緒言

本邦農村ニ於ケル地主小作人ノ關係ハ輒近時勢ノ推移ト經濟事情ノ變遷トニ伴ヒ著シク變化シ來リ、小作條件ノ改定又ハ維持ヲ中心トシテ各地ニ近代的ノ小作爭議ヲ惹起スルニ至リ、逐年其ノ件數ヲ増加スルノミナラズ其ノ性質ニ於テモ益々深刻トナリ、今ヤ全國的ノ農村問題トシテ其ノ重要性ヲ増加スルニ至レリ。

今之ガ情勢ニ付各種ノ資料ニ基キテ其ノ概況ヲ記述スレバ左ノ如シ。

#### 二 小作爭議ノ發生件數

小作爭議ノ發生ハ大正六年以來農村社會ニ於ケル恒常的現象トナリ、其ノ件數逐年増加ノ傾向ニアルハ前述ノ如シ、今之ヲ發生年次別ニ示セバ左表ノ如シ。

(但シ毎年一月ヨリ十二月ニ至ル滿一ヶ年ニ於ケル發生件數ヲ示ス)

年次別 件數

大正六年	八五件
大正七年	二五六
大正八年	三二六 (大正八年以前ハ調査方法ヲ異ニス)
大正九年	四〇八
大正十年	一、六八〇
大正十一年	一、五七八
大正十二年	一、九一七
大正十三年	一、五三二
大正十四年	二、二〇六
大正十五年 (昭和元年)	二、七五一
昭和二年	二、〇五二
昭和三年	一、八六六
昭和四年	二、四三三 (昭和四年ノ件數ハ翌五年六月末日迄ニ到達シタル報告書ニ基キ作成シタル數字ニ依レリ、以下同シ)

即チ大正六年ヨリ大正九年マデハ其ノ件數未ダ四、五百件ヲ出デザリシガ、大正十年以降ハ千五百件

以上トナリ、更ニ大正十四年以降ハ各年二千件前後ニ激增シ、大正十五年ノ二千七百五十一件ヲ最多トシ、昭和四年ノ二千四百三十四件之ニ次グノ狀況ナリ。

次ニ爭議ノ發生時期ニ付之ヲ觀ルニ各年共米ノ成熟或ハ調製時期タル十月頃ヨリ次第ニ其ノ發生ヲ見、小作料納入時期タル十二月、一月頃ニ於テ最多キ件數ニ上ルノ狀況ナリ。然レドモ近時ハ小作地返還ニ關スル事件漸次増加スルニ至リ稻作準備期タル三、四、五月頃ニモ相當多數ノ爭議發生ヲ見ルニ至リタリ。

今最近三ケ年ニ於ケル爭議發生月別件數ヲ表示スレバ次ノ如シ。

小作爭議發生月別件數表

年次別 月別	昭和		昭和		昭和	
	一和	二和	三和	四和	五和	六和
一月	五〇三	二四・四六	二六三	一四・一〇	五〇四	二〇・七一
二月	二二〇	一〇・七二	一四四	七・七二	二二三	九・五七
三月	一七五	八・五三	一六二	八・六八	一八七	七・六八
四月	一四一	六・八七	一六〇	八・五八	一六九	六・九四



計	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
二、〇五二	一一八	八八	二〇	二〇	四〇	一一七	二五一	三五九
一〇〇〇〇〇	五・七五	四・二九	〇・九八	〇・九八	二・〇〇	五・七〇	一一・二三	一七・四九
一、八六六	二〇八	一六二	五二	四三	七三	一七三	一九九	四二七
一〇〇〇〇〇	五・七九	三・三二	二・七九	二・三〇	三・九一	九・二七	一〇・六六	二二・八八
二、四三四	一四〇	一〇三	二四一	三三三	六六	二一四	三四八	三九六
一〇〇〇〇〇	五・七五	四・二三	一・六九	二・三六	二・七一	八・七九	一四・三〇	一六・二七

三 小作爭議ノ地方的分布

次ニ小作爭議ノ地方的分布狀況ヲ見ルニ爭議ノ初期即チ大正六、七年頃ヨリ大正十年頃迄ハ爭議地方ハ極メテ狭少ナル地域即チ岐阜、愛知等ノ濃尾平原地方ヲ發祥地トシテ大阪、兵庫、京都、奈良等ノ近畿地方ノ一部及岡山、香川、福岡等ノ一部ニ局限セラレタリシガ、其ノ後年ヲ經ルニ從ヒ之等ノ先進地ハ概シテ其ノ爭議發生件數ヲ増加スルト共ニ（香川縣ハ近時却テ減少ノ傾向ヲ辿ル）、漸次全國

的ニ其ノ地域ヲ擴大シテ北陸、關東、山陰其ノ他ノ諸地方ニモ波及シ更ニ最近ハ從來比較的平穩ナリト一般ヨリ見做サレタリシ東北地方殊ニ秋田、山形兩縣ノ如キハ著シク其ノ件數ヲ増加スルニ至レリ。今試ニ最近ニ於ケル小作爭議ノ件數及性質ヨリ通觀シタル主要爭議ノ府縣ヲ舉グレバ次ノ如シ。大阪、新潟、兵庫、岐阜、福岡、秋田、奈良、山梨、三重、山形、京都、鳥取、愛知、更ニ昭和四年ニ於ケル發生爭議ニ付其ノ件數ノ多キモノヨリ順次十府縣ヲ舉グレバ次ノ如シ（括弧内ハ同年内ノ發生件數ヲ示ス）。

秋田(一九二)	大阪(一五二)	三重(一五一)	新潟(一四三)
山形(二二二)	兵庫(一一〇)	千葉(一〇五)	岐阜(八九)
福岡(八八)	京都(八八)		

而シテ從來爭議發生報告全クナキハ沖繩ノ一縣ノミニシテ昭和四年ニ於テ發生件數少キハ鹿兒島、大分、岩手等ノ諸縣ナリ。

四 小作爭議ノ參加人員及關係土地面積

小作爭議ニ於ケル參加人員ハ昭和四年ニ於テ地主二萬三千五百餘人、小作人八萬一千九百餘人ニシテ其ノ關係土地面積ハ五萬六千八百餘町步ニ上リ、之ヲ大正十四、五年頃ニ比較スレバ絕對數ニ於テ稍減少シタルガ如キモ斯ハ爭議件數ノ減少ニ因ルニ非ズシテ爭議ノ性質ノ變化ニ伴ヒテ爭議平均ノ關

係範圍ガ減少シタルガ爲ナリ。

今最近三ヶ年ニ於ケル參加人員及關係土地面積ヲ表示スレバ次ノ如シ。

小作爭議關係範圍比較表

範圍	昭 和		昭 和		昭 和	
	一 年	二 年	一 年	二 年	一 年	二 年
總 數	二四、三六	一一、八	一九、四七	一〇、四	三三、五〇	九、七
一 爭 議 平 均	二四、三六	一一、八	一九、四七	一〇、四	三三、五〇	九、七
參 加 人 員	九一、三三六	四四、五	七五、三六	四〇、三	八一、九九	三三、七
地 主	二四、三六	一一、八	一九、四七	一〇、四	三三、五〇	九、七
田	五二、五八一	二五、一	四四、四八	三三、八	四九、一五	二〇、二
畑	五、八七〇	二、六	三、七〇	二、〇	七、四三五	三、一
其ノ他	一、七五・六	〇・八	四三八・六	〇・三	二七九・三	〇・一
積面地土係關	五九、一六・三	二八、五	四八、六三・七	三六、〇	五六、八三〇・五	二三、四

即チ右ノ表ニ於テ最近三ヶ年ニ於ケル參加人員及關係土地面積ヲ比較スルニ其ノ範圍ハ一爭議平均ニ於テ漸次減少シツツアリ。斯ハ近年相當廣キ範圍ニ亘ル小作料減額ニ關スル爭議ガ相對的ニハ増加ヲ見ズシテ、比較的關係範圍ノ狭小ナル小作地返還ニ關スル爭議ガ漸次増加シタルガ爲ナリトモ考ヘラル、即チ斯ル小作地返還ニ關スル爭議ニ在リテハ一般ニ個人關係ノ爭議多ク從テ一爭議ノ參加人員

ノ如キモ個人對個人或ハ數人ヲ出デザルモノ多ク、更ニ此ノ種爭議ニ於テハ其ノ關係土地面積モ亦小作料關係ノ爭議ニ比シ著シク狭小ナルヲ常例トス。今昭和四年發生ノ爭議ニ於テ土地返還關係爭議ノ範圍ト其ノ他ノ主トシテ小作料關係爭議ノ範圍ト一爭議平均ニ付對比スレバ左表ノ如ク土地返還關係ノ方ガ著シク小ナルヲ知ルベシ。

土地返還關係爭議

其ノ他ノ爭議

地 主 數	一・七	一一・九
小 作 人 數	四・二	四五・七
關係土地面積	一・八	三二・一

五 小作爭議ノ原因及要求

小作爭議ノ原因ハ多岐多様ニシテ各種ノ原因ガ錯綜スルハ勿論、又同一事件ニ在リテモ其ノ遠因近因互ニ複在シテ爭議ヲ惹起スルモノナルヲ以テ一言ニシテ要約シ難シ。從テ地主小作人兩當事者ノ主張要求等モ決シテ單調ナラズシテ極メテ複雑ナリ。然レドモ風、水、旱害、病、蟲害其他天候不順ニ伴フ農作物ノ不作ヲ原因トシテ小作料ノ一時的減額要求ヲ爲スモノ最モ多數ヲ占ムルハ言ヲ俟タズ、此ノ種ノ爭議ハ年ニ依リテ多少ノ消長アリト雖モ概シテ豐作ノ年ハ比較的少數ニシテ反對ニ凶作ノ年ハ増加スルヲ常トス。此ノ種ノ爭議ニ於ケル小作料減額要求率ハ從前ハ極メテ低率ニシテ契約小作料

ノ一割乃至二割程度ノ減免要求ナリシガ、近來ハ漸次要求率ヲ増加シ小作料ノ三割乃至五割減ヲ要求スルモノ多ク、場合ニ依リテハ七、八割減要求ニ及ブモノモナキニアラズ、而モ最近ハ作柄ノ如何ニ拘ラズ表面不作ニ名ヲ藉リテ年々繰返シテ相當ノ減免要求ヲナシ實際ニ於テハ小作料ノ永久的減額ト同一ノ效果ヲ收メツツアル所モアリ。

又契約小作料ノ高率ナルコト、小作農ノ經營勞費多ク收支相償ハザルコト、若ハ一般農民ノ生活上ニ伴フ小作農家生計困難等ヲ理由トシテ小作料ノ永久的減額或ハ小作料ノ改定ヲ要求スル場合モアリ、其ノ要求率ハ二割乃至三割減ヲ要求スルモノ最モ多數ヲ占ム、此ノ種ノ永久的小作料減額要求ノ爭議ハ一時ハ相當多數(大正十二年ハ五百八十二件ニシテ爭議總件數ノ三割)ニ上リタルガ、小作人側ニ於テ此ノ要求ハ其ノ實效ヲ收ムルコト困難ナルト他面契約小作料ヲ固定セシムルコトガ却テ小作人側ニ不利ヲ來スコト等ヲ自覺スルニ至リタル結果最近ハ寧ろ減少ノ傾向(昭和四年ハ百三十七件ニシテ總件數ノ六分)ヲ辿リ一時的減額ノ要求ヲ年々繰返シテ爲スモノ却テ増加シツツアリ。

尙産米検査ノ施行ニ關聯シテ從來ハ小作人側ヨリ込米ノ廢止又ハ俵裝料、獎勵米等ノ支給又ハ増額ヲ要求スルモノアリ、又小作料ノ品質等級ノ格下ゲ或ハ俵裝ノ更正等ヲ要求シテ爭議化スルモノアリシガ、産米検査ニ關聯スル爭議ハ近時ハ寧ろ減少ノ傾向ヲ示ス、只昭和四年ハ京都、愛媛、福井等ノ

地方ニ産米検査ノ規則改正等ニ因ル爭議稍増加シタリ。

更ニ大正十四年以來顯著ナル現象トシテ注目スベキハ地主側ニ於テ自作ノ經營、小作料ノ滯納、小作地ノ讓渡、小作契約ノ期間滿了、土地使用目的ノ變更等ヲ理由トシテ小作地ノ引上ヲ要求スルニ對シテ小作人ノ多數ハ小作關係ノ存續ヲ希望シ更ニ小作權ノ確認或ハ賠償其ノ他有益費ノ償還等ヲ主張シテ爭議化スルモノ逐年其ノ絶對件數竝ニ割合ヲ増加シタルコトナリ。今試ニ最近數年ニ於ケル此種ノ爭議件數竝總件數ニ對スル割合ヲ比較スレバ左ノ如シ。

土地返還ニ關スル小作爭議表

年次	件數	爭議總件數ニ對スル割合
大正十三年	二五	一・六
大正十四年	一七二	七・八
大正十五年	三一六	一一・五
昭和二年	四三二	二一・一
昭和三年	四六一	二四・七
昭和四年	七〇四	二八・九

即チ大正十三年ニハ僅ニ二十五件ニ過ギザリシモノが大正十五年ニハ一躍三百十六件トナリ、昭和四年ニハ更ニ倍加シテ七百四件ニ上リ爭議總件數ノ二割九分ニ當ルノ狀況ナリ、而モ此種ノ爭議ハ從

前ハ主トシテ特殊ノ數府縣ニノミ局限セラレシガ最近ハ他地方ニモ波及シテ全國的ノ現象トナルニ至レリ。而シテ昭和四年ニ於テ此ノ種爭議ノ特ニ多キ地方ハ秋田、山形、新潟、福岡、徳島、群馬、兵庫、山梨、長野、京都等ノ諸府縣ナリ。

其ノ他最近地主側ノ積極的ニ出ヅル爭議トシテ注目スベキハ地主側ヨリ小作人ニ對シ小作料値上或ハ舊小作料ニ復歸セムコトヲ要求スルモノ増加シタルコトナリ。此ノ種爭議ハ從來ト雖モ多少之ヲ見タル現象ナルガ其ノ件數ハ比較的少數ニシテ殆ド看過セラレ來リタルガ、昭和二年下半年頃ヨリ各地ニ此ノ種ノ紛議ヲ見ルニ至リ昭和三年ニ入リテハ更ニ其ノ數ヲ増加セリ。之レ惟フニ大正十四、十五年頃ノ爭議ノ際三年乃至五年ノ期間ヲ定メテ契約小作料ノ有期改定ヲ爲シタルモノガ、最近其ノ改定期間ノ滿了期ニ當リタルヲ以テ地主側ヨリ従前ノ小作料ニ復歸スルノ要求ヲ爲スモノ續出スルニ至リタルモノト見ルベシ。

今參考ノ爲最近三ヶ年ニ於ケル小作爭議ニ付小作人ノ要求事項別ニ其ノ件數ヲ示セバ次ノ如シ。  
小作人ノ要求事項別件數比較表

要求別	昭和二年		昭和三年		昭和四年	
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
小作料値上反對	三件	一・五%	四三件	二・三%	五三件	二・二%

要求別	件數	割合	件數	割合	件數	割合
小作料有期改定期間満了	一、二〇六	五八・八	一、〇四四	五四・三	一、三三九	五五・二
一時的小作料減額	三三三	一一・四	二四七	七・九	二三七	五・六
永久的小作料減額	二〇	一・〇	一八	一・〇	一四	〇・五
小作料統一又ハ改定	六	〇・三	三	〇・三	四	〇・三
納米ノ格下又ハ	六	〇・三	三	〇・三	四	〇・三
俵裝ノ更正	五	〇・三	四	〇・三	八	〇・三
込米廢止	七	〇・三	五	〇・三	二	〇・九
獎勵米増加	五	〇・三	五	〇・三	二	〇・九
肥料代耕作費ノ賠償	三三	一一・一	二二	七・三	二二	八・〇
小作契約繼續	二二	七・三	三九	一三・三	三九	一三・三
小作權又ハ	五三	一八・七	四九	一六・七	三九	一三・三
小作權ノ確認	四	一・四	六	二・一	六	二・一
永小作權ノ賠償	八	二・八	一	〇・三	三	一・一
實收ノ分配又ハ刈分	一八	六・三	一	〇・三	一	〇・三
小作地買受	三	一・〇	一	〇・三	一	〇・三
小作米貸與	三	一・〇	一	〇・三	一	〇・三

計	過納米ノ返還			契約又ハ調停條項ノ履行			其他		
	100.0	1,866	100.0	1,858	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
八九	四・四	一三二	七・〇	七四	一三	〇・五	三・一	〇・三	〇・三

六 小作爭議ニ於ケル手段

小作爭議ニ當リ小作人ノ執ル交渉方法トシテハ、小作料減額要求等ノ爭議ニ於テ近年ハ從來ノ個人的懇願ノ態度ヲ改メテ團體的對抗ノ態度ヲ執ルニ至リ、大字或ハ町村ヲ區域トシテ小作人組合ヲ組織シ又ハ全國的ノ農民組合ニ加盟シテ其ノ支部ヲ設立シ指導者統制ノ下ニ一致結束シテ各種ノ手段ヲ講ジ地主ニ對抗スルニ至レリ。又土地返還等ニ關スル爭議ノ如キ當事者が概ネ個人的ニシテ其ノ關係範圍比較的狭少ナルモノニ在リテモ小作人組合或ハ農民組合ヲ背景トシテ強硬ニ地主ニ對抗スルヲ常トス。

小作人側ノ對抗手段トシテハ、先ヅ小作料不納同盟若クハ共同保管、共同賣却等ヲ行ヒ、又ハ各自爭議費用ト稱シテ應分ノ金穀ヲ醸出シテ組合ノ結束ヲ固ムルト同時ニ持久的ノ對抗手段ヲ執リ、或ハ農民組合ノ創立發會式、爭議對策演說會、共同耕作等多衆ニ依ル示威運動等ヲ決行シテ輿論ヲ喚起シ、又ハ小學校兒童ノ同盟休校、消防組合員其ノ他ノ公職辭任、公租公課ノ滞納申合等ヲ決行シテ社會ニ訴フルノ手段ニ出ヅ。又地主側ガ訴訟ヲ提起スルニ至レバ各種ノ抗辯方法ヲ講ジテ訴訟ノ遅延ヲ策シ又ハ組合ノ顧問辯護士ニ一切ヲ委任シテ殊更ニ小作人自ラ當面ノ交渉ヲ回避セント計ルモノアリ。

之ニ對シテ地主側モ亦近時團體的一致行動ヲ執ルノ必要ヲ感じ、地主組合ヲ組織シテ小作人組合ト對抗シ更ニ全國的聯合タル大日本地主協會ニ加盟シテ地主階級ノ共同利益ノ擁護ニ努ムルニ至レリ。然レドモ地主側ニ於テハ土地所有反別ニ差異アルノミナラズ、在村地主ト不在地主トノ別アリ、又小作料ヲ唯一ノ收入ト爲スモノト他ノ職業ヲ兼營スルモノトアリテ相互ノ間ニ利害ノ一致シ難キモノアリ、其ノ他各種ノ事情ニ依リテ往々同一ノ步調ヲ以テ行動ヲ終始スルコト困難ナル場合多キヲ以テ小作人組合ノ如ク其ノ結束鞏固ナラザルノ憾アリ。

地主側ノ採ル手段トシテハ小作料ニ關スル爭議ニシテ小作人側ガ小作料不納ヲ聲明シ之ガ完納ヲ肯ゼザルトキハ小作料納入ノ催告狀ヲ送附シ小作人尙モ之ニ應ゼザル場合ニハ辯護士ニ委任シテ小作料請求訴訟ヲ提起シ、或ハ債權確保ノ手段トシテ稻立毛其他ノ動產假差押ノ申請ヲ爲ス。又土地返還問題ニ在リテハ何等カノ理由ヲ設ケテ小作契約解除ノ通告ヲ爲シ、小作人尙モ之ニ應諾セザルトキハ土地返還請求訴訟ヲ提起シ、或ハ土地立入禁止假處分ヲ行フ等飽迄法律的手段ヲ以テ小作人ニ對抗セントス。

右ノ如クニシテ一應引上タル耕地ノ善後處置トシテハ地主ハ直チニ自作ノ經營ニ着手スルモノアリ、又住宅地其ノ他ノ工事ヲ企畫スルモノアリ、或ハ他ノ自己腹心ノ小作人ニ貸換スルモノアリ。然レドモ之等ノ場合ニ於テ往々ニシテ小作人トノ間ニ騷擾事件等ヲ惹起シテ社會ノ耳目ヲ聳動セシムルコトモナキニ非ザルナリ。

又近時關西地方等ニ於テハ地主側ハ共同シテ耕地ヲ提供シ土地會社ヲ設立シテ會社トノ間ニ永小作權ヲ設定シ又ハ賃借權ノ登記ヲ行ヒ會社ニ對シテ小作料ノ取立其ノ他ノ小作關係ノ一切ヲ委任シテ小作人トノ折衝ニ當ラシムルモノ年々増加スルノ傾向ニアリ。此ノ種ノ會社ハ現在全國ヲ通ジテ八十五ヲ算スルノ狀況ナリ。更ニ近時奈良、島根、鳥取等ノ諸縣ニ於テハ從前ノ小作契約ヲ解除シテ從來ノ小作人トノ間ニ新ニ請負小作契約ヲ締結セシメ小作人ノ地位ヲシテ一層不安ナラシムトスルモノ發生スルニ至レリ。

七 小作ニ關スル民事訴訟

小作爭議ニ關スル民事訴訟事件ハ昭和四年ノ總件數三千五十件ニ及ビ關係土地面積二千六百五十八町歩ニ達シ、鳥取、秋田、山梨、新潟、富山、兵庫、三重等ノ諸縣ニ特ニ多シ。

今司法省民事局調査ニ係ル大正十二年以來ノ此ノ種訴訟ノ件數ヲ表示セバ次ノ如シ。

年次	件數
大正十二年	一、六九六

大正十三年 一、九八四

大正十四年 二、三二九

大正十五年 四、一八四

昭和二年 四、八四九

昭和三年 二、四八八

昭和四年 三、〇五〇

次ニ之等訴訟事件ノ内容種別ヲ昭和四年ノ訴訟事件ニ付之ヲ見ルニ左表ノ如クニシテ小作料請求ニ關スルモノ最多ク訴訟總件數ノ七割ヲ占メ、土地返還ニ關スルモノハ之ニ次ギ總件數ノ一割五分ニ當リ、小作料請求並土地返還双方ニ係ルモノ之ニ亞ギテ總件數ノ八分五厘ニ當ル。

民事訴訟事件種別内譯表

種別	件數	割合
小作料請求	二、一三五	七〇・〇〇%
土地返還請求	一、四五一	一四・七九
小作料請求並土地返還	二六〇	八・五三
小作權確認	一二	〇・三九
合計	一五	

損害賠償 八〇  
其他 一一二

計 三、〇五〇

一〇〇・〇〇

而シテ之等訴訟事件ノ原告ハ殆ド全部地主ニシテ、小作人ハ唯僅ニ地主ノ土地引上等ニ反對シテ小作權確認等ノ受動的訴訟ヲ提起スルニ止マリ其ノ件數モ亦極メテ僅少ナリ。

右ノ訴訟ニ依ル外地主側ハ小作爭議ニ當リ緊急ノ對抗手段トシテ債權確保ノ目的ヲ以テ土地立入禁止或ハ立毛差押其ノ他ノ動産差押等ノ強制手段ヲ執ルモノ尠カラズ、即チ内務省ノ調査ニ依レバ正十四年乃至昭和四年ノ五ケ年平均ニ於テ土地立入禁止處分ハ百三十七件、二百八町歩餘、立毛差押ハ二百十四件、二百町歩餘、動産差押ハ二百八十八件、價格一萬三千二百餘圓ノ多數ニ上ルノ狀況ナリ。

右ノ強制手段ニ對シテハ小作人側ハ之ガ反對請願運動、批判演說會等ヲ行ヒテ極力反對ノ氣勢ヲ揚ゲ、又其ノ執行ニ當リテハ小作人側ハ諸種ノ方法ヲ講ジテ執行ヲ阻止シ爲ニ往々暴行騷擾事件等ヲ惹起シテ爭議ヲ益々惡化セシムルコト屢々目撃スル所ナリ。其ノ他小作人側ノ執ル法律的手段トシテハ相當額ノ供託金ヲ供託シテ強制執行ヲ免レ或ハ執行ヲ解除セシメ以テ耕作權確保ノ方策ニ出ヅルモノモ相當之アルヲ見ル。

### 六五八 小作爭議ノ結末

小作爭議ノ比較的輕易ナル事件ニ在リテハ當事者双方ノミノ直接交渉又ハ委員代表者等ノ折衝ニ依リテ圓滿解決スルモノアレドモ、其ノ稍紛糾シタル事件ニ在リテハ當事者ヨリ小作調停法ニ依リテ調停ノ申立ヲ爲シ或ハ仲介調停者ニ依リテ調停セラレ妥協成立スルヲ普通トス。

即チ昭和四年發生爭議二千四百三十四件ノ中一千八百二十件(約七割五分)ハ昭和五年六月末日迄ニ既ニ解決ヲ見タルガ之ニ付其ノ結末狀況ヲ見ルニ、折衝ノ結果個人交渉ニ移リテ解決ヲ見タルモノハ六十八件、一方或ハ双方ノ代表者ヲ以テ直接交渉セルモノ六百四件ニシテ、其ノ他ノ大部分タル千百四十八件(解決總件數ノ六割三分)ハ第三者ノ調停ニ依リテ解決ヲ見タリ。而シテ昭和四年發生爭議中調停法ニ依リ解決ヲ見タルモノハ四百十五件、小作官ノ調停法外ノ調停ニ依リテ解決シタルモノ二百二十二件ニシテ此ノ兩者ノ合計六百三十七件(第三者ノ調停ニ依リテ解決シタル件數ノ五割六分)ニ上レリ。

其ノ他ハ官公吏、名譽職、地方有志等ノ調停ニ依リテ解決シタルモノナリ。次ニ爭議ノ解決條件ヲ觀ルニ互讓妥協ニヨルモノ最モ多ク、小作人ガ其ノ要求ヲ貫徹シタルモノ之ニ次ギ、小作人ガ當初ノ要求ヲ撤回シタルモノハ比較的少數ナリ、最近三ケ年間ノ結末狀況ヲ示セバ左表ノ如シ。

小作爭議結末比較表

結末	昭和二年		昭和三年		昭和四年	
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
妥協	一、三七一 <small>件</small>	六六・八%	一、三六一 <small>件</small>	六七・六%	一、六一五 <small>件</small>	六六・四%
要求貫徹	五	二・七	六〇	三・三	一二七	五・三
要求撤回	一八	〇・九	二九	一・五	六三	二・六
耕地返還	五	〇・三	一	〇・一	—	—
自然消滅	九	〇・四	二	〇・一	一五	〇・六
小計	一、四五九	七二・〇	一、三五三	七三・五	一、八一〇	七四・八
未解決	五九三	二九・〇	五三	二七・五	六四	三・二
總計	二、〇五二	一〇〇・〇	一、八六六	一〇〇・〇	二、二三四	一〇〇・〇

備考 一、各年共翌年六月末日迄ニ到達シタル報告書ニ依ル

二、解決中「耕地返還」トアルハ小作人ガ抗争手段トシテ地主ニ對シテ耕地ヲ返還スベキ旨ヲ申出デ其ノ結果耕地ヲ返還スルニ至リタルモノナリ。

以上ノ如ク小作爭議ハ調停者ノ努力ト時日ノ經過ト相俟ツテ大部分解決スルモノナレドモ、其ノ最

モ執拗ナルモノニアリテハ未解決ノ儘在再繼續セラレ或ハ訴訟ニ永ク繫屬中ノ場合モ亦尠シトセズ。次ニ之等爭議ノ結末ニ付更ニ詳ニ其ノ内容ヲ究ムル爲、昭和四年發生爭議ノ中小作料減免ニ關スル事件ニシテ其ノ減額要求率ト決定率トノ明白ナルモノ一千六十五件ニ付テ調査シタルモノヲ觀ルニ、小作料一時的減額要求ハ九百九十一件（九割三分）ニ上リ、其ノ要求率ハ二割ヲ超エ五割以下ノモノ（三割減ノモノ最多）大部分（六割四分）ヲ占メ、其ノ決定率ハ一割ヲ超エ五割以下ノモノ（一割乃至二割ノモノ最多）大部分（七割四分）ヲ占ム。又小作料永久的減額要求ハ僅ニ七十四件（七分）ニシテ、其ノ要求率ハ二、三割減ノモノ最多ク、其ノ決定率ハ一時的減額ニ決定シタルモノモアレドモ多數ハ永久二割減以下（永久一割五分減ノモノ最多）ニ解決シタルモノナリ。

又同ジク昭和四年發生爭議ニシテ小作地返還ニ關スル爭議七百二十五件（内二十一件ハ小作地返還ガ從タル原因トシテ發生セル爭議ナリ）ノ中、既ニ解決シタルモノ五百三十件ニ付其ノ落着狀況ヲ觀ルニ、地主ノ小作地返還要求ニ對シ小作人ハ小作契約繼續ヲ要求シテ引續キ小作繼續ニ妥協シタルモノ最モ多數ニシテ二百三十五件（解決件數ノ四割四分）ニ上リ、又各種ノ名目ヲ以テ相當ノ賠償ヲ條件トシテ耕地ノ全部又ハ一部ヲ返還シタルモノ之ニ次ギ百四十四件（二割七分）アリ。其ノ他小作地ヲ小作人ニ於テ買受ケ或ハ代地ノ提供ヲ受ケテ解決シタルモノモアレドモ、全然無條件ニテ小作地全部ヲ返還シタルモノハ僅ニ三十一件（六分）ニ過ギザル状態ナリ。



## 第二 小作調停ノ概要

### (一) 小作調停事務ノ概況

#### 一 小作調停法施行地區及職員ノ配置

小作調停法ハ大正十三年十二月一日ヨリ長崎、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、鹿兒島、沖繩ノ九縣ヲ除キタル他ノ一道三府三十四縣ニ施行セラレト同時ニ農林省及司法省ニ關係職員ヲ設置スルト共ニ各地方廳ヲ通ジテ小作官二十人、小作官補二十八人ヲ、又各地方裁判所ヲ通ジテ判事三十人、裁判所書記三十人ヲ設置シ之ガ事務ヲ掌ルコトトナリタルガ、小作爭議ノ實情ニ鑑ミ大正十五年六月一日ヨリ小作調停法施行地區ヲ擴張シ新ニ長崎、福島、秋田、山形、鹿兒島ノ五縣ニ、昭和四年七月一日ヨリハ青森、岩手、宮城ノ三縣ニモ之ヲ施行スルコトトナリ（施行地區ハ一道三府四十二縣）未施行地ハ僅ニ沖繩一縣ノミトナレリ。而シテ大正十五年（昭和元年）度ニ於テハ調停法施行地區ノ擴張ト爭議ノ變化ニ應ジ各地方裁判所ヲ通ジ判事五人、裁判所書記五人ノ増員ヲ爲シ各地方廳ヲ通ジ小作官五人、小作官補五人ノ増員ヲ行ヒ、其ノ後調停事件輻輳シ事務繁劇ヲ加ヘタルニ依リ更ニ昭和二年度ニ於テハ各地方裁判所ヲ通ジ判事五人、裁判所書記五人、各地方廳ヲ通ジ小作官十二人、小作

官補五人ノ増員ヲ行ヒ尙昭和四年度調停法施行地區擴張ニ伴ヒ各地方裁判所ヲ通ジ判事二人、裁判所書記二人、各地方廳ヲ通ジ小作官一人、小作官補二人ノ増員ヲ行ヒ其ノ配置ヲ爲シタリ。昭和四年度ニ於ケル地方小作官及小作官補ノ配置左ノ如シ。

道府縣名	小作官	小作官補	計
北海道	一人	一人	二人
青森	一人	一人	二人
岩手	一人	一人	二人
宮城	一人	一人	二人
秋田	一人	一人	二人
山形	一人	一人	二人
福島	一人	一人	二人
茨城	一人	一人	二人
栃木	一人	一人	二人
群馬	一人	一人	二人
道府縣名	小作官	小作官補	計
埼玉	一人	一人	二人
千葉	一人	一人	二人
東京	一人	一人	二人
東海	一人	一人	二人
神奈川	一人	一人	二人
新潟	一人	一人	二人
富山	一人	一人	二人
石川	一人	一人	二人
福井	一人	一人	二人
山梨	一人	一人	二人
長野	一人	一人	二人

道府縣名	小作官	小作官補	計
岐阜	一人	一人	二人
静岡	一人	一人	二人
愛知	一人	一人	二人
三重	一人	一人	二人
滋賀	一人	一人	二人
京都	一人	一人	二人
大阪	一人	一人	二人
兵庫	一人	一人	二人
奈良	一人	一人	二人
和歌山	一人	一人	二人
鳥取	一人	一人	二人
島根	一人	一人	二人
岡山	一人	一人	二人
広島	一人	一人	二人
計	六	四	一〇

備考 沖繩縣ハ未施行地ニ付設置セズ

## 二 地方小作官會議及地方的調停事務協議會

### (イ) 地方小作官會議

昭和四年六月二十一日ヨリ同月二十六日迄六日間第六回地方小作官會議ヲ開キ小作爭議調停ニ關スル事務ニ付種々諮問、協議、打合ヲ爲シタリ。同會議ニ於ケル農林大臣ノ訓示及農務局長ノ指示左ノ如シ。

### 山本農林大臣訓示 (要旨)

昨年モ遠方ヨリ御參集ヲ願ヒタルガ今年モ亦御會同ヲ得テ連日審議ヲ煩ハシ寔ニ御苦勞ニ存ジマス。

此ノ機會ニ一言述べテ置キタイ。

最近ノ小作問題ノ推移ヲ觀ルニ小作調停法ノ運用ト諸君ノ熱心ナル努力トニ依リ漸次之ガ解決ノ方向ニ向ヒツアルコトハ誠ニ同慶ニ堪ヘナイ。

小作爭議ハ其ノ内容ヲ考察スルト小作料減額問題ト云フ比較的平易ナル問題カラ最近ハ小作權ノ確認、土地返還等ノ如キ深刻ナル問題ニ推移セントシ、又其ノ發生地域ニ於テモ之ガ擴大ヲ見タルヲ以テ宮城、岩手及青森ノ三縣ニモ小作調停法ヲ施行スルノ狀況ニ立チ至ツタ次第デアル。

又農民組合運動ガ漸次政治的色彩ヲ帯ビ其ノ結果トシテ地方自治體ヲシテ時ニ階級的ナル觀念ヲ起

サシメムトスルノ虞アリ。斯ノ如キ關係カラ小作問題ヲシテ其ノ内容、形式、發生區域等ニ於テ稍々複雑ニ赴カシムル傾向アルト云フ事實ヲ認メテ吾々ハ深く考慮ヲ拂フノ要ガアル。

諸君ノ職責ハ小作爭議ノ調停ニ關スル事務ニアルコトハ言フヲ俟タザルコトデアルガ、調停ヲ爲スニ當リ爭議ガ複雑ナル程其ノ爭議ニ因果關係ヲ有スル事項ハ極メテ廣汎ナルガ故ニ單純ナル目前ノ爭議ノミニ没頭スル所ナク更ニ小作爭議ノ發生原因ニ遡リ調査研究ヲ遂ゲ爭議ニ至ラザルニ先立チ其ノ根底カラ研究シテ之ヲ未然ニ防止スルコトニ力ヲ致シテ貰ヒタイト思フ。

而シテ土地制度並ニ此等ト相關連スル自作農ノ問題或ハ農業團體問題殊ニ農民組合其ノ他地主小作人組合等ニ付テハ常ニ調査研究ヲ爲シ農家ノ進ムベキ道ヲ誤マラシメザル様致スベキデアル。

要スルニ各種ノ農村問題中ニ於テモ小作問題ハ其ノ核心ヲ爲スモノデ、之ガ解決ノ衝ニ直面スル諸君ノ職責ハ重且大ナルガ故ニ一歩々々進ンダ考ヘテ研究ヲ怠ラズ常ニ大局ニ目ヲ注ギ本問題ニ善處シ以テ農村ノ平和、農業ノ發達ノ爲メニ邁進スルコトガ肝要デアル。

政府ニ於テモ小作問題ノ對策ニ對シテハ着々準備ヲ爲シ法制上、經濟上何レモ近キ將來ニ於テ解決ヲ見タイト思フ、殊ニ小作立法、自作農創設維持事業ハ當面ノ重要ナル問題トシテ政府ハ研究立案ニ努力シツツアル際デアルカラ諸君モ共ニ其ノ解決ニ協力セラレムコトヲ望ム。

此等ノ問題ハ最モ重大ナル問題ナルガ故ニ中央ノモノガ机上ニ於テ成案ヲ得ントスルコトハ無理デ

アル。何レニシテモ日夕此ノ問題ニ觸レ地方ノ實情ノ表裏ニ通曉セラルル諸君ニヨリテ完全ナル解決ヲ得ルト思フガ故ニ諸君ハ本會議ニ於テハ勿論他ノ機會ニ於テモ充分意ノアル所ヲ當局ニ申出デ參考ニ資セラレタシ。

以上諸君ニ期待スル處大ナルモノアルガ故ニ之ヲ一片ノ形式的訓示ト見ルコトナク其ノ目的達成ノ爲ニ専心努力研究セラレ更ニ一層ノ御協力ヲ切ニ希望スル次第デアル。

松村農務局長指示 (要旨)

小作調停法施行以來既ニ數度ノ小作官會議ヲ開キ小作問題ニ關シテ意見ノ交換ヲ爲シタルガ今般更ニ第六回ノ會議ヲ開催シ茲ニ諸君ト相會シテ其ノ經驗調査ニ基キ協議打合ヲ遂グルノ機會ヲ得タルハ最モ欣快トスル所デアル。

小作問題ノ推移ニ關シテハ諸君ニ於テモ常ニ深甚ノ注意ヲ拂ヒ各地方ノ實情ニ應ジテ最モ適切ナル善後處置ヲ講ゼラレ日夜此ノ困難ナル問題ノ解決ニ斡旋努力セラレツツアル身心ノ勞苦ニ對シテハ吾々ハ等シク認め感謝スル所デアル。

儲テ最近ニ於ケル小作問題ノ情勢ヲ見ルニ小作爭議ハ多少其ノ件數ニ於テ減少ノ傾向ヲ示シタルガ如キモ其ノ性質ニ於テハ益々眞劍味ヲ加ヘ模倣的爭議ハ自覺的爭議トナリ其ノ地域的ニモ漸次擴大ス

ルニ至リ全國的ノ農村問題ノ核心ニ觸レツツアル次第デアル。

今試ミニ昭和三年ノ小作爭議件數ヲ見ルニ本年三月末日到達セル報告ニ依ルモ既ニ千七百四十四件ヲ算シ内小作料ニ關スル事件ハ千五百七十七件ニシテ總件數ノ六割六分ニ上リ爭議件數ノ過半ヲ占ムルト雖モ一面小作地引上又ハ小作權等ニ關スル事件ハ四百三十八件即チ總件數ノ二割五分ニ上リ大正十五年ノ一割二分、昭和二年ノ二割一分ニ比シ著シク其ノ割合ノ増加ヲ見タルガ是等ハ地主ト小作人トノ間ニ於ケル小作地爭奪ノ事件ニシテ小作條件以外ノ小作關係ノ外廓ノ爭議ナルヲ以テ相當ニ重大視スベキモノデアル。

殊ニ從來比較的爭議ノ發生少カリシ東北地方ニモ最近ハ相當深刻ナル爭議ノ發生ヲ見ルニ至リ之迄小作調停法未施行地トシテ殘サレテキタ宮城、岩手、青森ノ三縣ノ如キモ小作關係ノ情勢著シク變化ヲ生ズルニ至レルヲ以テ之ガ施行ヲ見ルニ至ツタ。

一面地主小作人組合運動モ其ノ間多少運動上ノ消長ハアリタレドモ全國的ニ之ヲ見レバ概シテ複雑多岐ニ亘リツツアルガ特ニ注意スベキハ小作人組合ノ運動ニシテ爭議ニ當リテ從來ノ小作權ノ擁護、小作條件ノ維持改善等ノ對外的目的ノ爲ニ團結スルノ外、對外的團結ヲ堅クセントスル氣運ガ表レテ居ル、其ノ一例トシテハ最近小作人階級ノ利益ヲ擁護スル爲メニ産業組合的ノ運動ニ進出スルモノアルヲ擧ゲ得ル、又地方自治體ニ對シテモ政治的進出ヲ計リ最近行ハレツツアル市町村會議員改選ニ當

リテハ多數ノ候補者ヲ立テ或ハ無産政黨ニ關係ヲ保チテ多クノ當選者ヲ得ムコトニ努メツツアル情勢  
 デアル。

次ニ小作調停ノ概況ヲ見ルニ年々其ノ申立件數増加シ昭和三年ハ本年三月末日マデノ報告ニ依ルモ  
 既ニ二千八百七十六件ノ多數ニ上リ之ヲ爭議單位件數トシテ見ルトキハ千六百五十五件トナリ、其ノ  
 内千三十件即チ六割二分ハ調停成立セルノ狀況ニシテ更ニ小作官ノ法外調停件數ハ二百二十三件ノ多  
 數ニ上リ調停成立歩合極メテ良好デアル、即チ是等ノ困難ナル事件ガ圓滿ニ解決シ漸次地方的ニ小作  
 條件ノ改善ヲ齎シツツアルハ調停法ノ趣旨ノ徹底シタルト諸君ノ努力ニ依ルモノデアルト信ズル。

次ニ小作法制定ノ問題ニ關シテハ諸君ヲ始メ各方面ニ亘リ廣ク意見ヲ聽取シ其ノ規定ノ内容ニ付更  
 ニ慎重攻究ヲ重ネツツアル次第デアル、而シテ小作立法ニ當リテハ慎重ナル態度ヲ以テ實質的立法ヲ  
 ナスコトニ努メザルベカラズ、即チ成文法ヲ制定スル前ニ不文法ヲ作ラネバナラズ其ノ不文法ハ前回  
 ノ會議ニ於テ述べタルガ如ク實ニ諸君ガ現在作ラレツツアルノデアル、故ニ小作立法ノ必要ガ政黨ノ  
 政策中ニ掲ゲラルルト否トニ拘ラズ我々ハ之ヲ靜觀シテ果シテ社會的ニ小作立法ニ關スル問題ガ熟シ  
 テ居ルヤ否ヤヲ考慮セネバナラヌモノニシテ決シテ流行的ニ取扱フベキニアラズ。  
 次ニ自作農創設維持施設ニ付テハ一層重要ナルヲ認メ新ナル豫算ヲ計上シ相當規模ノ計畫ヲ樹立シ  
 小作問題ノ解決ニモ資シタキ次第デアル。

小作地檢見ニ付テハ曩ニ小作調査會答申ノ小作法要綱中ニモ之ガ必要ヲ規定シテアツタノデアツテ  
 昨年モ相談シタノデアルガ、本邦ノ小作爭議ニ於テハ風水旱害、病蟲害其ノ他ノ災害ニ因ル不作ヲ理  
 由トスル小作料減免問題最モ多數ヲ占ムルノ實情ニ鑑ミ之等爭議ノ原因トナル諸種ノ前提的條件ヲ除  
 却シ之ガ適切ナル解決ニ資スル爲メニ研究ヲ要スル所デアル、又爭議ノ解決ノ爲ニ一定ノ時期ヲ劃シ  
 テ小作慣行調査ヲナスハ必要ニシテ之ハ國勢調査及本年九月行ハルル農業センサスニ於テ農業狀態ヲ  
 明瞭ナラシムルコトト同一意義ヲ有スルモノデアアル、之ガタメ今回打合事項中ニモ之ヲ加ヘ且豫メ書  
 面ノ提出ヲ求メタル所ナルガ諸君ニ於テモ慎重攻究ノ上調査方法ニ關シ腹藏ナキ意見ノ交換アランコ  
 トヲ望ム。

最後ニ諸君ニ於テモ宜シク周到ナル注意ノ下ニ常ニ各地ノ小作事情並ニ政治上、經濟上其ノ他諸般  
 ノ事情ヲ精細ニ調査觀察シテ最モ農村事情ニ適應スル根本解決策ヲ攻究シ小作問題ノ解決並ニ農村ノ  
 圓滿ナル發達ノ爲メニ善處セラレンコトヲ望ム。

更ニ諸君ノ職務ハ特ニ嚴正公平ヲ要スルモノデアアルコトハ言フ迄モナキコトナルガ上述ノ如ク小作  
 問題ハ各方面ニ關係ヲ有スルモノナルガ故ニ種々ノ制肘ヲ受クルコトナキヲ保シ難キヲ以テ身ヲ持ス  
 ルコト飽クマデ強ク且公正ヲ嚴守シテ其ノ職責ノ遂行ニ邁進セラルルコトヲ切ニ希望スル所デア  
 ル。

(ロ) 地方的小作調停事務協議會

各地方ニ於テハ本省ニ開キタル前記小作官會議ノ外、情況ノ類似シタル地方毎ニ夫々調停事務ニ付連絡ヲ圖リ、且ツ小作官ト調停主任判事トノ間ニ於テ種々執務上ノ打合ヲ爲サンガ爲、昭和四年十月ニ於テ地方廳ト地方裁判所トノ共同主催ノ下ニ控訴院管下ノ各府縣ノ小作官及調停主任判事ノ會合ヲ催シ小作調停事務ニ付協議打合ヲ行ヘリ。此ノ會議ニハ農林、司法兩省ヨリ關係官臨席シテ隔意ナキ打合ヲ遂ゲ、相互ノ連絡並ニ執務上極メテ效果多キヲ認メタリ。會議ノ開催場所、時期及關係區域等左ノ如シ。

開催場所	時期	參集區域
德島縣	十月十八日ヨリ二十日迄三日間	大阪控訴院管下ノ各府縣及地方裁判所並ニ岡山縣及岡山地方裁判所
熊本縣	十月二十一日、二十二日ノ二日間	長崎控訴院管下ノ各府縣及地方裁判所
埼玉縣	十月二十八日、二十九日ノ二日間	東京控訴院管下ノ各府縣及地方裁判所

三 小作調停委員ノ選任及指定

(イ) 調停委員ノ選任

小作調停委員ハ調停法施行上重要ナル役目ヲ有スルモノニシテ同法第二十九條ニ依リ地方裁判所長

ニ於テ選任スルモノナルモ、實際ノ選任ニ當リテハ地方ノ實情ニ精通スル小作官ニ打合ハスベキ方針ナルヲ以テ、施行ノ初年度(大正十三年)ニ於テ農務局長ヨリ地方長官ニ通牒ヲ發シ之ガ候補者ノ調査選定ニ付特ニ慎重ナル考慮ヲ拂ハシメ、左記要領ニ依リ毎年地方小作官ヨリ調停委員候補者名簿ヲ調製シ十一月末日迄ニ當該地方裁判所長ニ提出セシムルコトトセリ。

第一 調停委員候補者數ハ郡、支廳ノ區域毎ニ約二十名乃至三十名ヲ、市ニ在リテハ十名乃至二十名ヲ選定スルコト

第二 調停委員ハ調停ニ適當ナル者ニ付選任指定セラルルモノナルヲ以テ其ノ候補者ハ左記各號ノ種別ニ屬スル者ヲ適宜按配シテ選定スルコト但シ第二號及第三號ニ屬スル者ニ付テハ調停主任ガ委員會ヲ開クニ際シ調停委員ヲ指定スル場合ニハ各同數ヲ選定スルコトトナルベキヲ以テ其選擇ノ際ニ於テ成可ク各同數ヲ選定シ置クコト

一 地主小作何レノ側ニモ屬セザル純中立ノ者

二 地主側ノ信望アル者

三 小作側ノ信望アル者

四 地主小作双方ノ信望アル者

前項各號ニ依リ選定スベキ者ハ何レモ調停ヲ爲サシムルニ適當ナル者タルコトヲ要ス

第三 調停委員候補者名簿ハ前項各號ノ種別毎ニ口座ヲ設ケ各人ニ付年齢、地主小作人ノ別、其ノ他職業、性行、經歷、資産、政黨關係、大地主トノ親戚關係ノ有無又ハ地主及小作人ノ團體トノ關係等ヲ明記スルコト

右ニ依リ地方廳ニ於テハ市町村長、警察署長等ニ照會シ種々調査ヲ重ネタル上調停委員候補者名簿ヲ作製シ地方小作官ヨリ之ヲ地方裁判所長ニ參考トシテ送附シタリ。地方裁判所ニ於テモ別ニ區裁判所、登記官吏、司法代書人其ノ他ノ方面ニ照會シテ取調べ前記小作官ヨリ提出シタルモノト慎重ニ照合調査シ人選ノ上全國ニ亘リ大正十四年ニハ一萬三千餘人ヲ夫々選任シタリシガ、爾後地方裁判所ニ依リテハ一定ノ任期ヲ定メ毎年又ハ任期滿了ノ度ニ選任替ヲスル所多キモ中ニハ別ニ任期ヲ定メズ繼續シ居ル所モアリトス。司法省民事局ノ昭和五年二月現在調査ニ依レバ其ノ員數左ノ如シ。

地主兼自作者	五、四一五	一府縣當 平均員數	一一八
地主兼小作者	六七三		一四
地主兼自作者	一四三		三
自作者	三、七三七		八一
自作兼小作者	一、一三一		二五

小 作 者	二、〇九八	四六
其 他	一、八一六	三九
合 計	一五、〇一三	三二六

以上ノ如ク地主、自作者及小作者即チ農業關係者一萬三千九百九十七人ニシテ大部分ヲ占メ其ノ他トシテハ町村長、小學校教員、郵便局長、大學教授、辯護士、醫師、神官、僧侶、新聞記者、商業者等各階級ノ者ヲ網羅セル狀況ナリ。一ノ道府縣ニ於テ選任シタル調停委員數ハ爭議ノ事情、爭議地域ノ分布、一般ノ民情其ノ他各種ノ事情ニ依リ夫々其ノ選任方針ヲ異ニシ多キ所ト少キ所トアルモ、其ノ普通ナルハ二百人乃至五百人ニシテ三重九百十九人、兵庫八百十三人、福岡七百三十八人、岩手七百六人、岐阜五百七十二人、千葉五百三十人、長崎五百二十六人ノ如キハ多數ノ部ニ屬シ、山口五十六人、東京七十五人ノ如キハ少數ナルモノニ屬ス。而シテ之ガ配置ノ狀況ヲ見ルニ府縣ニ依リテハ管下全體ニ亘リ豫メ普遍的ニ分散選任シ置ク所モアレド、又府縣ニ依リテハ例年爭議ノ發生スル地方ニシテ豫メ選任シ置キ爭議ノ發生稀ナル地方ニハ豫メ選任シ置カズ現實ノ事件申立アリタル際ニ隨時選任スルノ方針ヲ執ル所モアルナリ。

(ロ) 調停委員ノ指定

調停ノ申立アリタル事件ニシテ調停委員會ヲ開催スベキモノト認メタルモノ (昭和四年申立事件中昭和五年六月末日迄ニ報告到

達ノ既済事件千四百五十五件中八百五十二件ニ付テハ調停主任ハ小作官ノ意見ヲ聽キ豫メ選任シタル者ノ中ヨリ件ハ調停委員會ニ依レルコト後述ノ如シ）ニ付テハ調停主任ハ小作官ノ意見ヲ聽キ豫メ選任シタル者ノ中ヨリ指定スルコト稍多キモ、事件ノ實情ニ依リテハ其ノ時ニ臨ミ適任者ヲ選任ノ上直チニ指定スルコトアリ、地方ニ依リテハ後者ノ例ニ依ル場合多キ所モアルナリ。調停委員會ニ於ケル委員ノ員數ハ二人ノ場合最モ多ク三人ノ場合之ニ次ギ四人、五人ノ場合ハ少シ。實際指定シタル委員ハ爭議ノ狀況ニ應ジ地主側小作側ノ色彩稍々明瞭ナル者ヲ双方ヨリ一人宛選定セルアリ更ニ之ニ中立者ヲ加ヘ又全然中立的立場ニ在ル者ノミヲ指定セルアリ、又縣下ヲ通ジテ觀タル德望家ト爭議地附近ノ實情ニ精通セル者トヲ按配指定セルガ如キ相當苦心ノ跡顯著ナルモノアリ。

調停委員ハ調停主任及小作官ト協力シ、地主及小作人ノ間ニ立チテ斡旋盡力シ殊ニ數年來屢々之ガ經驗ヲ有スル調停委員ノ如キ頗ル鍊達ノ士ノ増加セルハ欣ブベキ現象ニシテ調停上極メテ有效ナル働ヲ爲シツツアルモ、全國多數ノ委員中ニハ往々不馴ノ爲メ未ダ充分ナル能力ヲ發揚シ得ザルヤノ憾ミアル場合モナキニ非ズ。

(二) 小作調停法ニ依ル調停ノ概要

一 調停申立ノ狀況及件數

小作調停法實施以來大正十三年十二月一日ヨリ昭和四年十二月末日迄滿五箇年餘ノ間ニ於ケル小作

調停申立ノ狀況ヲ見ルニ、其ノ總申立別件數ハ一萬四千六百八十九件ニ上ルモ、調停申立ノ實情ヲ見ルニ、小作爭議トシテ一事件ノモノモ調停申立ニ當リテハ當事者ノ便宜又ハ事件ノ性質等ニ依リ數件乃至十數件ニ分割申立ツルモノアルヲ以テ、之ヲ一爭議單位ニ觀察シテ其ノ件數ヲ擧グレバ六千四百五十五件トナル、而シテ昭和四年申立件數ハ申立別件數三千六百五十七件ニシテ此ノ爭議單位件數一千五百八十三件トナル。

次ニ調停取扱件數ニ付テ觀ルニ當年申立件數ノ外兩三年來ノ未解決繫屬事件アルヲ以テ之ヲ加算スレバ申立件數ヨリモ遙ニ増加ス。即チ昭和四年ノ取扱件數ハ申立別件數四千八十五件、此ノ爭議單位件數一千九百五件ノ多數ニ上ルヲ見ル。

今大正十三年以降ノ調停取扱件數ヲ示セバ左表ノ如シ。

年次	申立別取扱件數		計	爭議單位別取扱件數		計
	當年申立受理	舊受繰越		當年申立受理	舊受繰越	
大正十三年	三三二件	四一一件	四〇三一件	二七件	三二一件	二七件
大正十四年	一、八二六	六二四	一、八五〇	六五四	三二〇	六七四
大正十五年 (昭和元年)	二、六一〇	四二一	三、〇三一	九五四	一一一	一、〇七五



計	昭和二年		昭和三年		昭和四年	
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
一四、六八九	三、六五三	四三八	四、〇九一	一、五五一	二二一	一、七六二
	二、九一二	六八四	三、五九六	一、六八六	三三七	二、〇二三
	三、六五七	四二八	四、〇八五	一、五八三	三二二	一、九〇五
				六、四五五		

昭和四年ニ於ケル調停ノ申立時期ニ付觀察スルニ最も多キハ四月ノ二百五件(争議單位件數。以下單位件數ナリ)ニシテ三月ヨリ五月ニ至ル間ハ各月トモ申立件數多キニ上リ七月、八月及九月ニ件數稍減少スル傾向アリ。之ヲ小作爭議發生ノ場合ト比較スルニ、小作爭議ハ收穫期乃至小作料支拂時期ノ前後ニ發生スルモノ最も多キモ(十一月、十二月及一月ノ三箇月間ニ發生スルモノ最も多シ)調停申立ノ盛時ハ之ヨリ數箇月後レテ來ルモノト謂フベシ。次ニ各年ノ月別申立件數ヲ示セバ左表ノ如シ。

月別	昭和二年		昭和三年		昭和四年	
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
一月	一〇七	六・九〇%	一五一	八・九五%	一三二	八・三四%
二月	一三五	八・七〇%	一三三	七・八九%	一四八	九・三五%

合 計	昭和二年		昭和三年		昭和四年	
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
一、五五一	一〇〇・〇〇	一、六八六	一〇〇・〇〇	一、五八三	一〇〇・〇〇	
三	一四〇	九・〇三	一八七	一一・〇九	一八八	一一・八八
四	一五六	一〇・〇六	二二二	一三・一七	二〇五	一二・九五
五	二一六	一三・九三	二二六	一三・四〇	一九六	一二・三八
六	一四二	九・一五	一三六	八・〇七	一〇七	六・七六
七	九〇	五・八〇	九三	五・五二	八六	五・四三
八	八〇	五・一六	八三	四・九二	四八	三・〇三
九	八一	五・二二	一一九	七・〇六	九六	六・〇六
十	一三二	八・五一	一〇九	六・四六	一二三	七・七七
十一	一三四	八・六四	一〇五	六・二三	一二九	八・一五
十二	一三八	八・九〇	一二二	七・二四	一二五	七・九〇

次ニ昭和四年ニ於ケル道府縣別調停申立狀況ヲ見ルニ概シテ爭議激甚ノ地方ニ申立多ク新潟ノ二百五十五件(申立別件數五百二十六件)、香川ノ百七十五件(申立別件數二百五件)、秋田ノ百二十八件、山梨ノ百十七件、鳥取ノ百四件多數ヲ占メ兵庫、山形、岐阜、福岡、徳島、三重、大阪、群馬、北海道、

京都等之ニ次グ。而シテ申立少キ地方ハ宮城、大分、鹿兒島、栃木、石川、長崎、山口等ノ各縣ニシテ、全ク申立ナキ地方ハ岩手、東京、熊本ノ三府縣ナルガ、此等ノ地方ニ於テモ亦地方廳ニ特設シタル小作官ノ直接間接ノ斡旋ニ依リ爭議ノ圓滿ナル解決ヲ遂ゲタルモノ少カラズ。調停ノ申立ヲ爲ス場所ニ付テハ當事者ガ直接裁判所ニ對シテ爲セルモノ最モ多ク千四百五十三件（申立件數ノ九割二分）ヲ占メ市町村長ヲ經由セルモノハ僅ニ百三十件（八分）ナリ、而シテ其ノ申立ハ書面ニ依ルモノ大部分ヲ占メ千五百七十三件ニシテ口頭ノ申立ハ僅ニ九件ニ過ギズ。

二 申立人ノ種別

調停ノ申立ニハ地主ノ申立、小作人ノ申立、地主小作人合意ノ申立ノ三種アリ、尙右ノ外一爭議ニ付地主ト小作人トガ各別ニ双方ヨリ申立テタルモノ稀ニアリ、昭和四年ニ於ケル其ノ種別件數（爭議單位）及割合ヲ示セバ左ノ如シ。

申立者別	件數	割合
地主ノ申立	五五六	三五・一二%
小作人ノ申立	九三七	五九・一九%
地主小作人合意ノ申立	八〇	五・〇六%

双方申立

一〇

〇・六三

即チ申立件數中地主ノ申立ハ三割五分、小作人ノ申立ハ五割九分、合意申立ハ五分ヲ占メ小作人申立ハ依然トシテ過半数ヲ占ムルモ、合意申立ハ前年ニ比シ半減セリ。今本法實施以來各年ノ地主申立ト小作人申立ト合意申立トノ割合ヲ示セバ左ノ如シ。（双方申立ノ割合ハ省略ス）

年次	地主申立	小作人申立	合意申立
大正十三年	四〇・七四	五九・二六	—
大正十四年	四七・〇九	五〇・〇〇	〇・四六
大正十五年（昭和元年）	三三・〇二	五八・〇七	四・一九
昭和二年	三一・九二	六二・五四	四・六四
昭和三年	三一・六一	五六・五八	一〇・八〇
昭和四年	三五・一二	五九・一九	五・〇六

爭議ノ多キ地方ニ付テ觀ルニ小作人ノ申立多キハ秋田、山梨、鳥取、岐阜、大阪、群馬、北海道、愛知、青森、静岡ノ各道府縣、地主ノ申立ト小作人申立ト伯仲ノ間ニアルハ新潟、山形、福岡、佐賀、和歌山ノ各縣ニシテ地主ノ申立ノ多キハ香川、兵庫、三重、京都、奈良ノ各府縣ナリ。尙合意申立ノ多キハ香川、山梨、岡山、群馬ノ各縣ニシテ之ハ小作官、有志者等ガ事實上ノ調停ヲ爲シ殆ド成立ス

ルニ至リタル後、之ニ法上ノ效力ヲ附與スル爲地主ト小作人ト合意ノ申立ヲ爲シタルモノ多シ。

### 三 申立ノ要旨

調停申立ヲ爲スニ付テハ爭議ノ實情ヲ明ニシテ之ヲ爲スベキモノナルヲ以テ、其ノ申立書及申立ノ調書ニ付キ調査スレバ大體ニ於テ爭議ノ要點即チ申立ノ要旨ヲ知ルコトヲ得ベシ。

申立事件ノ申立要旨ハ多種多様ニシテ地主ノ申立テタル場合ト小作人ノ申立テタル場合ト合意申立ノ場合トニ依リ其ノ趣ヲ異ニスルハ勿論ナリト雖モ、各申立ニ通ズル爭議ノ要點ハ小作料支拂請求、小作料減額要求、小作料改定要求等小作料ニ關スルモノ最モ多ク、土地返還要求、小作契約繼續要求、小作權、永小作權ノ確認要求等小作契約ノ繼續及消滅ニ關スルモノ之ニ次ギ近年小作爭議ノ性質ノ變化ニ伴ヒ後者ニ屬スルモノ激増シタリ。而シテ地主ノ土地返還要求又ハ小作人ノ小作契約繼續ノ要求ハ小作料支拂請求又ハ小作料ノ減額要求ニ聯關シテ申立テラルル場合尠カラズ。

昭和四年申立總件數千五百八十三件中小作料ニ關スルモノ(小作料支拂請求、小作料支拂請求及土地返還、小作料改定、小作料減額、小作料値上反對、小作料支拂延期)ハ九百五十六件總件數ノ五割九分ヲ示シ、小作契約ノ繼續及消滅ニ關スルモノ(小作地返還、小作契約繼續、小作料減額及小作契約繼續、小作權確認、代地交付、土地賣渡要求)ハ七百五十九件總件數ノ四割八分ヲ占ム、今申立件數千五百八十三件ニ付申立ノ要旨別件數ヲ示セバ左ノ如シ。

申立者別	要求事項	件數	割合
地主	小作料支拂請求	一九二	二二・一三
	小作料改定	九四	五・九四
	小作料支拂請求及土地返還	八九	五・六二
	土地返還	一四五	九・一六
	其他	四〇	二・五三
	計	五六〇	三五・三八
	小作料一時的減額	二〇二	一二・七六
	小作料永久的減額又ハ小作料改定	八一	五・一二
	小作料一時的減額及小作料永久的減額(含ム)	五四	三・四一
	小作料一時的減額及小作契約繼續(小作料ニ關スルモノ)	一六六	一〇・四九
小作人	小作料支拂延期	八	〇・五〇
	小作料値上反對	一四	〇・八八
	小作契約繼續	三二〇	二〇・二一
	小作權、永小作權ノ賠償請求(賠償請求)	三五	二・二一
	確認又ハ賠償請求(賠償請求)	三五	二・二一

作物、耕作費、土地改良費ノ補償請求	五	〇・三二
代地交付	五	〇・三二
土地賣渡要求	一三	〇・八二
假處分、假差押ノ解除	四	〇・二五
其他	三六	二・二八
計	九四三	五九・五七
小作料一時的減額	六	〇・三八
小作料改定	五〇	三・一六
其他	二四	一・五一
計	八〇	五・〇五
合 意	一、五八三	一〇〇・〇〇
四 申立人ノ要求		
(イ) 地主申立ノ場合		
(1) 小作料支拂請求		
小作人が小作料ノ支拂ヲ爲サザルヲ以テ之ヲ支拂フ様調停ヲ求ムルモノニシテ、之ニ該當スル		

モノ最モ多シ、此ノ中ニハ當年ノ小作料ノ支拂ヲ請求スルモノト數年來ノ滞納小作料ノ支拂ヲ請求スルモノトアリ。地主ノ申立件數五百六十件中小作料支拂請求ヲ爲スモノ二百八十一件アリテ其ノ五割ヲ占ム。

(2) 土地返還

小作人が契約セル小作料ノ支拂ヲ爲サザルニ依リ地主ハ相當ノ期間ヲ定メテ之ガ催告ヲ爲シ、尙支拂ヲ爲サザル爲小作契約ヲ解除シタルモ小作人ニ於テ土地ヲ返還セザルニヨリ其ノ返還方ニ付調停ヲ求メ、又ハ小作料支拂ト土地返還トニ付併セテ調停ヲ求ムルモノナリ。此ノ土地返還ヲ求ムル調停ノ申立ハ小作料ノ支拂方ヲ督促スル手段トシテ、或ハ地主ノ積極的意思ヲ示ス手段トシテ、或ハ感情ニ驅ラレテ地主ヨリ此ノ舉ニ出テタリト認メラルモノ多キモ、又努力ノ關係上眞ニ自作ノ必要ニ逼ラレタル小地主ガ土地返還ヲ求ムルモノ、及困憊セル地主ガ小作料ノ納付問題ニ付毎年小作人ト相争ヒ小作料ノ收得不確定トナリ此ノ儘ニテ推移センカ到底生活ノ途ヲ講ズル能ハザルヲ慮リ紛争ノ根源ヲ絶ツ爲メ該小作地ノ引上ヲ敢行セントスル事件モ存ス。又地主ガ財産整理等ノ爲小作地ヲ賣却シタル場合ニ、買受人タル新地主ヨリ自作ノ爲土地返還ヲ求ムル事件モアリトス。地主ノ申立件數五百六十件中土地返還要求ヲ爲スモノ二百三十四件アリテ其ノ四割二分ヲ占ム。

## (3) 小作料ノ改定

地主ニ於テ時代ノ趨勢ヲ考慮シ積極的ニ現行契約小作料ノ相當ナラザルコトヲ認メテ小作料ヲ改定セントシ、或ハ小作人ノ小作料改定ノ要求ニハ異議ナキモ之ガ相當額ノ決定ニ付調停ヲ申立ツルモノ、或ハ小作料ノ一時的減免問題ニツキ年々折衝ヲナス煩ヲ避クルタメ相當額ヲ永久ニ減免スベキコトヲ認メ之ガ改定ノ方法ニ付調停ヲ申立ツルモノアリ。然レドモ中ニハ地主、小作人間ニ於テ小作料ノ改定ニ付既ニ事實上ノ協定ヲ經タルモノニ對シ地主ガ法律上ノ效力ヲ有スル確定的ノモノタラシメント欲シテ調停ヲ申立テタルモノ新潟、香川等ニ多シ。小作料改定ノ申立ハ九十四件ニシテ地主ノ申立件數ノ一割七分ニ當ル。

## (4) 其ノ他

尙以上ノ外ニ數年來引下ゲラレタル小作料ノ復舊ヲ望ミ其ノ値上ヲ求ムルモノ、或ハ小作權ノ賠償額決定、小作契約ノ更改、小作證書ノ差入、凶作時ニ於ケル減免法協定、調停條項ノ履行、耕作妨害排除獎勵米額ノ決定、小作料換算金ノ決定等ヲ要求シテ調停ヲ申立テタルモノアリ。

## (□) 小作人申立ノ場合

## (1) 小作料減額

## 1 小作料ノ一時的減額及滯納小作料減額

小作料ノ一時的減免ハ小作爭議ニ於ケル小作人ノ要求トシテハ最モ普通ナルモノニシテ、風水旱害其ノ他ノ災害ニ因ル不作ニテ豫期ノ收穫ナキニ因ルモノ多キモ、格別不作ト認メラレザルニモ拘ラズ不作ナリトシテ、或ハ農業ノ收支不償ヲ理由トシテ要求ヲ爲スト認メラルモノナキニ非ズ。而シテ數年來爭議ヲ繼續シ小作料ヲ滯納シタルモノニ付地主ヨリ小作料請求訴訟ヲ提起セラレタル場合ニ於テ小作人ヨリ之ガ減額ヲ要求スルモノ亦多シ。小作人ノ申立件數九百四十三件中小作料一時的減額及滯納小作料減額ヲ要求シタルモノハ四百二十二件（内二百二十件ハ小作契約繼續又ハ小作權確認要求及小作料改定ト合併シテ申立ツ）ニ上リ其ノ四割五分ヲ占ム。

## 2 小作料永久的減額又ハ小作料改定

從來ノ小作契約上ノ小作料額ヲ過當ナリトシ又ハ農業ノ收支不償ヲ理由トシ、契約ヲ改定シテ小作料ノ減額引下ゲヲ爲サンコトヲ求ムルモノニシテ、此ノ要求ヲ爲スモノニハ數年來ノ小作料ヲ滯納シ置キテ此ノ手段ニ出ヅルモノ多シ。小作料永久的減額又ハ小作料改定ヲ要求スルモノハ百三十五件ニシテ小作人申立件數ノ一割四分ヲ占ム。

## (2) 小作契約ノ繼續

小作料未納ノタメ地主ヨリ土地引上ヲ申渡シ又ハ地主ガ自作其ノ他ノ必要ヨリ小作地返還ヲ要求シタル場合ニ小作人ヨリ小作契約ノ繼續ニ付調停ヲ申立ツルモノニシテ、地主ノ土地返還要求

ニ基ク爭議ガ増加スルニ伴レテ此ノ種ノ小作人ノ要求ハ漸次多キヲ加ヘツツアリ、此ノ要求ハ四百八十四件（内百六十四件ハ小作料減額ノ要求ト合併シテ申立ツ）ノ多數ニ上リ小作人申立件數ニ對シ五割一分ニシテ前年ニ比シ著シキ増加ヲ示ス。

(3) 小作權、永小作權ノ確認又ハ賠償請求

地主ヨリ土地返還ヲ要求シタル場合ニ、小作人ハ之ガ對策トシテ小作權又ハ永小作權ヲ主張シ又ハ之ガ賠償若ハ作離料ノ支給ヲ受クルニ非ザレバ返還ニ應ズル能ハズト主張シテ調停ヲ申立ツルモノニシテ、之ニ關スルモノ三十七件、小作人申立件數ニ對シ四分ヲ示シ前年ニ比シ稍減少シタリ。

(4) 土地賣渡要求

地主ガ他ニ小作地ヲ賣却セムトスル場合ニ於テ、小作人ハ之ヲ探知シテ其ノ土地ヲ小作人ニ賣渡サンコトヲ要求シ、或ハ既ニ小作地ヲ買受ケタル新地主ガ小作料ノ値上又ハ小作地ノ返還ヲ要求シタル場合ニ小作人ヨリ小作地ノ賣渡ヲ要求スルモノニシテ之ニ關スルモノ十三件アリ。

(5) 作物、耕作費及土地改良費等ニ對スル補償請求

小作人ガ已ムナク土地ヲ返還スル場合ニ於テ、土地ノ上ニ存スル作物或ハ其ノ耕作費ニ對シ、又ハ小作人ガ其ノ土地ニ投ジタル土地改良費ニ對シテ補償ヲ求ムルモノナリ、其ノ事例五件存ス。

(6) 假處分、假差押ノ解除

地主ニ於テ土地立入禁止ノ假處分又ハ立毛ノ假差押ヲ執行シタル場合ニ、之ガ解除ヲ爲シテ小作人ニ耕作又ハ收穫セシメラルル様調停ノ申立ヲ爲スモノニシテ山梨一件、岡山三件アリ。

(7) 其他

以上ノ外小作料支拂ノ延期、小作料値上反對、込米廢止、獎勵米俵裝料ノ支給、從來納入シタル小作米ニ過納アリシトテ過納米ノ返還ヲ求ムルモノ、小作地反別狹少ナリトテ反別ノ更正ヲ求ムルモノ、地主ノ指定シタル小作證書ノ差入ヲ拒絶スルモノ、小作地返還ニ付キ代地ノ交付ヲ求ムルモノ、土地返還ノ延期ヲ求ムルモノ、小作權讓渡ノ承認ヲ求メ小作名義ノ書換ヲ求ムルモノ、地主ノ變更（土地賣買、相續等）ノ場合ニ小作料納入先ノ決定ヲ求メ又ハ新舊地主双方ヨリ小作料ノ請求ヲ受ケ困却シ一方ノ小作料請求ノ排除ヲ求ムルモノ、小作組合ト其ノ脱退組合員トノ間ニ起レル積立米借用金支拂問題、中間小作人ノ排除等ニ付キ小作人ヨリ調停ヲ求ムルモノアリ。就中小作料支拂ノ延期及小作料値上反對ノ増加セルヲ見ル。

(8) 地主小作人合意申立ノ場合

地主小作人間ニ於テ、現行小作料ハ相當ナラザルコトヲ認メ小作料ノ改定ヲ爲スベキコトニ付テ

ハ協定成リタルモ、之ガ相當額ノ決定ニ付キ協議調ハザルタメ其ノ改定ノ方法ニ付調停ヲ求メタルモノ及既ニ兩當事者間ニ數次ノ交渉ヲ重ネ或ハ小作官其ノ他ノ斡旋ヲ受ケ大體小作料改定ニ付キ事實上ノ協定成リタルモノニ對シ法律上ノ效力ヲ附與スベク申立ヲ爲シタルモノアリ。此ノ小作料改定ヲ求ムルモノハ五十件ニシテ合意申立ノ六割三分ヲ占メ前年ニ比シ著シク減少シタリ（主トシテ香川縣）。右ノ外小作料減免歩合ニ付地主ト小作人ノ意見一致ヲ見ズ之ガ判定ヲ求ムルモノ六件アリ。

五 申立事件ノ範圍

本項ノ申立事件ノ範圍トハ事件ノ關係人員及關係耕地面積ヲ謂フ。

範圍ハ事件ニ依リテ相同ジカラズト雖モ、普通ノ小作爭議ノ範圍ト比較スルニ小ナル場合多シ、之レ調停ノ申立ハ爭議全部ニ亘リテ爲サルル場合ナキニ非ザルモ、多クハ爭議ノ一部ノミ調停ニ申立テラルル場合多キヲ以テナリ。故ニ直接調停ニハ申立テザルモ其ノ調停ノ結果ニ對シ利害關係ヲ有スル者ハ多數ナルヲ常トスルヲ以テ、其ノ調停ノ結果如何ハ同一爭議ノ他ノ部分ノ解決ニ影響スル所多ク、實質ニ於テハ是等調停事件ノ範圍ハ數字ニ現レタルモノヨリモ大ナルヲ常トス。前記千五百八十三件ノ總關係人員ハ地主五千八百七人、小作人一萬八千二百七十四人、利害關係人ノ參加セルモノ二百十二人ニシテ、關係地面積ハ七千二百六十一町歩ナリ。今之ニ依リ調停一事件平均ノ範圍ヲ求メ之ト昭

和四年發生ノ小作爭議二千四百三十四件ニ付キテ調査シタル一爭議平均ノ範圍ト比較スレバ左ノ如シ。

種別	調停事件	小作爭議
一事件當平均關係地面積	四・五九	二二・三四
一事件ニ對スル小作人數	一一・五	三三・七
一事件ニ對スル地主數	三・七	九・七
地主一人ニ對スル關係地面積	一・二五	二・四二
小作人一人ニ對スル關係地面積	〇・四〇	〇・六九
一地主ニ對スル小作人數	三・一	三・五

是ニ依ツテ觀察セバ調停申立事件ニ於ケル爭議ハ地主四人、小作人十二人ニシテ其ノ關係耕地面積四町六反ニ亘リ、事件ハ團體的性質ヲ帶ブルモノ多シ。而シテ近時小作交渉ニ當リ小作人組合地主組合ノ對抗的色彩濃厚ナル地方ニ在リテハ、調停事件ニ付テモ是等ノ團體ヲ背景トスル事件多ク、殊ニ右調停事件ハ爭議ノ一部分ノミニ付キ申立ツルコト多キ爲、表面之ニ參加セザルモ之ト共同ノ利害關係ヲ有スル者多キハ前述ノ如シ。

六 事件ノ處理

裁判所ニ於テ調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ直ニ小作官ニ打合セ其ノ意見ヲ徵シテ調停委員會ヲ開クベキカ裁判所直接ニ調停スベキカ等ヲ決定スルモ、多クハ法ノ精神ニ鑑ミ調停委員ヲ指定シ期日ヲ定メテ調停委員會ヲ開クコトトナル。即チ調停既濟總件數千四百五十五件中調停委員會ヲ開キタルモノハ八百五十二件（總件數ノ五割九分）ニシテ、裁判所ノ調停ハ四百四十九件（總件數ノ三割一分）ナリ。尙勸解者ヲ利用シタルモノ七十九件（總件數ノ五分）アリ、右ノ中ニハ調停委員會ト勸解トヲ併進シタルモノ五十八件裁判所調停ト勸解トヲ併セタルモノ一件アリトス。一般ノ府縣ニ於テハ調停委員會ヲ開クコト多キモ島根、福島、栃木、長崎、宮城ノ五縣ハ裁判所直接ノ調停ノミニシテ調停委員會ヨリモ裁判所直接ノ調停ノ多キハ鳥取、新潟、滋賀、茨城、埼玉ノ五縣ナリ。又勸解者ノ利用ハ香川、秋田ノ兩縣ニ多キヲ認メラル、之レハ調停申立前ニ小作官、有志者等ガ事實上ノ和解ヲ成立セシメタル後ニ調停申立ヲ爲シタル場合又ハ調停申立後直ニ勸解ニ附シ若ハ裁判所直接ニ或ハ調停委員會ノ調停ヲ進行スルノ傍ラ一方ニ調停補助者ノ形ヲ以テ勸解ヲ爲サシメタルモノナリ。

調停ノ場所ハ裁判所直接ニ調停ヲ行フ場合ニハ裁判所構内ニ於テ開キ、稀ニハ受命判事ニ於テ實情調査ヲ兼ね現地ニ出張シテ調停ヲ進ムルコトアリ。調停委員會ノ場合ニハ隨時適當ノ場所ニ出張シテ開催シツツアリ、即チ便宜ニ從ヒ裁判所（地方裁判所、同支部、區裁判所）、町村役場、寺院、公會堂、小學校、調停主任又ハ小作官ノ宿泊スル旅館等ヲ選ビ、又同一事件ニ在リテモ四圍ノ事情及事件進行

ノ狀況ニ應ジ同ヲ重ヌル毎ニ會場ヲ變更スルガ如キ場合モアリ。

當事者多數ノ場合ハ申立ト同時ニ總代ヲ選任シ來ルコト多キモ、往々之ヲ缺クコトアルヲ以テ此ノ場合ニハ裁判所ヨリ總代ヲ選任セシムルコトアリ、總代ハ調停ノ中途ニ於テ變更増員スルコトモアルナリ。又關係爭議ノ全部ヲ圓滿ニ解決セシムルタメ申立當事者以外ノ他ノ地主小作人ノ參加ヲ求メ、或ハ調停事件ノ當事者ガ有力ナル小作組合ニ關係スルガ如キ場合ニハ組合幹部ノ意向ヲ全然認メザルニ於テハ解決ヲ困難ナラシムル事情存スルヲ以テ、組合幹部ヲ輔佐人トシ又ハ其ノ意見ヲ徵スル等凡ユル努力ヲ拂ヒ感情ノ融和ヲ圖ルコトニ苦心セリ。

近時小作爭議手段ノ變化ニ伴ヒ、稻ノ成熟期ニ至リ地主側ニ於テ土地立入禁止假處分又ハ立毛假差押ヲ行フコト増加シタルガ、斯ノ如キ場合ニ立毛換價處分ニ先立チ小作人ヨリ調停ノ申立ヲ爲シタルトキハ、應急措置トシテ先ヅ代金ノ幾分ヲ提供セシメ次デ換價處分ニ至ラズシテ圓滿ニ調停成立シタルガ如キ事例モ存シタリ。

調停進行ニ當リテハ調停主任、小作官、調停委員等ガ各協力シ殆ンド寢食ヲ忘レテ熱心ニ奔走シ往々徹宵調停ヲ繼續スルガ如キ場合モ存ス。然レドモ組合運動ノ盛ナル地方ニ在リテハ夜間ニ亘ル調停ノ續行ヲ人權蹂躪ナリト非難スル向モアルニ依リ、此ノ域ニ至ラズシテ而モ調停者ノ熱意ヲ示スガ爲ニ多大ノ苦心ヲ拂フヲ見ル。又調停委員會ヲ開催セザル裁判所直接ノ調停等ニ於テハ、小作官ハ調停



委員ノ如キ役目ヲ勤メ調停主任ト共ニ當事者間ヲ斡旋シ或ハ困難ナル事實ノ調査ヲ行フ等其ノ辛勞頗ル多大ナルモノアリ。

七 申立事件ノ結末

昭和四年申立調停件數千五百八十三件ニ付テ觀ルニ既濟件數千四百五十五件、未濟件數百二十八件ニシテ前年ニ比シ調停成立件數稍減少シタリ。即チ各年別ニ事件結末ノ内譯ヲ示セバ左ノ如シ。

未濟	既濟	結末	昭和二年		昭和三年		昭和四年	
			件數	割合	件數	割合	件數	割合
一二	一、四三〇	調停成立 九五三件	七・八〇	一、〇八五件	七・九五	一、四九九件	八・〇九	
	〇	調停不成立 四五	九二・二〇	四三	九三・〇五	九〇	六三・四八	
	四三	取 下	一・二九	四〇七	一・〇七	三五	二二・一七	
	〇	却 下	二六・六三	四〇七	二四・一四	三五	二二・一七	
	計		二・九〇	一、五五三	二・一四	一、四五五	九一・九二	
	合計		七・八〇	一、三三四	七・九五	一、二三八	八・〇九	

合計	一、五五一	一〇〇・〇〇	一、六八六	一〇〇・〇〇	一、五八三	一〇〇・〇〇
----	-------	--------	-------	--------	-------	--------

備考 昭和三年及昭和四年ノ數字ハ次年六月三十日、昭和二年ノ數字ハ次年八月三十一日報告到達現在ニ依レリ。

尙右ノ事件ニ付其ノ取下ヲ爲シタル事由ヲ調査スレバ左ノ如シ。

取下ノ内容	年次			
	昭和二年	昭和三年	昭和四年	合計
調停進行中取下 〔示談成立ニ因ルモノ 成立ノ見込ナシト認 メタルモノ〕	一一四件	九〇件	九四件	二九八件
調停手續進行前取下 ゲタルモノ	一八三	一八七	一〇九	四七九件
其ノ他	八七	一〇〇	一〇九	二九六件
	二九	三〇	三一	九〇件

備考 調停手續進行前取下ゲタルモノハ多クハ當事者間ニ於テ示談成立セルモノニシテ、「其ノ他」トアルハ申立人ノ都合ニ依ルモノ及取下事由ノ不明ナルモノナリ。

以上ノ結果ニ依レバ昭和四年ノ既濟事件千四百五十五件中調停不成立トナリタルモノ（却下、調停委員會ノ提出セル調停條項ニ異議ヲ申立テタルモノ及調停ノ見込ナシトシテ取下ゲタルモノ等ヲ含ム）合計二百三十二件（既濟件數ノ一割六分ニ當ル）ハ爭議調停ニ至ラズ決裂セルモノニシテ（中ニハ調停ノ見込ナシトシテ取下ゲタルモノ

テ更ニ小作官ニ於テ機ヲ見テ調停ヲ行ヒ或ハ數ヶ月後更メテ當事者ヨリ調停ヲ申立テ成立セルモアリ、調停成立シタルモノト  
法上ノ調停ヨリ取下ゲタルモ事實上ノ和解成立セルモノトノ合計千八十三件（七割四分）ハ圓滿ニ解  
決セルモノニシテ、調停成立ノ成績ハ良好ナルヲ認メラル。斯ノ如ク調停成立歩合ノ良好ナルヲ示セ  
ルハ各種ノ原因ニヨルベキモ、調停法運用ノ精神漸次徹底シタルト、小作組合運動ノ動搖等ノ爲地主  
小作人共ニ之ニ依リテ解決スルヲ有利ナリト認メタルニ因ルナルベシ。

近時小作爭議ノ性質複雑トナリ地主ノ訴訟手段ニ出ヅルモノ増加セルニ伴ヒ小作人ハ調停ノ申立ヲ  
爲シテ該訴訟手續ノ進行ヲ止メ和解ニ依リテ解決ヲ計ラントスルモノ増加セル傾向アリ。今調停申立  
事件ト訴訟繫屬事件トノ關係ヲ見ルニ昭和四年調停申立件數千五百八十三件中訴訟ニ關係アル事件數  
（假處分、假差押手續ヲ含ム）ハ四百二十一件ニシテ調停申立件數ノ二割七分ニ當ル。更ニ小作人申立  
件數九百三十七件中訴訟關係事件數ハ三百九十三件ニシテ其ノ四割二分ヲ占ム。此ノ訴訟繫屬事件ニ  
付小作人ヨリ調停ノ申立ヲ爲スコトニ付テハ往々ニシテ種々ノ誤解行ハレ調停ヲ受クルノ眞意ナク故  
意ニ訴訟ノ進行ヲ妨害スルノミノ目的ヲ以テ調停ノ申立ヲ爲スモノ多シトノ非難ヲ生ズル場合ナキニ  
非ズト雖是等ノ事件モ結局圓滿ニ調停成立スルモノ多シ、然レドモ訴訟ヲ強調スル地主ノ態度ト一面  
其ノ主張ヲ固執スル小作人ノ强硬ナル態度ト相俟テテ調停不成立トナルカ又ハ急速ニハ調停成立ノ見  
込ナシトテ一應調停ノ取下ゲヲ爲スニ至ルモノアリ。此ノ訴訟ニ關係アル調停申立件數ノ多キ地方ハ

山梨、新潟、秋田、兵庫、香川、岐阜、福岡、大阪、愛知、奈良、群馬等ニシテ訴訟關係ノ範圍ハ調  
停ヲ申立テタル爭議ノ範圍ヨリモ小サク爭議ノ一部分ナル場合多シ。

却下二十五件ハ小作調停法第二條（當事者不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申立ヲ爲シタリト認ムルトキ）又ハ第三十七條（第二條ニ規定スル事由アルトキ）ニ該當  
スルモノトシテ却下シ、又ハ調停ヲ爲サザリシモノニシテ、多クハ調停ヲ受クルノ眞意ナク訴訟妨害  
又ハ強制執行手續ノ進行ヲ阻止スルコトノミヲ目的トスルガ如キ事情ノ明瞭トナリタル事件ニシテ鳥  
取、秋田、茨城、福岡、新潟、山梨、三重、兵庫等ニ其ノ事例アリタリ。

次ニ昭和四年申立事件ニシテ調停成立シタル九百八十九件ニ付事件ヲ受理シタル日ヨリ調停終了シ  
タル日迄ノ日數ヲ調査スルニ、一ヶ月以内ニ解決セルモノ五百二件ニシテ調停成立總件數ノ五割一分  
ヲ占メ、之ニ一ヶ月以上三ヶ月以内ノモノ三百二十一件（總件數ノ三割二分）ヲ加フレバ成立總件數  
ノ大部分（約八割三分）ハ三ヶ月以内ニ終了ヲ見ルノ狀況ナリ。（六ヶ月以上ニ亙ルモノハ僅ニ七十八件ニシテ  
總件數ノ八分ニ過ギズ）尙此ノ日數中ニハ當事者ノ呼出、利害關係人參加ノ呼出、其ノ他調停準備ニ要ス  
ル日數モ通算シアリ、當事者多數ニシテ關係面積廣汎ナルモノニ在リテハ斯カル手續ニ相當ノ日數ヲ  
費スモノナレバ、此ノ準備手續ニ要スル日子ヲ控除セバ眞ニ調停成立迄ニ要シタル日數ハ更ニ短キモ  
ノニシテ調停ハ迅速ニ進行スルコトヲ知ルベシ。

昭和二年乃至昭和四年申立事件ノ調停成立セルモノニ付、調停申立ヲ受理シタル日ヨリ調停終了シ

タル日迄ノ期間別件數ヲ示セバ左ノ如シ。

期間	昭和二年		昭和三年		昭和四年	
	成立件數	割合	成立件數	割合	成立件數	割合
十日以内	二二六 <sup>件</sup>	二三・七四%	二七一 <sup>件</sup>	二四・九八%	一八五 <sup>件</sup>	一八・七一%
二十日以内	一四一	一四・八一	一五九	一四・六六	一八七	一八・九一
一ヶ月以内	一〇二	一〇・七一	一六二	一四・九三	一三〇	一三・一四
一ヶ月半以内	九二	九・六六	一二二	一一・二四	一三九	一四・〇六
二ヶ月以内	七八	八・一九	八四	七・七四	八〇	八・〇九
三ヶ月以内	一〇二	一〇・七一	九二	八・四八	一〇二	一〇・三一
四ヶ月以内	六一	六・四一	六八	六・二七	四七	四・七五
五ヶ月以内	四四	四・六二	四二	三・八七	四一	四・一五
六ヶ月以内	四一	四・三一	二〇	一・八四	二七	二・七三
七ヶ月以内	一九	一・九九	二〇	一・八四	一七	一・七二
八ヶ月以内	一五	一・五八	一一	一・〇一	一三	一・三一
合計	九五二	一〇〇・〇〇%	一、〇八五	一〇〇・〇〇%	九八九	一〇〇・〇〇%

十ヶ月以内	一六	一・六九	二二	二・〇三	一四	一・四一
十ヶ月以上	一五	一・五八	一一	一・一一	七	〇・七一
計	九五二	一〇〇・〇〇%	一、〇八五	一〇〇・〇〇%	九八九	一〇〇・〇〇%

備考 昭和三年及昭和四年申立ハ次年六月末日、昭和二年申立ハ昭和三年八月末日報告到達現在件數ナリ。

次ニ昭和四年申立事件ノ調停回数(一回ハ一日又ハ數日ニ渉ルモノアリ)ニツキ見ルニ一回ニテ成立シタルモノ最モ多ク五百七十四件ニシテ、二回ノ二百二十六件、三回ノ八十四件、四回五回ヲ合セテ六十四件順次之ニ次グ。斯ノ如ク一回ニテ成立スルモノノ割合多キハ調停ニ申立ツル以前ニ於テ既ニ小作官ノ事實上ノ調停ニ依リ、或ハ其ノ他ノ仲介者ニ依リテ略協定成リタルモノニ法律上ノ效力ヲ附與スベキ目的ニテ調停ノ申立ヲ爲スモノ相當多數アルニ因ルベシ。サレド爭議ノ關係廣汎複雑ナルモノニ在リテハ十數回ノ調停ヲ重ネテ苦心ノ結果漸ク成立ヲ見タルモノモ之ナキニ非ズ、大阪ノ四十回(昭和二年申立)、同二十八回(昭和三年申立)、愛知ノ三十五回(昭和三年申立)等ハ最モ回数ノ多キ事例ニ屬シ、其ノ繼續期間ノ長キハ新潟ノ二年五ヶ月(昭和二年申立)、同二年一ヶ月(昭和二年申立)、岐阜ノ一年十ヶ月(昭和四年解決)ニ達シタルモノアリ。尙調停不成立及調停ノ見込ナシトシテ取下シタルモノニ就キ之ヲ見ルニ、多クハ二回三回以上ノ委員會ヲ重ネ中ニハ二十五回以上モ委員會ヲ開キテ種々折衝ヲ重ネタ

ルモ遂ニ決裂ヲ見ルノ已ムナキニ至リシモノアリ。

大正十四年乃至昭和三年申立事件ニシテ昭和五年六月末日迄ニ解決セザリシモノ五十七件(十四年一年三件、二年五十三件)アリ、大正十四年申立ノ未解決一件ハ大阪ノ永小作主張ニ關スル事件ニシテ當事者病氣ノ爲故障アリテ進行セズ繫屬スルモノナリ、昭和二年申立ノ未済ハ新潟二件、岐阜二件、鹿兒島一件、

昭和三年申立ノ未済ハ岐阜、香川、新潟等ノ各地ニ點々之レアリ機會ノ到ル毎ニ調停ヲ進メツツアリ。

### 八 調停條項ノ内容

調停ノ内容ハ爭議ノ内情ガ多種多樣ナルニ從ヒ千差萬別ナリト雖モ、前述ノ如ク爭議ノ中心ヲナスモノハ小作料ノ問題ニシテ之ニ次グハ小作契約ノ繼續及消滅ノ問題等ナルヲ以テ、其ノ調停ノ内容ニ於テモ其ノ主眼トナルモノハ多クハ是等ノ問題ノ解決ニアリトス。然レドモ調停ハ訴訟ト其ノ趣ヲ異ニシ手續モ極メテ自由ナルヲ以テ、當初申立タル要旨ノ中ニ洩レタル事項モ爭議解決上必要ナル點ハ詳細ニ之ヲ協定セシメ、更ニ小作關係ノ將來ニ付キテモ問題トナルベキ點ヲ廣ク考慮シテ之ガ解決ニ努ムルガ爲、調停條項作成ノ時ニ至レバ當初申立テタル以外ノ事項ニ亘ル場合多シ。

昭和四年ニ申立タル千五百八十三件中昭和五年六月末日迄ニ調停成立シタル九百八十九件ニ付調停條項ノ内容ヲ調査スレバ左ノ如シ。

成立シタル條項ヲ通觀スルニ數年來ノ經驗ニヨリ各道府縣共ニ其ノ成立後ニ於ケル履行ヲ確實ナラ

シムル爲ニ、能フ限リ手落ナク之ヲ作成スルノ必要ヲ痛感シ、其ノ條項ハ漸次綿密トナリ、記述上ノ缺陷ニ基ク履行不能ノ場合ヲ生ゼザル様精細ナル規定ヲ爲スノ傾向アリ。從ツテ調停調書ノ記載形式トシテ、常面ノ係争問題ノ調停事項ト將來ニ亘ル小作契約約款ノ部分トヲ區分スルモノ、又解釋上疑義ヲ生ズル虞アル事項ニ付テハ、特ニ約款中ニ協定ノ事情、理由、沿革等ヲ説明的ニ記述シ或ハ覺書ヲ作成シ添付スルガ如キモノ増加スルノ傾向アルヲ認メラル。

尙「九」ニ述ブルガ如ク成立シタル調停ノ結果ハ他ニ影響スル所頗ル大ナルニ鑑ミ、或ル事件ニ關スル極メテ例外的ナル取極メニシテ而モ近隣ニ影響スルモノ大ナルベキ事項ニ付テハ態ト之ヲ調停條項中ニ記載スルコトヲ省キ單ニ其ノ當事者間ノ協定ニ委セ或ハマタ特ニ強制執行スルコトガ四圍ノ事情ヨリ見テ穩當ナラズト認メラルル調停ニ關シテハ直チニ執行ヲ爲シ得ザル如クニ其ノ條項ヲ作成シタルモノモアリトス

### (一) 小作料ニ關スルモノ

#### (イ) 小作料ノ支拂

此處ニ所謂小作料ノ支拂トハ未納小作料ノ支拂方ヲ主眼トシテ調停シタルモノヲ云フ。其ノ内容ハ小作人ガ既ニ納期ヲ經過シタル小作料(契約小作料又ハ地主ノ減額通知セルモノ)ノ全部又ハ一部ヲ納付セザリシニヨリ之ヲ支拂フコトニ調停シタルモノニシテ、其ノ經過ヲ見ルニ多クハ小作料ノ一時的減額、小作料ノ改定、土地返還、小作契約繼續等ノ問題ニ付争アリタル爲爭議手段

トシテ小作料ヲ納入セザリシモノガ、調停ノ結果其ノ原因タル懸案ノ解決ニ伴ヒ未納小作料ヲ支拂フコトニ協定シタルモノナリ。而シテ其ノ小作料ハ昭和三年分ニ屬スルモノト前數年來ノ滞納小作料ニ屬スルモノトアリ、又單ニ小作料ノ支拂ヲ目的トスルモノノ外小作料ノ一時的減額、小作料改定、小作契約繼續、土地返還其ノ他小作條件改定等ノ事項ト複合關聯シテ之ヲ解決シタルモノモ多シ、其ノ解決セル小作料ノ支拂時期ニ就テハ期限ヲ協定シテ一時拂ト爲シ決済スルモノ多ク三百十五件(成立件數ノ三割二分)ニシテ、數年ニ亘ル滞納小作料ノ如キハ數回ニ分割シ年賦拂ニスルモノアリ、此ノ分割拂ヲ爲スモノハ二百十件(成立件數ノ二割一分)ナリ、右ノ小作料支拂ノ條項ヲ定メタル主ナル地方ハ香川、鳥取、秋田、新潟、兵庫、山梨等ナリ。

右ニ依リ協定シタル小作料ノ納入ヲ確實ニシ完全ナル履行ヲ期スル爲ニハ種々ナル苦心ヲ爲シ、現物アルトキハ之ヲ納ムルコトトシ、又爭議紛糾シ小作人ガ小作米ヲ賣却シテ換價保管セル場合或ハ既ニ現物ヲ賣却又ハ消費セル場合等ニハ未納小作料ノ支拂ヲ容易ナラシムル爲ニ、代金換算ノ單價ヲ協定シ其ノ支拂フベキ金額ヲ計算明記セル實例多シ。其ノ價格ハ當時ノ時價ニ依ルモノ、滞納期(契約上定メタル小作料債務履行期)ノ相場ニ依ルモノ等區々ナリ。而シテ調停條項ニ定メタル支拂履行期日ヲ怠リタルトキハ種々ノ特典ヲ失ハシメ、催告ヲ要セズシテ直チニ強制執行スルコトヲ得ベキ記載シ、或ハ期日迄ニ完納シタルトキハ獎勵ノ意味ヲ以テ相當ノ賞與金穀ヲ給與スベク定メタル事例アリ。

(ロ) 小作料ノ一時的減額

小作人小作料ヲ支拂ハズ地主之ガ支拂ヲ要求シタルモノ、小作人ヨリ小作料ノ減額ヲ要求シタルモノハ大部分此ノ小作料ノ一時的減額ニ落着スルモ、小作人ヨリ小作料ノ改定ヲ要求シタル事件ニ在リテモ結局一時的減額トシテ解決セラルルモノアリ、又地主ガ土地返還ヲ要求シ小作人ガ小作契約ノ繼續ヲ要求シタル事件ニシテ小作料ヲ一時的ニ減額シテ契約ヲ繼續スル事例アリ。其ノ小作料ノ年度ハ當年ノモノアリ、數年來ノ滞納ニ屬スルモノアリ、一時的減額ノ條項ヲ定メタル主ナル地方ハ鳥取、秋田、兵庫、三重、新潟、群馬、香川等ナリ。

而シテ減額ノ内容ハ其ノ最モ普通ナルハ二割乃至五割ノ減額ヲ要求シテ一割乃至三割ノ減額ニ解決シタル事例ニシテ、輕減率ノ小ナルハ一割減以下ニテ落着セルモノアリ、又大ナルハ五割乃至七割減位ニテ成立セル例モ稀ニ存ス、尙小作料ノ一時的減額問題ノ解決ニ當リテハ他ニ影響セシコトヲ顧慮シ減額率ヲ低ク裝ヒ、別ニ獎勵金穀等ノ相當額ヲ地主ヨリ小作人ニ交付スルノ條件ヲ附スル例モアリ。

事例

小作料支拂及一時的減額ニ關スルモノ

山形 昭和三年度ノ未納小作米十三俵三斗四升(本調停ニ於テ減額輕減シタル小作料ヲ差引キタル殘額)ニ付テハ昭和四年十二月末日迄ニ五俵、同五年十二月廿日迄ニ五俵、同六年十二月廿日迄ニ三俵三斗四升ヲ本小作米ト共ニ支拂完済スルコト。

福島 被申立人ハ申立人ニ對シ昭和三年度小作料ノ三割ヲ免除シ申立人ハ殘小作料七割ヲ左ノ期日ニ分割拂込ムコト(各人別拂込額省略)

昭和四年五月三十日限

昭和四年十一月三十日限

昭和五年十一月三十日限

新潟 小作人ニ於テ小作料ヲ玄米ヲ以テ納入スルコト能ハザルトキハ新潟市ニ於テ發行スル二大新聞ニ掲載セラレタル其年十二月一日ヨリ同月十日迄ノ正米標準相場ノ平均ニ依ル現金ヲ以テ納入スルコトヲ要ス。

愛知 申立人タル各小作者ハ夫々被申立人タル地主ニ對シ別紙(省略)第一目錄同第二目錄掲記ノ小作土地ニ對スル昭和

二年度三年度ノ小作料ヲ左記區別ニ從ヒ計算シテ昭和五年三月二日限リ支拂フコト。

(一) 田(但桑樹ヲ植栽セル田ヲ除ク)ニ對スル昭和二年度、同三年度ノ小作料ハ二ヶ年分ヲ合算シテ前記兩目錄掲記ノ各掬米額ニ夫々一・八五ヲ乘シタルモノトシ之ヲ一石金貳拾八圓七拾五錢 昭和二年分ハ一石ノ價格金參拾圓、

同三年分ハ一石ノ價格金貳拾七圓五拾錢トシ算出シタル平均額)ノ割合ヲ以テ換算シ代金納スルコト。

(二) 桑樹ヲ植栽セル田ニ對スル昭和二年度同三年度ノ小作料ニヶ年分ヲ合算シテ前記兩目錄掲記ノ各掬米額ニ夫々一・六五ヲ乘シタルモノトシ之ヲ前同一割合ヲ以テ換算シ代金納スルコト。

(三) 畑(桑樹ヲ含ム)ニ對スル昭和二年度ノ小作料並ニ桑園ニ非ザル畑ニ對スル昭和三年度ノ小作料ハ孰レモ前記兩目錄掲記ノ各掬米額ニ一石金貳拾八圓七拾五錢ノ割合ヲ以テ換算シ代金納スルコト。

(四) 桑園タル畑ニ對スル昭和三年度ノ小作料ハ前記兩目錄掲記ノ各掬米ノ半額トシ之ヲ一石金貳拾七圓五拾錢ノ割合ヲ以テ換算シ代金納スルコト。

鳥取 (一) 田ノ貸貸料ノ二割二分、苗代田及桑樹栽培田ハ各一割ヲ減ズルコト。

(二) 前號ノ減額ヲ控除シタル殘餘及畑宅地ノ貸貸料金額ハ一石代金二十六圓五十錢ニ換算シ左ノ通り支拂フコト。

(イ) 昭和四年七月十五日限リ 十分ノ四

(ロ) 同 年十月十日限リ 十分ノ三

(ハ) 同 年十二月二十日限リ 十分ノ三

香川 小作人ガ小作料ノ支拂ヲ爲サザル時ハ地主ハ小作人ニ對シ換算金額ニテ支拂ヲ請求スルコトヲ得、該換算金額ハ小作料ノ前一月間ノ高松市所在穀物輸出検査所ニ於ケル三等合格玄米ノ賣買平均相場ヨリ一石ニ付金五十錢ヲ減シタル金額ニ據リ計算スルコト。

但シ右賣買平均相場ハ官公署ノ書面ニ依ルコト。

愛媛 本件地所ニ對スル昭和三年度以降ノ小作料ノ支拂期限ハ毎年一月十五日限リトス。若シ玄米ニテ支拂ヲ爲ス能ハザル時ハ期限ニ於ケル温泉郡農業倉庫ノ小粒三等米ノ價格ヲ以テ之ヲ換算シ支拂ヲ爲スコト。

福岡 申立人ハ昭和二年度ノ小作料ヲ一俵金八圓六十錢ノ割合ニテ計算シ、内金百四圓九十五錢五厘ヲ麥立毛換價金ヲ以テ支拂ヒ殘額ノ内金百圓ハ昭和三年十一月十五日迄ニ、其ノ殘額ハ昭和四年六月末日迄ニ辨済スルコト。

申立人ニ於テ前項ノ支拂ヲ怠リタル場合ハ地主ニ土地ヲ返還スルコト。

(ハ) 小作料ノ改定(永久的減額)

小作料ノ改定ニハ期間ヲ定メズ永久的ニ減額スルモノト、一定期間内(三年乃至六年、五年ノモノ多シ)減額スルモノトアリ、兩三年來小作料ノ値上ニ關スル爭議増加ノ傾向アルニ伴ヒ調停事件ニ於テモ之ガ増加ヲ示シ十四件ヲ數フルニ至レリ、然レドモ其ノ結果値上シタルハ僅ニ四件ナリ。此ノ小作料改定ノ問題ハ多クハ複雑ナル團體爭議ニシテ小作人ノ結束並ニ其ノ態度

強硬ナル上ニ、地主モ其ノ減額ノ影響スル所大ナルガ故ニ從來ハ容易ニ讓步セズ協調甚ダ困難ナリシガ、近來地主ニ於テモ年々ノ小作料減額交渉ノ煩ヲ避ケンガ爲、小作人ノ要求ニ應ジテ改定ニ付合意申立ヲ爲シ、或ハ地主ヨリ之ガ申立ヲ爲シタルモノモ増加シタリ。調停條項中此ノ小作料ノ永久的減額又ハ改定ニ關スルモノ百九十二件（成立總件數ノ一割九分餘）アリ、前年ニ比シ減少シタリ。新潟、香川、鳥取、京都、山梨、兵庫等ハ其ノ主ナル地方ナリ。

小作人ノ永久的減額要求ハ一割乃至四割ノ減額ヲ主張スル例多ク、其ノ調停ノ結果ハ従前ノ小作料ノ一割乃至二割輕減ノ程度ニテ協定成立スルヲ普通トシ、稀ニ四割ノ減額ヲ認メタルモノアリ、此ノ小作料ノ改定ニ當リテハ(1) 現地ニ就キ一筆毎ノ土質、收穫高、耕作ノ便宜等ヲ査定シテ新ニ土地ノ等級ヲ作り別ニ一定ノ分配標準ヲ協定シ之ニ基キ小作料ヲ算出セルモノアリ、(2) 現行土地臺帳ノ等級、反別又ハ法定地價等ニ基キ改定スルモノアリ、即チ一等田何程二等田何程ト改定小作料ヲ協定シ、又ハ地價百圓ニ付小作料何程ト標準小作料ヲ協定シテ改定ヲ行フ例アリ、尙(3) 現行小作料ノ何割何分減ト單純ニ協定スル例モアリ、サレバ(1) 及(2) ニ在リテハ耕地全部ヲ通ズレバ改定小作料ガ舊小作料ヨリモ相當減額ヲ來スモ、一筆毎ノ土地ニ付テハ計算上舊小作料ヨリモ増額ノ結果ヲ見ルモノ無キニ非ズ、此點ヲ救済スベク小作人一人別ノ改定小作料ノ合計額ガ舊小作料ノ合計額ヨリモ高キ場合ニハ舊小作料ニ依ルコトヲ明記セル事例モアリトス、尙

改定シタル小作料ニ付テハ定免小作料期間ト稱シ此ノ改定シタル小作料額不變更年限ヲ三年、五年位トシテ小作契約年限ニ觸ルルコトヲ避ケタル所ト、小作料ニハ有效年限ヲ附セザル代リニ小作契約年限ヲ定メタル所トアリ地方ノ事情ニ依リ必ズシモ一樣ナラズ。

事例

北海道 賃料ハ第一期（昭和四年度以降同八年度迄）年反當リ二圓五十錢トス。

第二期（昭和九年度以降同十三年度迄）ニ於ケル賃料ヲ改定スル場合ハ隣地（類地）賃料ノ六割以内トス。

第三期以降（昭和十四年以降）ニ於テ賃料ヲ改定スル場合ハ其ノ都度隣地（類地）ノ賃料ノ七割以内トス。

青森 上北郡某村大字某所字某所田一反九畝三步ノ小作料ハ一反歩ニ付押シ租參拾五貫トシ毎年十二月二十日迄ニ相手方宅ニ持込ミ支拂フモノトス。

新潟 申立人（地主）ト相手方（小作人）トノ間ニ於ケル別紙土地目録記載ノ土地ニ對スル昭和五年度ヨリ同九年迄ノ五ヶ年間ノ小作料ヲ定免トシ反當一石ト定ム。

但従前ノ小作料ニシテ本項小作料ヨリ低額ノモノアルトキハ従前ノ通りトス。

三重 本件土地ハ申立人ヨリ相手方等ニ對シ從來ノ掟米ヲ一割減額シテ引續キ賃貸スルコト。

滋賀 一 昭和五年以後ノ小作料及小作耕地ノ等級區分ハ左ノ通りヲ定ム。

小作料及小作耕地ノ等級ハ五ヶ年毎ニ之ヲ改訂ス。

一 等地ノ小作料ハ一反歩當リ玄米一石三斗五升トス其ノ字名次ノ如シ（字名略）。

二 等地ノ小作料ハ一反歩當リ玄米一石三斗（三等地一石二斗五升、四等地一石二斗、五等地一石一斗五升）トス其ノ字名次ノ如シ（字名略）。

二 小作耕地ノ面積ハ土地臺帳ノ記載ニヨル但畦畔ヲ含マス。

京都 各地主ハ各小作人ニ對シ別紙目錄記載ノ土地ヲ期限ノ定メナク左記小作料ニテ從前通り小作セシムルコト(目錄省略)。

(イ) 田畑ヲ通ジ該目錄記載ノ土地等級一等乃至四等ハ舊小作料ヨリ二割二分減

同上五等以下ハ舊小作料ヨリ二割減

(ロ) 宅地ノ小作料ハ舊小作料ヨリ一割減

但以上ノ小作料ハ昭和四年度ヨリ同十年度ニ至ル七ケ年間トシ昭和十一年度以降ノ小作料ニ付キテハ當事者間ニ於テ協定ヲ遂ゲ若シ協議調ハザル場合ニハ小作調停法ニ依ル調停ノ申立ヲ爲シ其ノ調停ヲ調停委員會ニ一任シテ適當ナル決定ヲ受ケルコト

(ニ) 凶作時ニ於ケル減免方法決定

小作料ノ一時的減免ヲ爲シ又ハ小作契約ノ繼續ヲ爲シテ從來ノ契約小作料ニ觸レザリシ場合ハ勿論小作料ノ改定ヲ行ヒ契約小作料額ヲ變更シタル場合ニ於テモ其ノ協定シタル小作料ニ付キ從來ノ如ク小作料減免ノ慣行ハ存置シ又ハ新ニ此ノ關係ヲ明定シテ、將來或ル程度以上ノ不作凶作ノ場合ニハ其ノ作柄ニ依リ一定ノ方法ヲ以テ一時的減額ヲ爲スコトヲ約定シテ調停成立セル事例頗ル多數ニ上リ、此ノ條項ヲ定メタルモノハ四百二十七件(成立件數ノ四割三分)ニ達シ、香川新潟、秋田、兵庫、山形、山梨、岡山、福岡等ハ其ノ主ナル地方ナリ。

小作爭議ニ於テ凶作時ノ小作料減免交渉ガ極メテ煩雜ニシテ重要ナル地位ヲ占ムル關係上當事者ニ於テモ痛切ニ其ノ必要ヲ認メ、各地ニ於テ調停條項中ニ之ガ精細ナル定メヲ爲スニ至レルコト

トハ顯著ナル現象ニシテ、右ノ中ニハ農務局發表「小作法草案」ノ影響ヲ受ケタルガ如ク認メラルルモノモ相當多數ニ存シ、更ニ草案ノ規定ヨリモ一步踏ミ込ミ減收ノ場合ニ於ケル減免率ヲ定メタルモノモ多シ。尙新潟、香川、群馬、兵庫、愛知、三重、奈良、京都、大阪、秋田等ニ於テハ小作料減免方法ニ付キ略一定ノ形式ノ下ニ比隣類似ノ條項ヲ以テ調停成立シツツアリ。小作料減免ノ交渉ヲ開始スル方法及交渉開始後ニ於ケル檢見方法並ニ減免決定方法等ノ内容左ノ如シ。

1 小作料ノ減額免除ノ請求又ハ之ニ伴フ檢見ノ申出ヲ爲スベキ時期  
不可抗力ニ基ク收穫高減少ノ場合ニ於テハ、先ヅ小作人ハ地主ニ對シテ減免ノ請求ヲ爲スベキコトニ定メタルモノアリ、尙右ノ減免請求ノ形式トシテ直ニ檢見ノ申出ヲ爲スベキコトヲ定メタルモノ多キヲ占ム。或ハ稀ニ減免請求ト檢見申出トヲ區別シテ記載セルモノアリ。此ノ減免ノ請求又ハ檢見ノ申出ノ時期ハ地方ノ狀況ニ依リテ區々ナルモ、刈取前「十五日」、「一週間」ト定メタルモノ最モ多ク「十日」、「一週間」前ニ申入ルベキコトニ定メタルモノハ「次ギ或ハ「豫メ」、「刈取着手前」、「鎌入以前」、「十月二十五日」、「十一月十日」迄等ト記載セルモノアリ。

2 減額免除ノ請求又ハ檢見ノ申出ヲ爲シ得ベキ場合ノ制限



多クノ場合ニ於テハ天災、地變等不可抗力ニ因ル減收ノ場合ニ限リ減免ノ請求又ハ之ヲ前提トスル檢見ノ申出ヲ認メ、稀ニハ更ニ其ノ申出ヲ爲シ得ベキ減收ノ程度（「平年作ノ二割（一割五分）減以上ノトキ」、「約定小作料ノ十八割未滿ト思料スルトキ」）ヲ明示シタルモノアリ。

3 減免ノ請求又ハ檢見ノ申出ヲ爲ス形式

減免ノ請求又ハ檢見ノ申出ニ付テハ、特ニ其ノ申出ノ形式ヲ定メザルモノ多キモ、其ノ申出ヲ爲シタリヤ否ヤニ付テノ争ヲ生ズルコトヲ慮リ或ハ其ノ事ノ範圍ヲ少クスル爲ニ、（イ）小作人ヨリ地主ニ對シテ書面ヲ以テ申出ヅルコト、更ニ（ロ）減免ノ檢見ヲ受クベキ各筆毎ノ見込收量ヲ記載セル書面ヲ以テスルコト、（ハ）右ノ書面ノ送達ハ内容證明郵便ヲ以テスルコト、或ハ（ニ）小作人ヨリ檢見申込書ヲ差出シ地主ヨリ其ノ受領證ヲ交付スルコトニ定メタルモノアリ。而シテ（ロ）ノ場合ニ於テ地主ガ小作人ノ記載セル見込收量ヲ承認スレバ檢見ハ省略シ得ルナリ。

4 檢見ノ立會者及檢見方法

減額免除ノ決定ヲ爲スニ付テハ、大部分ハ檢見ヲ行ヒテ之ヲ決ス、其ノ立會者及檢見方法左ノ如シ。

（甲） 檢見ノ立會者

地主小作人双方ヨリ同數ノ委員ヲ出シ立會ノ上檢見ヲ行フモノ多ク、其ノ他町村長、技術員等ノ立會ヲ求ムルモノアリ。然レドモ稀ニハ「地主ニ於テ檢見ヲ爲ス」コトニ定メタルモノアリ、此ノ場合ニハ小作人ハ必ズシモ地主ト同行スルヲ要セザルガ如シ。

（乙） 檢見方法

檢見ニ於テハ先ヅ立毛ヲ目測シ、又ハ適當ノ方法ニ依リ地主ト小作人ト實收量ヲ協定スルコトニ定メ、其ノ協定調ハザル場合ニ於テ左ノ各種ノ方法ニ據ルコトニ定メタルモノ多シ。

- a 坪刈方法ニ依リ收量ヲ決スルモノ
- b 立毛ヲ刈分スルモノ
- c 地主ト小作人ト豫想收量ノ投票ヲ行ヒ高キ投票者ガ刈取り其ノ投票豫想收量ヲ一定率ニテ分配スルモノ
- d 小作官又ハ其ノ指定シタル者ノ決定ニ從フモノ
- e 公務員タル技術員、農會長、町村長、協調組合等ノ檢見、坪刈ニ從フモノ
- f 小作官ノ定メタル方法ニ依リテ行フモノ
- g 双方ヨリ委員ヲ出シテ交渉スルモノ

h 小作調停ヲ申立ツルコトトセルモノ

以上ノ方法ニ依ラズ單ニ地主ニ於テ檢見スルコトニ定メタルモノアリ、又當初ヨリ地主及小作人ノ總代ノ外農會ノ技術員ガ立會ヒ更ニ自作農ガ之ニ加ハリ檢見又ハ坪刈スルコトニ定メタルモノアリ、而シテ兵庫、京都等ニハ檢見、坪刈ノ方法ヲ頗ル綿密ニ定メタル例アリ。

(丙) 地主ガ檢見ニ應ゼザル場合ノ處置

地主ハ檢見ニ應ズルヲ常トスルガ故ニ之ニ關スル定メヲ爲サヌモノ多キモ、稀ニハ地主ガ小作人ノ申入レヲ爲シタル檢見ニ應ゼザル場合ハ「隣接地ノ地主ノ決定ニ準ズ」、「小作人側ノ委員ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得」、「小作人ノ主張シタル收量ヲ承認シタルモノト看做ス」、「小作官ニ其ノ旨申出デ檢見ヲ受ケ、其ノ認定ニヨリ小作料額ノ決定ヲ受クルコトヲ得」等ト定メタルモノアリ。

5 小作人ガ減免ノ請求又ハ檢見ノ申出ヲ爲サズシテ刈取タル場合及檢見ノ妨害ヲ爲シタル場合。

小作人ガ所定ノ方法ニ依ル減免ノ請求ヲ爲サズ又ハ檢見ノ申出ヲ爲サズシテ刈取ヲ行ヒタル場合若クハ申出ヲ爲シテモ檢見協定ノ終ラヌ内ニ刈取ニ着手シタル場合ニハ減額セズト定メタルモノ殆ド大部分ヲ占ム。尙大阪、岐阜等ニハ「小作人ガ檢見ノ妨害ヲ爲シタルトキハ如何ナル理由アルモ一切小作料ノ減免ヲ爲サズ」、「地主ノ檢見又ハ刈取作業ヲ妨ゲタルトキハ小作人ハ搦米ノ全額ヲ支拂フコト」ニ定メタルモノアリ。

6 減額決定方法

小作料減額決定方法トシテ當事者ノ協定ニ依リテ決定スルモノト檢見、坪刈等ノ手續ヲ經テ決定スルモノトノ別アルコト前述ノ通ナルガ、此ノ檢見、坪刈等ヲ行フコトニ定メタル調停條項ニ付テ減額決定ノ方法ヲ示セバ左ノ如シ。

甲 減額又ハ免除ヲ開始スベキ不作ノ限界ヲ定メタルモノ。

檢見ニヨル實收穫高ガ「平年作ヨリ何分減ノ時ヨリ」又ハ「契約小作料(主トシテ改定シタルモノ)ノ十割(二十割、二十二割、二十)以下ノ時ヨリ」又ハ「反當小作料幾何量ノ田ニ付反當收量幾何量以下ノトキニ於テ」減額ヲ爲スコトトシ、更ニ小作人ノ收得ガ六斗(八斗)ニ滿タザル計算トナル場合ニハ小作人ノ手ニ六斗(八斗)ヲ殘スコトヲ保障シタルモノアリ。

乙 減收ノ程度ニ伴フ減額率ヲ定メタルモノ

a 減額ヲ開始スベキ不作ノ限界以下ニ下リタル場合ニ於テハ、其ノ限界(豫定)收量ト實收量トノ差額ノ五割(六割、七割)ニ相當スル量ヲ契約小作料中ヨリ減ズルモノアリ。  
b 減額ヲ開始スベキ不作ノ限界以下ニ下リタル場合ニ於テハ檢見又ハ坪刈ニ依ル實收量ニ

基キ實納小作料額ヲ定ムルモノアリ。即チ收量ノ五割(四割、四割)ヲ小作料トスルコトニ定メ、又ハ立毛ヲ刈分ケスルコトト定メタルモノアリ。或ハ收穫減損ノ割合(何分作ノ時ハ何割アリ)ニ應ジ小作料ノ減額請求ヲ認メ、或ハ實收穫高ト小作料ノ對照表ヲ作製シ置キ收穫調査(坪刈ニ依ル生籾ヨリ玄米ヲ換算スル率ヲ定メ又ハ乾燥摺摺ス)ノ結果ヨリ直チニ減額小作料ヲ算出スルモノアリ。

丙 減額決定機關ノ構成ノミヲ掲ゲタルモノ

減收ノ程度ニ伴フ減額率ハ豫メ之ヲ定メ置カズ、小作料減額決定機關ノ構成ノミヲ定メ此ノ機關ノ活動ニ依リ檢見、坪刈ノ實行ヨリ減額決定ニ至ル迄ヲ行フモノアリ。此ノ減額決定

機關トシテハ

- a 地主側ト小作人側ヨリ各二名乃至五名ノ同數ノ委員ヲ出スモノ或ハ各大字ヨリ双方一名宛ヲ出スモノ。
- b 右ノ外ニ自作農其ノ他ノ第三者又ハ技術員等ヲ加フルモノ。
- c 農業委員會、協調組合又ハ町村農會ノ選定シタル委員ニ任スモノ等アリ。而シテ是等ノ機關ニ依リテ協定成ラザル場合ニハ小作官ノ裁定ニ服スルコトトシ又ハ小作調停ノ申立ヲ爲スコトニセルモノアリ。

7

費用ノ負擔

費用ノ負擔ニ付テハ別段定メヲ爲サズ地方ノ慣行ニ任セタル所多キモ稀ニハ地主ト小作人ノ平分負擔ナル旨ヲ定メタルモノアリ。

事 例

群馬 本件小作人ハ將來天災其ノ他ノ不可抗力ノ爲メ稲作ノ收量ニ減少チ來シタル場合ト雖モ別表(別表略)記載土地中一等級及二等級ニ付テハ玄米二石四斗(六俵)三等級及四等級ニ付テハ同二石二斗(五俵半)五等級及六等級ニ付テハ二石(五俵)ヲ各一反歩標準收量トシ各此ノ二割ヲ超ユル額ノ減少アルトキニアラザレバ地主ニ對スル小作料輕減ノ要求ヲ爲サザルコト。

埼玉 災害ニヨリ收穫量減少シタル場合ハ左表ニヨリテ割引又ハ分配ヲ爲スコト。

米		分 配 率		麥		大 豆		陸 稻		小作料ニ對スル減額率
一反歩當リ收穫量	地 主	小 作 者	一反歩當リ收穫量	大 豆	陸 稻	一反歩當リ收穫量	一反歩當リ收穫量	一反歩當リ收穫量		
四俵未滿	五 分	五 分	五俵未滿	八斗未滿	三俵未滿	一 割	一俵未滿	一 割	一	一 割
三俵未滿	四分五厘	五分五厘	四俵未滿	六斗未滿	二俵未滿	三 割	一俵半未滿	六 割	三	三 割
二俵未滿	四 分	六 分	三俵未滿	五斗未滿	一俵半未滿	六 割	一俵未滿	八 割	六	六 割
一俵未滿	二 分	八 分	二俵未滿	四斗未滿	一俵未滿	八 割	八 割	八 割	八	八 割

新潟

- 一、本件小作料ハ天災地變其他ノ不可抗力ニ依リ凶作ノ年次ニ於テハ左ノ割合ニ依リ減免ス。
- (イ) 當該凶作地全收量ガ契約小作料ノ二十割未滿十八割以上ノ場合ハ一割ヲ減免ス
- (ロ) 同十八割未滿十六割以上ナル場合ハ二割減免
- (ハ) 同十六割未滿十四割以上ナル場合ハ三割減免

(ニ) 同十四割未滿十二割以上ナル場合ハ四割減免

(ホ) 同十二割未滿十割以上ナル場合ハ五割減免

(ヘ) 同十割未滿八割以上ナル場合ハ七割減免

(ト) 同八割未滿六割以上ナル場合ハ九割減免

(チ) 同六割未滿ナル場合ハ全免

二、小作人ニ於テ前項ノ減免ヲ受ケントスルトキハ地主ニ對シテ少クモ刈取十日前迄ニ檢見ノ申出ヲ爲スコト。

三、前項檢見ノ申出アリタルトキハ當事者間ニ於テ收量ヲ協定スルモノトス右協定調ハザルトキハ地主ヨリ公務員タル技術者ニ依頼シ收量ノ鑑定ヲ受ケルモノトス。

四、前項鑑定ノ爲耕地ニ立入り又ハ立毛ノ一部ヲ刈取り檢査スルコトアルモ相互異議若クハ損害賠償ノ申立ヲ爲サザルコト。

五、小作人ニ於テ檢見ノ申出ヲ爲サズ又ハ檢見ニ立會ヲ爲サズ又ハ協定若クハ鑑定終了前ニ刈取りタルトキハ減免ヲ爲サザルコト。

地主ニ於テ第二項ノ申出アリタルトキハ立會ヲ爲スコトヲ要ス。

同 一、本件田地ノ定免小作料ハ天災地變ニ依リ全收量ガ定免小作料ノ二十二割未滿ノ年次ニ限り該田地ノ定免小作料ノ二十

二割ト全收量トノ差額ノ七割ヲ定免小作料ヨリ特免スルモノトス。

二、小作人ニ於テ前項ノ特免ヲ受ケントスルトキハ地主ニ對シテ、反當見込收量ヲ明記シタル書面ヲ以テ檢見ノ申出ヲ爲スコトヲ要ス。

三、小作人ニ於テ第二項ノ申出ヲ爲サズシテ稻ヲ刈取りタルトキ其ノ他收量ノ査定ヲ困難ナラシメタルトキハ特免ノ要求ヲ爲スコトヲ得ズ。

四、地主ニ於テ第二項ノ申出アリタルニ拘ラズ其ノ申出アリタル日ヨリ十日以内ニ第五項ニ依リ方法ニ着手セザルトキハ小

作人ノ申出ヲ承認シタルモノト看做ス。

五、檢見ノ申出アリタルトキハ當事者間ニ於テ適當ノ方法ニ依リ全收量ヲ協定スルモノトス右ノ協定調ハザルトキハ公務員タル技術員ニ依頼シテ全收量ノ鑑定ヲ爲サシムルコト。

此ノ鑑定ノ方法及結果ニ付テハ當事者ニ於テ異議ヲ述ブルコトヲ得ズ。

六、第五項ノ施行ニ當リテハ當事者及當事者双方ノ承諾ヲ得タル者ノ外立會ヲ爲スコトヲ得ズ。

愛知 一、田地ノ旋米ハ天災其他ノ不可抗力ニヨリ收獲ガ一反歩二石三斗ニ滿タサル場合ニ限り減額スベキモノトス但一反歩

ノ旋米ガ一石一斗五升以下ナル田ニ付キテハ收獲ガ旋米ノ倍額ニ滿タザル場合ニ限り減額ヲ爲スベキモノトス。

二、前項ノ場合ニ於テ小作者減額ヲ請求セントスルトキハ遅クとも刈入着手ノ日ヨリ十五日以前ニ地主ニ對シ申出ヲ爲スコトヲ要シ(但申出遅延ニ付宥恕スベキ事由アルトキハ此限リニ在ラズ)其ノ申出アリタルトキハ收獲時期ニ於テ關係地主

小作者協議シ申出ノ適否及減額率ヲ協定ス但此場合ニ一方ヨリ請求アルトキハ立會坪刈ヲ爲スベキモノトス。

三、天災其ノ他ノ不可抗力ニ基ク不作ニヨル畑ノ旋米減額ニ付テハ右田ノ旋米減額ニ付取定メタル精神ニ基キ双方協定スルコト。

三重 今後天災地變等不可抗力ニ依リ凶作ノ場合ハ稻毛刈取十日前申立人等ハ相手方ニ立會檢見ヲ求メ双方立會ノ上減免率ヲ

協定スル事若シ協定調ハザルトキハ双方ヨリ豫想收獲高ニ付投票ヲ行ヒ高點ノ投票者之ヲ刈取り其豫想收獲高ヲ基準トシ左

ノ割合ニ依リ双方ニ分配スルコト。

分配方法

一、旋米ノ倍額ヲ以テ平年作トス。

但シ旋米反當リ一石未滿ノモノタルコト。

一、一石以上ノ旋米ハ平年收獲ヲ二石二斗トシ減免セズ。

一、反當リ收獲五斗以上二石一斗ニ至ルマデハ四斗ヲ引シ小作人ニ與ヘ殘額ノ内四分ヲ小作人ニ六分ヲ地主ノ各所得

七五

トス。

京都 小作人ハ本件小作田地ガ平年作ニ對シ一割五分以上ノ減收ナリト思料スルトキニ非ザレバ該小作料ノ減額ヲ請求シ得ザルコト。

茲ニ平年作ト稱スルハ各等級ニ對スル改訂小作料ノ二十五割ノ收量トス。

減額ヲ請求セントスル場合ハ一般的不作ノトキニハ遅クトモ其ノ年ノ十月末日迄ニ小作人中ヨリ總代ヲ選任シ該總代ヨリ各地主ニ對シ檢見又ハ坪刈ノ請求ヲ爲スニ非ザレバ其ノ效ナキコト。

但昭和四年度ニ限り立毛刈取七日前途ニ右請求ヲ爲スコト前記請求アリタル時ハ地主ハ總代ヲ選任シ直チニ地主及小作人各總代並ニ郡農會又ハ村農會ノ技術員立會ノ上作況ノ類似セル字毎ニ中等ノ作柄ト認ムル晚稻二個所乃至五個所ニ就キ檢見又ハ坪刈ヲ爲シ右字毎ニ收量ヲ算出スルコト。

但右字土地並ニ位置ノ選定坪刈方法及收量算出方法ハ立會技術員ニ一任スルコト。

兵庫 一、坪入機ハ別所村農會ニ備付ノモノニ依ル。

二、之ニ從事スル人員ハ申立人ノ代表一人相手方ノ代表一人、第三者一人、傭人四人立會シ坪入ノ場所及粗ノ掛量等ハ第三者ノ言ヲ尊重シ其ノ裁量ニ一任シ双方ハ異議ヲ主張スルコトヲ得ズ、其ノ數量ノ計算ハ粗一升ハ玄米五合アルモノト見做ス掛目ナラバ二百六十五匁チ一升トス。

三、普通作トハ入附高ノ二倍ト一割ノ收獲アルモノヲ云フ假令バ一石三斗ノ入附ナルトキハ二石七斗三升ナルガ如シ。

四、坪入ノ結果普通作ナルトキハ其ノ減收額ヲ申立人相手方折半シテ負擔ス、假令バ二斗減收ナラバ申立人及相手方ハ一斗宛負擔スルガ如シ。

同 相手方ハ小作料減額ヲ求ムル場合必ズ立毛刈取前双方立會ノ下ニ檢見ヲ行ヒ大正十五年二月三日鳥飼村南野ニ於テ協定セラル協定書ニ則リ取行フコト。

但シ相手方ガ檢見ヲ要求セザル場合ニハ如何ナル場合ト雖モ減免ノ要求ヲ爲スコトヲ得ズ。

收獲高ノ査定及分配ハ左ノ方法ニ依ル。

一、認定法 相互ノ協定ニヨリ生産額ヲ定メ左ノ歩合ニ分配ス。

米 地主 五分五厘 小作 四分五厘

二、刈分法 粗ヲ重量ニヨリ分配ス。

粗 地主 六分 小作 四分

三、歩刈法 一坪ニ生産セル粗ヲ五百匁一升トシテ算出シ之ニ總反別ヲ實測シテ乗ジタルモノヲ左ノ率ニヨリ分配ス。

米 地主 五分五厘 小作 四分五厘

但シ餘竿ノ協定成立セルトキハ總反別實測ヲ省略スルコトヲ得一反歩ノ收獲米一石四斗以下ノ場合ハ本項ヲ適用セズ。

同 收獲二石五斗未満ノ年ハ左記分配率ニ依ルコト。

一、收獲米ノ内ヨリ米八斗ヲ耕作及肥料代トシテ小作人ニ與ヘ内二斗ハ諸入費トシテ地主ニ與フルコト

一、收獲米ノ内右條項通り小作人八斗地主二斗合計一石ヲ除キ殘額ハ地主六割小作人四割ノ歩合ヲ以テ分配ス

一、收獲一石ニ滿タザル場合ハ耕作肥料代ニ相當スル即チ前記ノ通り米八斗ハ小作人ニ先取權ヲ與フルコトヲ承認ス

但シ收獲高八斗ニ滿タザルト雖モ其ノ不足額ハ小作人ヨリ地主ニ對シ請求スルコトヲ得ズ

岡山 前項ニ依リ協定又ハ決定シタル收量ガ別紙第二表記載ノ小作量ノ十九割以下ノ場合ハ其ノ收量ハ小作料ノ十九割ニ相當スル額トシテ差額ノ七割ヲ同表記載ノ小作料ヨリ減シタルモノヲ支拂額トス但シ相手方ノ收得ガ一反當リ六斗未満ナルトキハ全收量ヨリ一反當リ六斗ノ割合ヲ以テ算出シタル額ヲ扣除シタル殘額ヲ支拂額トス。

愛媛 昭和四年度以降凶作其ノ他不可抗力ニ依ル減收原因トシ申立人ニ於テ宛口米ノ減額ヲ請求セントスルトキハ立毛刈取前相手方ニ申出實地檢見ノ上減額ノ要否並ニ其ノ數額ノ協定ヲ爲スコト若シ當事者間ニ於テ協定成ラザルトキハ當事者双方ヨリ各貳名ノ委員ヲ選出シ該委員會ニ於テ協定スル此ノ協定ニ對シテハ双方異議ヲ申述アルヲ得ザルモノトス。

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

委員會ノ協議ハ多數決ニ依リ決定スルコト若シ可否同數其ノ他多數決ニ依リ難キ時ハ何某何某ノ參名ノ參加ヲ請求シ其

ノ參加ヲ得タル委員會ノ多數決ニ依リ決定スルコト此ノ決定ニ對シ双方異議ヲ述ブルコトヲ得ズ。  
前項何某何某ノ參加權ハ小作調停委員ノ資格ヲ喪失スルニヨリ之レヲ喪失ス此ノ場合其ノ缺員ハ保爭當事者ヨリ裁判所  
ニ申出テ選任ヲ受クルコト。

福岡 前項ノ小作料減免ノ場合ニ地主小作人間ニ協議調ハザルトキハ地主又ハ小作人ヨリ縣小作官ニ申立テ此ノ指導ニ從ヒ地  
主小作人兩者間ヨリ同數ノ委員ヲ選ビ之ニ區長及適當ノ第三者立會ヲ加ヘ其ノ決定ニ一任スルコト。

(ホ) 小作料納期確定

小作關係ニ於テ近時小作料ノ納期遲滯ノ實例多キニ鑑ミ小作料改定、小作契約繼續等ノ調停條  
項ニハ將來ノ小作料納入期日ヲ明確ニシ、且其ノ期日迄ニ地主ノ指定スル場所(多クハ小作地所在  
大字又ハ其ノ近地)ニ  
小作人ヨリ持參スベキコトヲ定メタルモノ多ク、又滯納小作料ノ支拂ニ關スル調停ニ付テモ其ノ  
納期ヲ明確ニシ以テ之ガ履行ノ完キヲ期セントセリ、此ノ納期ヲ確定シタルモノハ四百八十五件  
(成立件數ノ四割九分)ヲ占メ香川、新潟、秋田、三重、山形、鳥取、山梨、兵庫、福岡、京都等  
ハ其ノ主ナル地方ナリ。

事 例

山形 右小作地ノ小作料ヲ昭和四年以降一ヶ年支米四拾五俵(一俵四斗入)貳斗ト定メ小作人何某ハ毎年十二月二十日迄ニ地  
主何某方ニ持參シ支拂フコト但シ昭和四年度ハ十二月末日迄トス。

茨城 小作料ノ支拂時期ハ毎年八月十五日及十二月十五日ノ二回トシ各一ヶ年分ノ半額宛分割シテ支拂フコト。

新潟 小作料ハ毎年十二月二十五日迄ニ村松町所在ノ五泉郷農業倉庫ニ運搬納入スルコト。

右小作料ハ十二月二十日迄ハ單俵ト爲シ二十一日以後ニ於テハ二重俵裝ト爲スコト。

山梨 畑小作料ノ納入期日ハ其ノ年ノ十二月末日トス。  
但シ右期日迄ニ全額ヲ支拂フコト能ハザル場合ハ一部ノ支拂ヲ爲シ其ノ殘額ニ付其ノ支拂ヲ翌年六月三十日迄猶豫ヲ求ムル  
コトヲ得。

京都 小作料ハ毎年十二月二十五日限り村内生産ニ係ル穀物生産検査等級丙以上ノ合格米ヲ以テ地主方又ハ地主ノ指定シタル  
場所ニ夫々持參支拂フコト。  
小作人ガ天候其ノ他不可抗力ニ因リ右期日ニ小作料ノ支拂ヲ爲ス能ハザルトキハ地主ハ右期日チ一ヶ月間猶豫スルコト、區  
外ニ持參スル場合ニハ地主ハ相當ノ運賃ヲ支給スルコト、其ノ年ノ作柄ニ依リ合格米不足トキハ其ノ不足分ハ不合格米ニ  
テ支拂フモ差支ナキコト。

巴ムコトヲ得ザル事情ニヨリ米納スルコト能ハザル場合並ニ四斗以下ノ端米、畑及宅地ノ小作料ハ金納スルモ差支ナキコト。  
高知 小作料支拂期日ハ早生米ハ八月末日、其ノ他ノ品種ハ十二月末日限りトナスコト。

福岡 小作料ノ納入期ハ毎年翌二月末日迄トス。  
佐賀 相手方ハ申立人ニ對シ別表(略但シ算定基礎ハ附記ノ如シ)ノ如ク夫々賃料(小作料)ヲ毎年度其ノ翌年一月十五日迄  
ニ支拂フコト。

長崎 賃借料ノ支拂期限ハ其ノ年十二月二十五日迄トシ賃貸人宅又ハ世話人宅ニ持參シ完納スルコト。  
但シ一俵四斗入トシ産米検査合格米タルコト。

(ヘ) 金穀支給又ハ増額

小作料改定ノ場合ハ勿論小作料一時の減額ノ場合ニ於テモ、其ノ減額ノ結果ハ土地價格其ノ他  
ニ影響スルコト尠カラザルヲ以テ、地主ハ減額率ヲ低ク裝ヒ獎勵金(米)其ノ他ノ名目ヲ以テ相

當ノ額ヲ小作人ニ交付スルノ條件ヲ定ムル事例アリ、又從來支給シ居タル産米検査ニ關聯スル補償米ノ増額ヲ爲シ、或ハ小作料ヲ納期迄ニ完納シタルトキハ獎勵金(米其ノ他ノ穀類)ヲ出スコトトシ之ヲ支給スルコトヲ方便トシテ小作料納入督勵ヲ爲ス事例モアリ、之等ハ表面小作料減額トシテハ現レザルモ實質ニ於テ小作料ヲ減額シタルト同一ノ結果ト見ルベキモノナリ、此ノ種ノ條項ヲ定メタルモノ百四十一件アリ、香川、鳥取、岡山、新潟、京都、兵庫等ハ主ナル地方ニシテ前年ニ比シ支給スル事例ノ減少ヲ示セリ。

(ト) 小作米ノ品質、俵裝等ノ改正統一

從來小作料ノ品質俵裝等ニ關シテハ、多クハ地方ノ慣行ニ依リ又ハ地主小作人間ニ協定アルヲ普通トスルモ、其ノ確定セザリシモノ又ハ約定、慣習アルモ實行困難ナリシモノハ爭議調停ノ際小作料ノ支拂、小作料ノ改定、小作契約繼續ト共ニ其ノ支拂フベキ小作米ノ品質、等級等ニ付キ之ヲ明確ニ協定セル事例アリ、而シテ或ル程度以下ノ不作又ハ品質不良米ヲ多數ニ生産シタル年ニハ納米ノ等級ヲ低下スルコトニ定メタルモノアリ、又從來二重俵裝ナリシモノヲ單俵ニ改メタル上若シ二重俵裝ニシタルトキハ俵裝料ヲ支給スルコトニ定メタルモノアリ。

事例

新潟 小作料ハ並米ヲ以テ建米トス但シ生産検査ノ結果並米ヲ以テ納入シ難キトキハ検査成績ノ割合ニ依リ並米以外ノ格米ヲ

以テ納入スルコト。

富山 申立人等ハ昭和四年度分ヨリ毎年十二月十日迄ニ本村内又ハ黒河村農業倉庫ノ内相手方等ノ指定シタル場所ニ各自小作シ居ル土地ノ小作米ヲ納入スルコト。

相手方等ハ申立人等ガ右期日迄ニ本村産丙玄米ヲ以テ小作料ヲ支拂ヒタル時ハ該小作米一石ニ付テ丙玄米一升宛ヲ交付シ若シ乙玄米以上ヲ以テ支拂ヒタル時ハ該納入米ト丙米トノ價格ノ差額ヲ更ニ交付シ丁米以下ヲ以テシタル時ハ丙米トノ價格ノ差額ヲ申立人等ニ於テ相手方ニ増納スルコト。但シ縣又ハ村ニ於テ之ニ付定メテ爲シタル時ハ之ニ從フ。

滋賀 小作米ハ四等合格米ヲ以テ納入ス。但シ一等米ヲ以テ納入シタルトキハ一俵ニ付一升五合、二等米ヲ以テ納入シタルトキハ一俵ニ付一升、三等米ヲ以テ納入シタルトキハ一俵ニ付五合ヲ申立人(地主)ヨリ相手方(小作人)ニ交付シ、五等米ヲ以テ納入シタルトキハ一俵ニ付一升ヲ相手方(小作人)ヨリ申立人(地主)ニ交付ス。

岡山 申立人ハ小作料ヲ前項ノ期日内ニ完納シタル相手方ニ對シ實納小作料一石ニ付キ七升五合ノ完納獎勵米ヲ交付スルモノトス但シ十二月三十日迄ニ完納シタル場合ハ右完納獎勵米ハ一石ニ付キ一斗トシ一月十五日迄ニ完納シタル場合ハ一石ニ付キ八升八合トス。

同 相手方ガ生産検査合格米ヲ以テ小作料ヲ支拂ヒタル場合ハ申立人ハ實納小作米一俵(四斗入)ニ付キ左ノ産米改良獎勵米ヲ交付スルモノトス但シ一俵(四斗入)ニ充タザル端米ニ對シテハ之ヲ交付セズ。

生産検査等級

獎勵米ノ額

- 甲 三升五合
- 乙 二升五合
- 丙 一升五合

香川 小作料チ一、二等合格玄米ニテ支拂ヒタルトキハ地主ハ小作人ニ對シ一石ニ付一等ニ付テハ二升五合二等ニ付テハ一升五合ノ割合ノ獎勵米ヲ小作料支拂ノ際交付スルコト。

(二) 小作契約ノ繼續及消滅ニ關スルモノ

(イ) 小作契約繼續

地主ヨリ土地返還方ニ付キ調停ヲ申立テタル場合、又ハ地主ノ土地返還要求ニ對シテ小作人ヨリ小作契約繼續、小作權ノ存在ヲ主張シテ調停ヲ申立テタル場合(小作料ノ減免改定等ヲ表面ノ申立理由トスルモ内實ハ小作契約繼續ヲ含ム事件アリ)等ニ於テ、之ガ調停ノ結果ハ其ノ大部分ハ小作人ニ於テ舊ノ如ク係争地ヲ小作スルコトニ落着シ、同時ニ一部分小作料ヲ減免シテ未納小作料ヲ地主ニ支拂フコトヲ確保シ其ノ他小作條件ヲ改定シテ將來ニ亘ル協定ヲ爲スコト多ク、係争地全部ノ契約ヲ繼續スル條項ヲ定メタルモノ三百三十七件(成立件數ノ三割四分)ノ多數ニ上リ(尙其ノ他ニ一部ノ土地ヲ返還シ他ノ部分ノ土地ニ付小作契約ヲ繼續セルモノ百二件アリ)、香川、山形、新潟、山梨、秋田、三重、福岡、兵庫、鳥取、群馬等ハ其ノ主ナル地方ナリ。  
小作契約繼續ノ場合ハ將來ニ於ケル地主ノ小作料收得ヲ確保シ其ノ他小作關係ヲ明確ナラシムル爲小作證書ヲ差入ルルコトヲ約シ、又ハ小作料ノ納入、減免交渉ノ方法等ニ關シ調停條項中ニ嚴格ナル定メヲ設クルモノアリ。而シテ小作契約繼續ニ當リテハ近時期間ヲ定ムルモノ増加シ、

其ノ小作契約期間ハ多クハ三年乃至六年トシ五年ニ定メタルモノ最モ多ク、又七年及十年ニ定メタルモノアリ、稀ニ十五年以上ノモノアリ、或ハ期間ニ觸ルルコトヲ避ケテ期間ヲ定メザルモノ又ハ期間ノ定メナキ小作ナル旨ヲ明記シタルモノモ存ス。

右ノ契約期間ヲ定メタルモノニ在リテハ期間滿了後ノ契約ノ更新ニ付成ルベク耕作繼續ノ機會ヲ多カラシムルコトニ努メ濫リニ更新拒絕ヲ爲シ得ザルコトニ定メタル事例漸次増加スルノ傾向アリ、殊ニ「期間滿了一ヶ年前ニ地主小作人ニ於テ豫告ヲ爲サザル時ハ契約ヲ更新シタルモノト看做ス」ノ如ク小作法案草案ノ影響ヲ受ケタルモノモ認メラル。

事 例

北海道 賃貸契約期間及賃料ノ改定期間ヲ各五ヶ年トス。

同 相手方村ガ耕地トシテ所有スル限リハ期間更新毎ニ賃貸借契約ヲ繼續スルコト。

青森 賃貸借契約期間ハ昭和八年十二月三十一日限リトス。

同 申立人ガ賃貸借契約期間終了後モ引續キ耕作希望アル時ハ期間終了半ヶ年前ニ其ノ申込ミヲ爲スヲ要ス。

此ノ場合ニ於テ申立人ガ契約上ノ義務ヲ完全ニ履行シ來リタル時ハ相手方ハ之ニ應ズル義務アルモノトス。

山形 小作期間ハ昭和五年ヨリ五ヶ年トス、期間滿了ノ場合ハ小作料ノ不納其ノ他ノ不都合ナキトキハ引續キ小作セシムルコト。

茨城 小作期間ヲ昭和四年ヨリ昭和十三年十二月末日迄トス。

新潟 申立人(地主)ハ相手方(小作人)ニ對シ別紙土地目録記載ノ土地ヲ同日録小作料欄記載ノ小作料ヲ以テ昭和四年度ヨ



リ期限ヲ定メズシテ貸貸小作セシムルコト。

同 一、本件土地ノ昭和四年、同五年、同六年、同七年ノ小作料ヲ定免トシテ反當ハ左ノ通り定ム。

(反當小作料略)

但シ從前契約小作料ガ右反當リ定免小作料額ニ比シ低額ナルモノニ付テハ從前契約高ニ止ム。

二、前項ノ定免期間滿了ノ場合ハ其ノ後ノ小作條件ニ付地主小作人相互協定スルコト但シ相互ニ於テ協定調ハザル場合ハ本契約ヲ更新シタルモノト看做シ本調停條項ニ基キ小作ヲ繼續スルコト。

愛知 本貸貸借ハ昭和五年六月十一日ヨリ昭和十年六月十日迄滿五ケ年ト定ム但シ該期間滿了前當事者ノ一方ヨリ相手方ニ對シ何等申出ナキトキハ該期間滿了ト同時ニ同一條件ヲ以テ更新ニ貸貸借ヲ爲シタルモノト看做ス。

貸貸人ハ貸借人ニ背信ノ行爲ナキ限リ契約ノ更新ヲ拒マザルコト。

大阪 期間滿了後ト雖モ貸貸人ノ都合ニ依リ之ヲ更新スルコトアルベク此ノ場合ニ於テモ契約ノ内容ハ期間以外ノ點ニ於テハ本契約ト同一タルベキコト。

岡山 當事者ハ本協約期間滿了ニ際シ小作事情ニ著シキ變遷ナキ場合ハ更ニ本協約ヲ繼續スルコトニ付キ善意ノ諒解ヲ爲シ置クモノトス。

香川 期間滿了ノトキト雖モ當事者双方異議ナキトキハ本契約ヲ更新シタルモノト看做シ本件調停條項ノ約束ヲ受クルモノトス。

(ロ) 小作契約ニ附帶セル制限約款

近年小作爭議ノ頻發ト小作事情ノ變化ニ伴ヒ、小作人ニ於テ小作地賃借權ノ讓渡又ハ轉貸ヲ行ヒ或ハ第三者ニ耕作ヲ委託スル等ノ爲地主ノ知ラヌ間ニ轉々ト耕作人ノ變動スルコトアリ、之

ガ爲往々地主ニ於テ小作料ノ取立、小作地返還ノ執行ヲ爲スニ際シ障礙ヲ蒙ルコトアリ、又此ノ種ノ事實ガ繼續的ニ頻發スルニ因リ從來ノ小作慣習モ自ら紛交ヲ來シ屢々紛議ノ因トナルヲ以テ、斯ノ如キ權利ノ内容ノ紛交ヲ避ケントシ小作契約ノ約款トシテ「小作地ノ賃借權ヲ他人ニ讓渡シ又ハ轉貸シ若クハ耕作ヲ他人ニ委託スルコトヲ得ズ」「竹木類ノ栽植又ハ地形、地目、境界ノ變更ヲ爲スコトヲ得ズ」等ノ制限ヲ附スルモノ著シク増加シ、此ノ種ノ約款ヲ定メタルモノ二百二十件(成立件數ノ二割二分)ニ上リ香川縣其ノ大部分ヲ占メ新潟、三重、鳥取、青森ノ各縣ニモ亦其ノ例多シ。

事 例

新潟 小作人ハ地主ノ承諾ヲ得ズシテ地形境界ノ變更及轉貸ヲ爲スコトヲ得ズ。

但シ小作人ニ於テ耕作上ノ便利ノ爲メニ爲ス土地區畫ノ移動、家事上ノ都合ニ依リ不得止轉貸ノ申出アリタルトキハ地主ハ之ヲ拒否スルコトヲ得ズ。

三重 申立人ハ相手方ノ承諾ヲ得ズシテ本件土地ヲ轉貸又ハ讓渡並ニ地目以外ニ使用スルコトヲ得ズ。

京都 前記小作畑ヲ耕作以外ニ使用シ又ハ他人ニ轉貸シ若ハ小作土地ニ關スル權利ヲ他人ニ讓渡セントスル場合ハ小作人ハ必ず地主ノ承諾ヲ受クルコト。

若シ小作人故ナク之ニ違反シタル時ハ本件契約ハ其ノ違反行爲アリタル時ヲ以テ當然解除ト爲リ小作人ハ地主ヨリ該小作土地ノ返還ヲ受クルモ異議ナキコト。

但シ小作人ヨリ地主ニ對シ疾病、兵役、蔬菜輪作等止ムヲ得ザル事由ニ因リ一時的轉貸ノ申込アリタルトキハ地主ハ正當ナ

ル事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ザルコト。

香川 小作人ハ地主ノ書面ニ依ル承諾ヲ得ルニ非ザレバ左記行爲ヲ爲スコトヲ得ズ。

- (イ) 賃借地ノ原狀及使用方法ヲ變更スルコト
- (ロ) 賃借地ヲ轉貸シ又ハ他人ヲシテ使用セシムルコト
- (ハ) 賃借權ヲ讓渡スルコト
- (ニ) 小作地ニ有害ナル作物ヲ植付ケ或ハ有害ナル肥料ヲ施用スルコト
- (ホ) 其他小作地ニ害ヲ及ボスベキ一切ノ行爲

(ハ) 債務不履行ノ場合ニ於ケル解約ノ約款

地主ガ小作契約ヲ解除シテ土地返還ノ要求ヲ爲スハ眞ニ小作地ヲ必要トスル理由ニ因ルヨリハ寧ロ小作料收得ノ不安定ナルニ因リ之ヲ行ハントスルモノ多キ實情ナレバ、地主ガ土地返還方ヲ主張セル事件ニシテ調停ノ結果小作契約ノ繼續ヲ認ムルニ至リシ場合ニ於テ、地主ハ將來ニ於ケル小作料ノ收得ヲ確實ナラシメ且小作地利用ニ關スル各種ノ條件ヲ履行セシムル爲、若シ小作人ガ將來恣ニ小作料ノ怠納ヲ爲シ、若クハ主要ナル契約條項ニ違反シタル場合ニハ直チニ土地返還ヲ爲スベキ旨ノ約定(何等ノ手續ヲ要セズシテ土地引上ヲ受ケ、直チニ執行ヲ受クルモ小作人ニ於テ異議ナキ旨ヲ明記セルモノアリ)ヲ爲セルモノ二百九十件(成立件數ノ二割九分)アリ、香川縣ニ最モ多ク新潟、秋田、三重、鳥取、山梨等ニモ亦其ノ例多シ。

然レドモ僅少ナル小作料ノ滞納ニ過ギザル場合ニ於テ直チニ契約解除ノ結果ヲ見ルガ如キハ往々小作人ノ生活上ニ及ボス影響大ナルモノアルヲ以テ二ヶ月(十日、一月等)ノ期間ヲ定メテ之ガ履行ヲ催告スベク相當ノ猶豫期間ヲ認メ、或ハ小作料ノ滞納額ガ一ケ年分又ハ二ケ年分以上ニ達シタル時ニ非ザレバ解約シ得ザルコトニ實情ヲ斟酌シタル定メヲ設クルガ如キモノ、最近各地方ニ認メラルルニ至レリ。

事 例

新潟 小作人ニ於テ本件契約ニ違反シタルトキハ地主ハ何等ノ手續ヲ要セズシテ本件契約ヲ解除シ土地ヲ引上ゲラル、モ異議ナキコト。

本項及第十一項ニ依リ土地返還ノ場合ハ地上ニ存在スル竹木類ニ對シテハ地主ノ相當ト認メタル代價ヲ小作人ニ支拂フコト。

山梨 相手方ハ申立人ニ對シ前項小作料ノ一ケ年以上ノ額ヲ滞納シタル時ハ本件小作地ヲ引上ゲラルモ異議ヲ唱ヘザルコト又該土地ヲ引上ゲラルル場合ハ第二項記載ノ年賦未納小作料ト相手方ガ支出シタル本件土地ノ修理費トハ相殺スルコト。

静岡 小作人ニ於テ信義ニ反シ濫リニ小作料ノ滞納ヲ爲シ一年以上又ハ數年ニ亘リ其ノ額一ケ年分ニ達シタル場合ハ地主ニ於テ解約シ直ニ其ノ土地ノ明渡ヲ求ルコトヲ得。

右明渡ハ小作人ニ於テ耕耘セザル以前タルヲ要ス、但シ故意耕耘ノ場合ハ此ノ限リニアラズ、且此ノ耕耘ニ對シ小作人ハ地主ニ對シ何等ノ名義ニ拘ラズ金品ノ支給ヲ請求スルヲ得ズ。

三重 左ノ場合ニ於テハ申立人ハ相手方ニ對シ本件土地ヲ明渡スコト。  
一、今後第三條ノ掟米ノ支拂ヲ怠リタルトキハ相手方ニ於テ三週間ノ期間ヲ定メ催告シ申立人尙之ニ應ゼザルトキ。

一、第五條ニ違反シタルトキ(地主ノ承諾ナクシテ轉貸、讓渡及地目以外ニ使用セル場合)。

京都

小作人ガ期日ニ小作料ノ支拂ヲ怠リタルトキハ地主ハ、小人作ニ對シ十日ノ期間ヲ定メテ之ガ支拂ヲ催告シ右催告アルニ拘ラズ故ナク支拂ヲ爲サザルトキハ即時執行ヲ受クルハ勿論本件契約ハ右催告期間満了ノ時ヲ以テ當然解除セラレタルモノトシ小作人ハ地主ヨリ該小作土地ノ返還請求ヲ受クルモ異議ナキコト。

但シ此ノ場合ニ於テ其ノ債務額ヲ第四項第六項(省略)ノ相場ニヨリ換算スルコト。

大阪

(1) 賃借人ニ於テ故ナク第五項所定ノ期限ヲ怠リ小作料ヲ延滞スルコト引續キ二ケ年ニ及ビ若クハ二ケ年分ニ相當スル小作料額ノ延滞アル時ハ賃借人ハ一ケ月下ラザル期間ヲ餘シ其ノ支拂ノ催告ヲ爲シ尙其ノ支拂ヲ爲サザル時ハ直ニ賃借借契約ヲ解除シ得ルモノトス。

(2) 前項ノ場合ニ於テハ賃借人ハ契約解除後一週間以内ニ其賃借地ヲ賃借人ニ引渡シ該地上ニ作物其他ノ存置物件アル時ハ右期間内ニ之ガ收去ヲ爲スコク若シ然ラザル場合ハ賃借人ニ於テ任意之ヲ處分シ得ルモノトス。

(3) 前項ニ依ル土地ノ明渡ニ付テハ賃借人ハ法律上要求シ得ルモノノ外何等ノ名義ヲ以テスルナ間ハズ一切金品ノ交付ヲ賃借人ニ請求スルコトヲ得ザルモノトス。

同

小作料延滞ノ場合ニ於テ二ケ月下ラザル期間ヲ以テ履行ノ催告ヲ爲スモ尙之ガ支拂ヲ爲サザル時ハ相手方等ハ契約ノ解除ヲ爲シ得ルコト。前項解除ノ場合ハ五日以内ニ土地ヲ返還スルコト。

(二) 小作地返還

地主ガ眞ニ自作ヲ必要トシ又ハ耕地ヲ農業用以外ニ使用スル場合ニ於テ、調停ノ結果已ムナク小作地返還ノ條項ヲ定ムルモノハ小作人ノ生活ヲ考慮スルガ故ニ、其ノ返還面積ハ多カラザルヲ常トシ、此ノ場合ニ在リテモ小作地全部ヲ即時ニ無條件ニテ返還セシムル事例ハ殆ドナク、多ク

ハ地主ニ於テ未納小作料ヲ全免シ又ハ作離料其ノ他ノ補償ヲ小作人ニ給與スルコトヲ條件トシテ小作地ヲ返還セシムルコトトナリ、或ハ作離料ヲ支給シテ小作地ノ一部ノミヲ返還セシメ他ノ一部ハ繼續小作セシムルコトトシ又ハ小作地返還ノ時期ヲ延期シテ一定期間(多クハ一作期間)小作ヲ繼續セシムルコトトナル例多シ。

又係争地ヲ既ニ地主ニ於テ自作ヲ爲シ又ハ他ノ小作人ニ貸付シタル場合或ハ該土地ヲ地主ガ引上ゲスルノ止ムヲ得ザル事情存スル場合ニ於テ小作人トシテハ其ノ生活上小作地ヲ必要トスル切實ナル事情アルヲ以テ結局地主ヨリ代地トシテ返還地ニ代ルベキ相當ノ土地ヲ交付セル事例二十一件アリテ多少増加セリ。

調停成立セル事件ノ中土地返還ヲ爲シタルモノハ百五十四件(成立件數ノ一割六分)ニシテ右ノ外土地ノ一部ハ小作ヲ繼續シ他ノ一部ヲ返還シタルモノ百二件アリ前年ニ比シ増加セリ。小作地返還ノ條項ヲ定メタル主ナル地方ハ山梨、兵庫、徳島、香川、福岡、大阪、京都、新潟等ナリ。

(三) 永小作權及小作權ノ確認

永小作權及小作權ノ確認ヲ主張セル調停事件ハ相當多數ニ上リ、小作權ニ付テハ土地返還ト同時ニ地主ニ於テ之ヲ買取り又ハ小作契約ノ繼續ヲ認メ其ノ存在ヲ承認シタル事例各地ニ點々アルモ、

永小作權ニ付キテハ其ノ影響スル所大ナルヲ以テ地主側ノ承認スルコト容易ナラズ僅ニ山梨縣ニ於テ一件アルノミニシテ、其ノ他ハ多クハ永小作權ノ主張ヲ拋棄シ貸貸借トシテ小作契約ヲ繼續スルノ狀況ナリ。

九〇

事例

山梨 一、相手方某村ハ申立人某ニ對シ大正四年十月十四日永小作權ヲ設定シタル某村某地内ノ土地ノ内附屬圖中斜線ヲ以テ表示シタル部分ニ付テ永小作權ヲ存続セシメ其ノ餘ノ土地ニ對シテハ合意ノ上永小作契約ヲ解除シ申立人ハ直ニ其ノ部分ノ土地ヲ返還スルコト(但シ附屬圖ハ省略)

香川 本件契約ハ期間ノ定メナキ土地貸借契約トス。

地主ハ小作人ガ本件土地ニ付前小作人ニ對シ甘土料トシテ金五十圓ヲ支拂ヒタルコトヲ確認スルコト。  
(或ハ「本件土地ノ甘土料ハ之ヲ認メザルコト」トシテ否認シタル例モアリ)

(四) 小作地賣却又ハ小作地先買權ノ附與

地主ガ小作地返還ヲ求メタル場合又ハ之ヲ他ニ賣却セントスル場合ニ於テ小作人ガ之ヲ知リテ其ノ購入ヲ申出デ又ハ小作契約ノ繼續ヲ要求シタル場合、或ハ小作人ガ永小作權、小作權ノ確認ヲ要求シタル場合等ニ於テ調停ノ結果土地ヲ小作人ニ賣渡シタル事例三十七件アリ。山形、香川、徳島、山梨、静岡、青森等ハ主ナル地方ニシテ、之ガ資金ハ政府ノ融通スル自作農創設資金ノ供給ヲ受ケタルモノ多シ。又現實ニ土地ハ賣渡サザルモ今後小作地賣却ノ場合ハ先ヅ小作人ニ之ガ買取ノ機會

ヲ與フ可キ旨ノ約定ヲ爲セル事例四十七件アリ。新潟、香川、京都、三重等ニ其ノ事例多シ。此ノ種ノ條項ハ小作法草案及自作農獎勵ノ影響ヲ受ケ特ニ増加シタルモノノ如シ。

事例

北海道 將來土地解放ノ場合ハ小作人ニ土地先買權ヲ認ムルコト。

新潟 地主ニ於テ本件土地ヲ他ニ賣却ノ必要生ジタルトキハ當該小作人ニ對シ價格ヲ提示シテ其ノ買取方ノ申込ヲ爲スコトヲ要ス。

右申込アリタル日ヨリ三十日以内ニ當事者間ニ於テ書面ニ依ル賣買契約成立セザルトキハ他ニ賣却セラル、モ小作人ニ於テ異議ナキコト。

自作若クハ公益上土地收用ノ必要生ジタルトキハ其ノ年ノ收穫後ナル十二月末日迄ニ當該小作人ニ通知ヲ爲シタル上該土地ノ返還ヲ求ムルコトヲ得。

右ノ場合ニ於テ小作人ハ其ノ年十二月末日迄ニ異議ナク土地ヲ返還スルコト。

京都 各地主ハ其ノ小作土地ヲ他ニ賣却セントスル場合ニハ先ツ關係小作人ニ其ノ旨ヲ通知スベク小作人ハ右通告ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ買取希望ノ有無ヲ地主ニ回答スルコトト爲シ若シ買取希望ノ回答アル場合ハ互ニ誠意ヲ旨トシ價格其ノ他ノ事項ニ付協議スベク若シ協議調ハザルトキハ地主ハ他ニ自由ニ處分シ得ルコト。

此ノ場合ハ當該地主ハ買主ヲシテ成ルベク從前ノ小作人ニ當該土地ノ小作ヲ繼續セシムルコトニ努力スルコト若シ小作繼續ヲ爲ス能ハザルトキハ賣主ニ於テ小作人ニ對シ相當ノ作離料ヲ支給スルコト。

兵庫 地主ガ本件土地ノ全部又ハ一部ヲ他ニ讓渡スルトキハ本調停條項ヲ附帶セシメテ之ヲ讓渡スルコトヲ要ス但シ自作ノ爲土地ヲ讓受クル者ニ讓渡スルトキハ此ノ限ニ在ラズ。

香川 地主ガ前記土地貸借期間内(四ヶ年)ニ本件土地ヲ他ニ讓渡セムトスルトキハ本調停條項ヲ承繼セシムルコトヲ條件

トシテ譲渡スルコトヲ要ス。

(五) 小作權、作離料、土地改良費、作物等ノ賠償

土地返還問題ニ隨伴シ小作人ハ小作權、作離料、土地改良費、作物、耕作費等ノ賠償又ハ支給ヲ請求スルコト多ク、調停ノ結果ハ之ヲ區分スルコトアレドモ多クハ名義ヲ明ニセズ各種ノ補償賠償ヲ一括シテ相當ノ金穀ヲ支給ス。調停條項中ニ小作權ノ賠償又ハ作離料ノ支給ヲ定メタルモノハ百三十件(調停成立總件數ノ一割三分)ニシテ著シク増加シ德島、兵庫、北海道、福岡、大阪、岐阜、香川、京都、山形、山梨、和歌山等ニ其ノ事例多シ。土地改良費、作物耕作費等ノ補償ヲ爲スモノハ三十五件ニシテ和歌山、大阪、德島、京都、山形、秋田、山梨等ニ其ノ事例存ス。小作權ノ賠償及作離料ノ支給ニ付テハ現實ニ土地返還問題ノ起リタル場合ノミナラズ將來其ノ事實ノ到來セル場合ニ於ケル豫約ヲ爲シタルモノモアリトス。而シテ其ノ支給額明カナルモノニ付テ見ルニ返還地ガ市街住宅地ニ變更セラルルガ如キモノハ反當一千九百八十圓ノ多額ニ上ルモノアリ、又自作ノ爲引上グルガ如キモノニ在リテハ僅ニ反當一圓二十五錢ノ少額ナルモノアリ。然レドモ普通ノ例トシテハ自作其ノ他農耕用ニ供スル土地ノ引上ニハ反當五十五圓位(小作料ノ二年分)、土地使用目的變更ノ場合ニハ反當二百十六圓位ノ支給ナリ。

事 例

北海道 相手方(地主)ハ申立人(小作人)ニ對シ本件土地ヲ造田シタル報酬トシテ金五十圓ヲ即時ニ支拂フコト。

神奈川 相手方ハ申立人兩名ニ於テ植付ケタル前項土地内、栗ノ木桑ノ木等ノ樹木ノ買取代金トシテ金七百圓ヲ申立人ニ對シ支拂フコト。

山梨 申立人ハ相手方ヨリ前記土地ノ引渡ヲ受クルト同時ニ該土地ニ植付ケタル桑株代金トシテ金六十圓ヲ支拂フ可ク相手方ハ該土地ヲ引渡スニ當リ右桑株代ノ外如何ナル名稱ヲ以テスルモ申立人ニ對シ財産上ノ請求ヲ爲サザルコト。

愛知 申立人ハ本件賃借權ノ確認並ニ損害金ノ請求ヲ撤回シ本件土地中申立人カ從來小作セル部分ノ土地返還ヲ承認スルコト。

被申立人ハ連帶シテ申立人ニ對シ申立人ガ本件土地ニ就テ從來小作セル部分ノ土地ノ返還ニ對スル一切ノ補償トシテ金九十圓ヲ支拂フコト。

同 申立人ハ前項土地ニ付被申立人ニ對シ右以外何等ノ請求ヲ爲サザルコト。

同 被申立人ハ申立人ニ小作セシメ來リタル本件耕地ガ耕地整理又ハ區劃整理事業ノ結果小作面積ノ減少シタル時ハ其ノ減少割合ニ應ジ一反歩ニ付金百三十圓宛ノ割合ニ依ル作離料ヲ假換地發表後二週間以内ニ申立人ニ支拂フコト、又假換地發表前又ハ區劃整理後、被申立人ヨリ本件耕地ノ返還ヲ要求セラレタル場合ニ於テ申立人ハ何時ニテモ之ニ應ズルコトトシ被申立人ハ前同額ノ作離料ヲ支拂フコト。

大阪 相手方ハ申立人等ニ對シ右地所ノ返還ニ對スル補償金トシテ第二別表記載ノ宛反別ニ從ヒ壹反歩ニ付金壹百拾八圓ヲ贈與スル外大正十四年以降昭和四年迄ノ小作料全部ヲ免除スルモノトシ申立人等ニシテ大正十四年及大正十五年ノ兩年度ニ互リ小作料ノ一部ヲ納入シ居ル者ニ就テハ其ノ内入額(第三別表内入額欄記載通り)ヲ米價一石金參拾圓ニ換算シタル金員ニ依リ返戻スルモノトス。

同 前項(正當返地)ニ依ル地所ノ返還ニ付テハ賃貸人ハ賃借人ニ對シ作離料トシテ返還地所一反歩當リ合格玄米四石(ハ二石)ヲ其ノ當時ニ於ケル時價ニ換算シタル金員ヲ以テ地所明渡ト引換ニ贈與交付スルコト。

香川 期間満了ニヨリ土地ノ返還ヲ受ケタルトキハ又ハ地主ガ本件土地ヲ他ニ賣却シタルトキハ地主ハ直ニ反當百八十圓ノ割

合ニ依ル作離料ヲ小作人ニ贈與スルコト。  
前項ニ依リ土地ノ返還ヲ受ケタル場合ハ地主ハ小作人ニ對シ即時金參百五拾圓（反當參百圓）ヲ交付スルコト。  
同 本件當事者間ニ於テハ廿土料ヲ認メタルコト。  
同

(六) 訴訟取下其ノ他

調停事件ニシテ訴訟繫屬中ナリシモノハ、調停成立ト共ニ訴訟ヲ取下グベキコトヲ明記スルモノ  
多ク、此ノ條項ヲ定メタルモノ百四十三件アリ。更ニ訴訟又ハ調停ノ費用ノ支辨方法ヲ定メタルモノ  
ノ二百三十七件アリ。而シテ訴訟取下、假處分、假差押ニ關スル供託金ノ下戻等ニ付テハ綿密ナル  
取極ヲ爲スモノ多シ。

尙調停條項ヲ如何ニ詳細ニ規定スルトモ小作契約ノ内容ヲ全部網羅スルコト困難ナルニ鑑ミ、調  
停條項ニ抵觸セザル慣習ハ之ヲ存置スベキ旨ヲ明記シタルモノアリ、又其ノ強制執行ノ不可能ナル  
コト明カナルニ拘ラズ「特ニ地主ト小作人ハ互ニ情誼ヲ重ンジ親睦ヲ旨トシ固ク約束ヲ守リ農村ノ  
平和ト福利ノ増進ヲ圖リ以テ共存共榮ノ目的ヲ達スルコトニ努力シ今後再ビ斯カル爭議ヲ惹起セザ  
ル様注意スルコト」ノ如キ條項ヲ定メ德義上ノ趣旨ヲ宣明シタルモノモ存スルヲ見ルナリ。

(七) 調停條項ニ記載スル主ナル約款

各種ノ調停事件ニ就テ其ノ主眼トスル契約條項ヲ補充シ之ガ履行ヲ支障ナカラシムル爲ニ調停條

項ニ記載セル各種ノ約款ヲ舉グレバ概ネ左ノ如シ。而シテ各事件ノ調停調書ニハ共通ノ事項トシテ  
爭議ノ目的タル土地ノ一筆毎ノ地番、地目、面積、契約小作料又ハ支拂ノ決定セル小作料ノ種類及  
數量、地主及小作人ノ住所氏名等ヲ記載スルヲ普通トス。

(一) 小作契約ノ締結ニ關シ定メタルモノ

1 小作契約證書ヲ差入ルルコト

2 小作契約ニ付保證人ヲ附スベキコト

3 小作契約ノ期間

イ 年期ヲ定メタルモノ

ロ 年期ヲ定メザルモノ(不定期トセルモノ)

4 契約更新ノ申入及其ノ不承諾ノ場合ノ制限

5 小作ノ連帶契約

(二) 小作料改定ニ關シ定メタルモノ

1 改定小作料ノ種類、數量

2 右ノ小作料不變更年限

3 將來改定ヲ行フベキ場合ノ定メ

4 改定實施機關ノ構成

(三) 小作料納入ニ關シ定メタルモノ

- 1 小作料ノ數量、品質(等級)、一俵ノ容量及俵裝
- 2 現物ノ納入困難ナル場合ノ代金換算方法及其ノ價額
- 3 代金納ノ單價決定ノ基準又ハ之ヲ決定スル機關ノ構成
- 4 滯納小作料(其ノ年又ハ二三年來ノモノ)整理ノ爲其ノ割賦拂又ハ免除  
納入ノ期日
- 5 納入ノ場所
- 6 獎勵米、補給米及俵裝料ヲ交付スベキ場合竝ニ其ノ額  
凶作不作時ノ處置
- 7 小作料ノ減額ヲ行フベキ凶作又ハ減收ノ程度
- 8 檢見又ハ減免要求申入ノ形式
- 9 小作料ノ減額査定方法(場所ノ選定、檢見及減額査定ノ標準竝ニ其ノ機關ノ構成)  
減免額決定ニ至ル迄ノ内納額ノ明定
- 10 滯納シタル場合ノ處置(猶豫期間、獎勵金品ノ交付取消、強制執行ノ約諾)

10 小作料ノ連帶支拂

(四) 小作權及土地利用制限ニ關シ定メタルモノ

- 1 小作權ノ賠償價格竝ニ其ノ代金支拂時期
  - 2 小作權ノ賣買、讓渡又ハ轉貸ノ場合ノ手續若クハ其ノ禁止
  - 3 栽培作物、地形變更及土地ニ對スル工事設備ノ制限竝ニ地主ノ承諾ヲ求ムベキ場合
  - 4 永小作權ニ非ズシテ賃貸借ナルコトノ明記
  - 5 小作地ヲ賣却スベキ場合ニ於ケル小作人ノ先買權(或ハ價格ヲ豫約)承認
  - 6 地主ノ變更ニ附隨スル契約承繼義務
- (五) 費用ノ負擔及辨償ニ關シ定メタルモノ
- 1 耕作着手後ノ土地ヲ小作スル場合ノ勞賃、肥料代等ノ辨償
  - 2 土地改良工事費又ハ灌溉排水費用ノ負擔方法
  - 3 公租、公課、諸掛ノ負擔方法
- (六) 契約條件ノ履行ニ關シ定メタルモノ
- 1 債務不履行(列記)ノ場合ノ解約處分(當然解除トナリ執行  
ニ異議ナシトノ定メ)
  - 2 小作料債務履行ト同時ニ獎勵金品交付

(七) 小作人ニ小作地賣却ヲ爲スコトニ關シ定メタルモノ

- 1 手附金ノ取極メ
- 2 約定期日迄ニ代金支拂ヲ爲サザル場合ノ賣買契約ノ無効
- 3 代金ノ連帶支拂
- 4 賣買成立ト共ニ移轉スル權利義務ノ内容(公租、諸掛、小作料等ノ處置)
- 5 登記費用ノ負擔方法
- 6 破約ノ場合ノ處置

(八) 小作契約ノ解除又ハ終了ニ關シ定メタルモノ

- 1 解約ノ申入ヲ爲シ得ル場合
  - イ 債務不履行ノ場合(主要契約條項ニ違反、小作料滞納額ガ一定額(一年分、二年分)ニ達セルトキ)
  - ロ 地主ニ於テ已ムヲ得ザル必要ヲ生ジタル場合(土地使用目的ノ變更、自作)
- 2 解約申入時期ノ制限及豫告期間
- 3 期間滿了ノ際契約更新ヲ申出タル場合ノ地主ノ同意義務(又ハ解除ニ付豫告ヲ爲サザレバ當然更新繼續)

(九) 小作地返還ニ關シ定メタルモノ

- 1 返還スベキ土地ノ地番、反別及引渡期日
  - 2 返還ノ際ニ於ケル現存作物、工作物等ノ處分方法
  - 3 土地改良費、作物ノ賠償及作離料等ノ支拂方法(又ハ此等ノモノヲ絕對ニ支給セザルコトノ定メ)
  - 4 地主ノ自作スルニ付返還ノ場合ニハ將來再ビ小作セシムル場合ノ元小作人ノ優先權留保
- (十) 地主、小作人組合ノ處置ニ關シ定メタルモノ
- 1 抗爭ノ地主組合、小作人組合ヲ解散シ兩者ノ協調的組合ノ設立
  - 2 此ノ調停ニ關スル限り組合規定ニ拘束サレザルコトノ定メ

(十一) 其ノ他

- 1 小作法制定ノ場合又ハ關係地方全區域ニ契約改定行ハレタル場合ノ本契約ノ更正
- 2 調停條項ニ牴觸セザル舊慣行ノ確守
- 3 調停條項ノ不變更期間ノ明定
- 4 改定小作料有効期間中ハ其ノ土地ノ新小作人モ拘束
- 5 地主小作人間ノ情誼、親睦、德義ノ尊重
- 6 訴訟繫屬事件ニ付訴訟(假處分、假差押、供託金)ノ取下手續
- 7 調停又ハ訴訟費用ノ負擔方法

九 調停方他ノ小作關係ニ及ボス影響



調停ハ上述ノ如ク關係當事者多數ニ上リ地積モ亦廣汎ニ亘リ複雑ナル事件多キト又一時的問題ニ關スルノミナラズ將來ニ於ケル小作諸條件ノ決定ニ關スル事件多キニ依リ其ノ成立ニ至ル迄ノ間調停主任、調停委員、小作官等ガ同心協力シテ問題ノ解決ヲ計リ深甚ノ考慮ヲ拂ヒテ小作諸條件ヲ定ムルモノナレバ、其ノ結果ハ比較的公正ナル定ヲ爲スコトナル、故ニ同一町村内又ハ隣接町村ニ於テ調停事件成立スルヤ他ノ地主、小作人ハ該調停條項ニ準據シテ適當ナル協定ヲナシ平和裡ニ問題ヲ解決セル事例多ク該地方ニ於ケル影響大ナルモノアリ。蓋シ小作爭議ハ集合的性質ヲ有シ一爭議ノ一部ノ關係者ガ調停申立ヲ爲シタル場合ニ於テモ近隣ニ調停關係當事者ト共通ノ利害關係ヲ有シ諸般ノ事情ヲ同ジフスル者多數存スルガ故ニ調停ノ結果ハ之等ニ對シ一種ノ標準ヲ與フルコトナルガ故ナリ。

調停成立ノ事例多キ地方ニ於テハ小作料減免方法、小作料改定方法、小作地先買ノ承認、小作權ノ確認、各種ノ賠償方法、作離料ノ支給、小作契約ノ更新繼續等ニ付地方的ニ公認セラレタルガ如キ小作契約ノ成立ヲ見、之ガ一種ノ規準トナリテ漸次地方的ニ小作條件ノ變化ヲ齎ラシツツアリ。殊ニ調停條項作成ニ當リテハ地主數人ト小作人十數人乃至數十人トガ同一ノ調書ニ於テ集合的ニ小作契約ヲ締結スル事例多ク又屢々之ヲ連帶債務ト爲スモノヲ生ジタルガ如キハ小作契約ノ新シキ一形態トシテ注目ヲ要スベキモノトス。殊ニ農務局ヨリ小作法案ノ發表アリタル以後ニ於テハ各地ニ於テ漸次其ノ影響現ハレ該草案ノ規定ニ類似シタル調停條項ヲ定ムルモノ多クナリ、幾分ツツ乍ラモ實質的ニハ

該草案ノ運用ヲ見ツツアルガ如キ現象ヲ呈スルニ至レリ。尙調停法ニ依ラザル小作官ノ事實上ノ調停多數ニ行ハレ其ノ結果ハ殆ンド調停法ニ依レルモノト同様ノ解決ヲ見ツツアリ、更ニ小作官以外ノ官民ノ有志者等ノ調停モ漸次調停法ニ依レル解決ニ準據シ或ハ之ヲ基トシテ新工夫ヲ凝ラシ各其ノ成立ヲ示シツツアルコトハ看過スベカラザル所ニシテ、次イデ調停法ノ調停ハ更ニ此ノ自由ナル小作官又ハ有志者ノ調停ノ結果ヲ參照シテ漸次新事例ヲ作リツツアリ。

即チ調停法ハ夫レ自ラノ活用品ト之ニ對スル社會的信賴ノ漸増ニ伴レテ、之ニ依準セル他ノ事實上ノ調停ヲ促進スルニ至リタル等ニ依リ、小作爭議ノ解決及小作契約ノ改善上ニ大ニ效果ヲ收メツツアリト謂フベシ。

### (三) 小作官ノ小作調停法外ノ調停概要

#### 一 概 要

小作調停法ニ依ル調停事件ニ付テハ地方ノ小作官及小作官補ハ調停委員ノ選任及指定ニ關與シ爭議ノ情勢ニ應ジ調停ノ申立ヲ勸告シ、申立アリタル事件ニ對シテハ事實ノ調査ヲ行ヒ調停主任及調停委員ト協力シテ調停ヲ成立セシムルコトニ努メ、成立後ノ實行方法ニ付テモ斡旋盡力スル等其ノ事務極メテ繁忙ナルガ、更ニ地方應ニ於テハ小作關係事務ノ全般ヲ掌リ爭議ノ發生ヲ未然ニ防止スベク施設

畫策シ、或ハ自作農創設維持施設ニ關與シ之ガ事業ノ圓滿ナル遂行ヲ期シ、又調停法ニ申立ナキ小作  
爭議ノ解決ニ付テモ極力奔走シ其ノ成績亦大ニ見ルベキモノアリ。

大正十三年十二月小作調停法實施セラレ同年十月小作官ノ設置セラレテ以來小作官ノ法外調停件數  
及調停法ニ依ル調停取扱件數ヲ舉グレバ次ノ如シ。

年次	小作官ノ法 外調停件數	調停法ニ依ル調停取扱 件數(爭議單位件數)	計
大正十四年(大正十三年 分ヲ含ム)	三七一	六八一	一、〇五二
大正十五年(昭和元年)	二八五	九五四	一、二三九
昭和二年	二五七	一、五五一	一、八〇八
昭和三年	二二九	一、六八六	一、九一五
昭和四年	二二〇	一、五八三	一、八〇三
計	一、三六二	六、四五五	七、八一七

斯ノ如クニシテ小作官ノ法外調停件數ハ累計千三百六十二件ニシテ、之ニ關係セル人員ハ地主一萬  
七千三百五十二人、小作人七萬八千六百十二人、其ノ關係面積ハ實ニ五萬三千九百五十八町歩ニ及  
ベリ。

右表ニ於テ小作官ノ法外調停件數ガ逐年減少ノ傾向ヲ示セルハ、小作調停法ニ依ル調停事件ガ逐年

激増スルニ伴ヒ該事件ニ關與スル小作官ハ之ニ忙殺サレ法外調停ヲ行フ餘裕ヲ有セザルコト、調停法  
施行當時ハ該法令ガ當事者ニ充分徹底セザリシニ依リ直接小作官ノ調停ニ據リタルモノ多キモ、近年  
ハ漸次調停法ヲ理解シ之ヲ利用スルモノ増加セルニ因ルコト、又一面近時ノ爭議ハ一般ニ深刻トナリ  
タル爲調停成立後ノ效力ト調停進行ノ手續上ヨリ當事者ノ希望モアリテ法外調停ニ依ラズ小作官ガ幹  
旋シテ調停法ニ依ル調停ノ申立ヲ爲サシムル等ノ關係ニ原因スルモノノ如シ。

### 二 小作官ノ發動

小作官ハ小作爭議發生シタル旨ノ報告ヲ市町村長、警察當局等ヨリ受ケ、若クハ當事者自身ノ書面  
又ハ口頭ノ陳述アリタル時ハ、直ニ實情調査ヲ遂ゲ其ノ爭議ノ紛糾ノ程度、關係人員、耕地反別、民  
度等ヲ參酌ノ上小作官自ラノ法外調停ニ依ルベキカ調停法ノ調停ニ俟ツベキカヲ考慮シ法外調停ニ依  
ル方ガ解決上有利ナリト認メタル場合ニハ積極的ニ發動スルコトトナル。サレバ爭議ノ性質溫和單純  
ナルモノ、紛糾ノ程度比較的緩慢ナルモノ、或ハ民情豊カニシテ表沙汰ヲ欲セザルガ如キ地方ニ於テ  
ハ小作官ノ法外調停ヲ以テ臨ムヲ通例トスレドモ、小作官ガ調停開始前既ニ調停法ニ依ル調停ヲ適當  
ト認ムル場合ニ在リテモ、先ヅ一應法外調停ヲ試ミ解決セザルトキハ之ヲ調停法ノ調停ニ移ス場合ア  
リ、又一旦調停法ニ調停ノ申立ヲナセルモノニシテ然モ尙解決困難ナルガ爲ニ寧ロ小作官ノ法外調停  
ニ移シ局面ヲ轉換シテ解決ニ努ムルヲ適當ト認ムル場合ニ於テハ調停法ニ依ル調停ヲ取下ゲ小作官ノ

法外調停ヲ爲スコトアリ。之ニ反シ事實上ハ小作官ノ法外調停ニ依リテ解決セラレタルモノナレドモ  
爭議當事者ノ希望ニヨリ其ノ調停條項ニ法律上ノ效力ヲ附與スル目的ヲ以テ調停法ニ依ル調停申立ヲ  
爲サシムルコトアルハ前述ノ如シ。

斯ノ如ク法外調停ニ於ケル小作官ノ發動ハ極メテ自由ナルモノナレバ調停法ノ運用ト相俟ツテ機ニ  
臨ミ其ノ實情ニ應ジテ調停ヲ開始スルモノナリ。

### 三 事件ノ處理

事件ノ處理ニ就テハ其ノ時ノ爭議ノ實情ニ應ジテ適宜ニ行ハルルガ故ニ個別的ノ徑路ヲ辿ルヲ通例  
トスト雖モ、今其ノ一般的過程ヲ述ブレバ、先ヅ爭議發生スルヤ小作官ハ當事者ノ陳情或ハ市町村當  
局者、地方有志者、警察官等ノ報告ニヨリ多クハ現場ニ臨ミ、之等ノ報告陳情ヲ綜合シ若クハ意見ノ  
交換ヲ行ヒ協議ヲ重ネ、更ニ實情ヲ調査シテ能ク其ノ真相ヲ究メ、然ル後爭議ノ實情及當事者ノ希望  
等ヲ斟酌シテ豫メ調停ノ時期、場所等ヲ打合ノ上調停ニ着手スルモノナリ、然レドモ小作爭議ノ實情  
ヲ調査セル結果ニ依リ小作官ハ即時調停ヲ行フ場合モアリ、又調停ニ當リ自ラ表面ニ立チテ調停ヲナ  
ス外市町村當局者、地方有志者或ハ警察官等ト協力シテ調停ニ當ル場合アリ、或ハ表面ニハ他ノ者ヲ  
立テ小作官ハ裏面ニ在リテ助言ノ形式ヲ採ル場合モアルナリ。  
斯ノ如クニシテ小作官ハ地主、小作人ト別々ニ會見シ之ヲ説得シ或ハ兩方ノ代表者ヲ同時ニ會合セ

シメ折衝ヲ爲シ、其ノ間ニ立チテ能ク情理ヲ盡シテ互讓勸解ニ努メ徹夜數日ニ亘ルコト亦稀ナラズ。  
而シテ若シ調停成立セザル場合ニ在リテモ小作官ハ更ニ時期ヲ選ビテ再ビ調停斡旋ヲ爲スコト多  
ク、斯ノ如キ事件ハ容易ニ落着セズ波瀾曲折ヲ極メ爲ニ一事件ニ付數十日ノ勞力ヲ費シ數次ノ折衝ヲ  
經テ漸ク解決シタルガ如キ例少カラズ。

### 四 法外調停件數及爭議ノ範圍

昭和五年六月三十日報告到達現在ニ於ケル昭和四年小作官ノ法外調停件數ハ二百二十件ニシテ、内  
調停成立シタルモノ二百三件、法外調停ニテ未解決ノ儘調停法ニ依ル調停ノ申立ヲナセルモノ五件、  
未ダ調停繼續中ニ屬スルモノ八件ナリ、即チ法外調停ニ依ル事件ノ大部分ハ解決セラレ、一少部分ハ  
調停法ニ依ル調停ニ移サレタル狀況ナリ。  
而シテ右事件ノ關係人員ハ地主一千九百四十六人、小作人七千七百三十人、其ノ關係耕地面積ハ五  
千四百六十二町歩ニ及ベリ。就中比較的件數多キ地方ヲ舉グレバ兵庫三十二件、新潟十九件、北海道  
十八件、石川十五件、和歌山十四件、福島、三重各十三件、滋賀、山口各十二件等ナリ。  
今昭和四年小作官ノ法外調停事件平均ノ關係人員及關係耕地面積ヲ舉グレバ、

地主 九人  
小作人 三十五人

## 關係耕地面積

二十四町八反三畝步

ナリ、依是觀之小作官ノ關與セル爭議ノ範圍ハ廣汎ニシテ團體的色彩濃厚ナルモノ多ク、爭議ノ内容ハ複雑ニシテ概シテ解決困難ナル事件ナリト謂フベシ。小作官ノ法外調停ヲ多ク利用スル府縣ト調停法ニ依ルコトハ成ルベク之ヲ避ケ小作官ノ法外調停ヲ主トスル府縣トアリ。今小作官ノ盛ナル地方ニ就テ觀ルニ法外調停件數多數ニ上ルハ兵庫、新潟、北海道、三重等ニシテ之ニ反シテ主トシテ調停法ニ依ル調停ヲ利用スルガ爲ニ小作官ハ専ラ之ニ全力ヲ傾注シ從ツテ法外調停件數ノ僅少ナルモノアリ、即チ香川、秋田、山梨、山形等ノ諸縣之レナリ。或ハ激烈ナル爭議件數多カラザルモ爭議ノ紛糾セザル以前ニ法外調停ヲ行フ爲ニ其ノ件數比較的多キニ上ル府縣アリ、福島、石川、滋賀、和歌山、山口等之ニ屬スベシ。此等何レノ方針モ各地方ノ事情ニ立脚セルモノナレバ容易ニ其ノ是非ヲ論ジ難シ。

## 五 事件ノ内容

小作官ノ法外調停ニ依ル事件ノ内容ハ調停法ニ依ル調停事件ノ内容ト大同小異ニシテ著シキ差異ヲ認め難シ。即チ小作爭議ニ於ケル當事者ノ要求事項ハ多種多様ナリト雖モ、就中小作料ニ關スルモノ依然トシテ最も多ク、地主ノ土地返還請求及之ニ對スル小作人ノ小作契約繼續ヲ主張スルモノ之ニ次グ

ノ状態ナリ。殊ニ注目スベキハ最近土地返還ニ關スル事件益々増加ノ傾向ニアルコトニシテ之ハ小作爭議ノ一般の趨勢ノ反映ト見ルヲ得ベシ。

サレバ法外調停ニ於テ作成サレタル調停條項ニ在リテモ調停法ニ於テ作成サレタルモノト其ノ内容殆ド大差ナク、小作料ニ關スルモノトシテハ小作料ノ一時的減額ヲナスモノ首位ヲ占メ又小作料ノ改定ヲ行フモノアリ。次ニ土地返還、小作契約繼續主張ノモノハ、大部分小作契約ヲ繼續シ土地ノ全部又ハ一部ヲ返還スルモノ相當ニアリ。而シテ是等ノ條件トシテ小作料ノ納期及納入先ヲ確定セルモノ、滯納小作料ノ支拂方法ヲ決定セルモノ、或ハ凶作時ニ於ケル小作料ノ減免率又ハ其ノ減免方法ヲ協定スルモノ等相當多數ヲ占メ、小作權又ハ永小作權ノ賠償及訴訟取下等ヲ定メタルモノ亦尠カラズ。

尙小作官ノ法外調停ハ極メテ自由ナルガ故ニ、調停法ノ調停ニ於テハ容易ニ企圖シ得ザル新シキ内容ヲ有スル調停條項ガ屢々作成セラレ、此ノ新事例ガ先例トナリテ調停法ニ依ル調停ニ際シ採用セラレ之ガ更ニ地方一般ノ小作契約ノ規範トナルコトノアルハ注目ニ値スベシ。



ニシ、商工資本家ト労働者トノ關係ハ雇傭關係ニシテ資本家ハ比較的強キ地位ニアルニ對シ、地主ト小作人トノ關係ハ主トシテ賃貸借關係ニシテ地主ハ前者ニ比シテ弱キ立場ニアリ。加之我國ノ地主ハ小地主ガ大多數ヲ占ムルヲ以テ強力ナル小作人組合ニ對抗シテ自己ノ利益ヲ保持セント欲セバ勢又多數相團結シテ之ニ當ルノ必要アリ、是地主組合ノ最近急激ニ設立セララルルニ至レル主ナル理由ナルベシ。最後ニ協調組合ニ付テハ最近小作爭議ガ激甚深刻トナレルニ從ヒ、地主小作人階級中ニハ爭議ニ因ル損失ト苦痛トノ大ナルヲ自覺シ、既ニ爭議ノ發生セシ地方ニ於テハ爭議ノ結果小作條件ニ關シ協定セシ事項ヲ兩者ニ於テ遵守シ將來再ビ爭議ヲ起サシメザルコトヲ希望シ、又爭議ノ未ダ發生セザル地方ニ於テハ地主小作人兩者ノ互讓ニ依リ不合理ナル小作關係ヲ改善シ爭議ノ發生ヲ未然ニ防止セント希望スルモノ多キニ至レリ。而シテ此ノ目的ヲ達スル有力ナル手段ノ一ハ、地主小作人ガ相團結シテ隔意ナキ意見ヲ述べ、小作條件ノ維持改善ヲ行ヒ相互扶助シテ兩者ノ共同利益ヲ計ルコトナリ。之本組合ノ簇設セララルルニ至レル主ナル原因ナルベシ。又中ニハ地方當局、農會等ノ獎勵ニ基クモノモアリ。因ニ昭和四年十二月末日報告到達現在ニ基ク地主小作人組合數及組合員數ヲ表示セバ次ノ如シ。

種 類	組合數	組合員數
小作人組合	四、一五六	三一五、七七一
地主組合	六五五	五五、一三八

協調組合

一、九八六

二四四、九四三

二 地主小作人組合ノ沿革

(一) 明治初年ヨリ大正十年ニ至ル狀況

封建制度崩壞シテ明治ノ時代トナリ現在ノ小作制度ガ確立サレテ以來地主小作人ノ相對立スベキ基礎ハ造ラレ且其ノ後日清戰爭アリタリト雖モ大ナル影響ナク、明治初年ヨリ明治四十年ニ至ル間ハ地主ト小作人トノ間ハ主トシテ温情的關係ヲ以テ結バレ、農村ハ概シテ平穩ニシテ今日ノ如キ性質ヲ有スル地主小作人組合ノ設立ハ少ナカリキ。然ルニ明治四十年以降ハ日露戰爭ノ影響ヲ受ケ地主小作人ノ經濟、生活、觀念等ガ從來ト異リ温情的關係ハ漸次薄ラギ、茲ニ漸ク兩者ノ對立關係濃厚トナリ、小作爭議ヲ發生スルニ至レルト同時ニ地主小作人組合ハ漸次各地ニ設立セララルルニ至レリ。之ヲ大正十年末現在ノ組合數ニ付テ見レバ小作人組合六百八十一、地主組合百九十二、協調組合八十五ナリキ。

(二) 大正十一年ヨリ現在ニ至ル狀況

此ノ時代ハ歐洲大戰ノ後ヲ受ケ商工業ト云ハズ農業ト云ハズ我國ノ經濟、思想上ニ大ナル影響ヲ受ケタル時代ニシテ、各地ニ小作爭議ヲ發生スルト共ニ隨所ニ地主小作人組合簇設セララルルニ至レリ。之ヲ小作人組合ニ付テ見レバ、昭和四年末現在ニ於テ四千百五十六ノ多數ニ達シ、全盛期タル昭和

二年末現在ノ組合數四千五百八十二ニ比較スレバ、四百二十六ノ減少ヲ見タリト雖モ、前述大正十年末現在ノ數ニ比較スレバ驚クベキ増加ト云ハザル可カラザルナリ。小作人組合ハ斯ノ如ク其ノ數ニ於テ増加シタルノミナラズ質ニ於テモ著シク充實シ、大正十一年四月全國ヲ區域トスル日本農民組合ノ設立セラレテ以來、大正十五年ニハ同ジク全國ヲ區域トスル全日本農民組合同盟、昭和二年ニハ日本農民組合ガ分裂シテ別ニ全日本農民組合（今日ノ全日本農民組合ニアラズ）其ノ他地方聯合會各地ニ設立セラレ、又最近ニ至リテハ是等聯合會ノ間ニ合同運動行ハレ、昭和三年五月二十七日ニハ左翼團體ト目セラレタル日本農民組合及全日本農民組合ガ合同シテ今日ノ全國農民組合ヲ組織シ、之ト相並ビテ同年七月五日右翼團體ト目セラレタル全日本農民組合同盟、蒲原農民組合、庄内耕作聯盟及全日本農民組合香川縣聯合會ガ合同シテ今日ノ全日本農民組合ヲ組織セリ。斯ノ如キ聯合會ノ設立ハ組合運動ヲ組織化シ統一スルト同時ニ、運動ノ場面ヲ甚ダシク擴大シ從來ノ小作條件ノ維持改善ニ關スル經濟運動ノ外政治運動其ノ他各種ノ運動ヲ行フニ至レリ。

一方地主組合ニ付テ見ルモ組合數ハ年ト共ニ増加シ、最近ハ小作人組合ト同様多少減少ノ傾向ニアリト雖モ、昭和四年末現在ニ於テ六百五十五ノ多數ヲ算スルノ狀況ナリ。而シテ小作人組合ト同様其ノ質ニ於テモ充實セラレ、大正十四年全國ヲ區域トスル大日本地主協會ガ大阪ニ設立セラレタルノミ

ナラズ、其ノ他ニモ地方的ナリト雖モ、一二ノ聯合會組織セラレ、又聯合會ニハアラザルモ一縣一郡ヲ區域トスル大ナル地主組合設立セラレ、運動ハ漸次組織化シツツアリ。又地主組合ノ一種タル土地會社ガ各地ニ設立セラルルニ至レルハ注目ニ値スベシ。

最後ニ協調組合ニ付テ見ルニ、小作爭議各地ニ行ハレ其ノ拂フ犠牲性ノ大ナルニ鑑ミ、地主小作人中ニハ協調組合ヲ組織シ兩者相協調シテ爭議ヲ未然ニ防止シ、又ハ一度爭議ノ發生セシ場合ハ之ガ解決ヲ合理的ナラシメ、永ク兩者ノ平和ヲ維持セント欲スルモノ多キヲ加フルニ至レリ。加之地方ニ依リテハ地方當局、農會等ガ協調組合ノ設立ヲ獎勵セシ爲年ト共ニ急激ナル増加ヲ示シ、昭和四年末現在ニ於テハ千九百八十六ノ多數ヲ算スルニ至レリ。

### 三 地主小作人組合ノ區域及分布

先ヅ小作人組合ノ區域ニ付テ見ルニ、全國ヲ區域トスルモノハ大阪ノ全國農民組合、東京ノ全日本農民組合及日本農民組合同盟ノ三、數府縣ヲ區域トスルモノハ群馬ノ日本小作人總同盟、岐阜ノ中部農民組合及佐賀ノ全國農民組合福佐聯合會ノ三、一府縣ヲ區域トスルモノ三十四、數郡ヲ區域トスルモノ二十、一郡ヲ區域トスルモノ十九、數町村ヲ區域トスルモノ百二十七、一町村ヲ區域トスルモノ六百三十五、數大字ヲ區域トスルモノ三百九十五、一大字ヲ區域トスルモノ二千五百六十三、一大字未滿ヲ區域トスルモノ二百九十一ニシテ其ノ他六十六ナリ。而シテ之ガ分布ニ付テハ、沖繩ヲ除ク

一道三府四十二縣ニ散在シ、其ノ特ニ多キ地方ハ新潟、山梨、岐阜、岡山、群馬、兵庫、愛知、鳥根、福岡、秋田、長野、千葉、大阪、奈良、鳥取ノ諸府縣ナリトス。

地主組合ノ區域ニ付テハ、全國ヲ區域トスルモノハ大阪ノ大日本地主協會ノミニシテ數府縣ヲ區域トスルモノハ存在セズ。一府縣ヲ區域トスルモノ九、數郡ヲ區域トスルモノ十三、一郡ヲ區域トスルモノ四十二、數町村ヲ區域トスルモノ四十三、一町村ヲ區域トスルモノ三百三十一、數大字ヲ區域トスルモノ二十四、一大字ヲ區域トスルモノ百六十八、一大字未滿ヲ區域トスルモノ九ニシテ其ノ他十五ナリ。之ガ分布ニ付テハ青森、岩手、佐賀、長崎、熊本、大分及沖繩ヲ除ク一道三府三十六縣ニ分布シ、其ノ特ニ多キ地方ハ奈良、岡山、栃木、愛知、兵庫、岐阜、三重。鳥根、新潟、埼玉ノ諸縣ナリトス。

協調組合ノ區域ニ付テハ一府縣以上ヲ區域トスルモノナク、數郡ヲ區域トスルモノ四、一郡ヲ區域トスルモノ三、數町村ヲ區域トスルモノ四十六、一町村ヲ區域トスルモノ三百十六、數大字ヲ區域トスルモノ八十四、一大字ヲ區域トスルモノ千三百二十六、一大字未滿ヲ區域トスルモノ百七十四ニシテ其ノ他三十三ナリ。之ガ分布ニ付テハ岩手、東京、神奈川、高知、長崎、大分及沖繩ヲ除ク一道二府三十七縣ニ分布シ、其ノ特ニ多キ地方ハ群馬、千葉、兵庫、新潟、岐阜、香川、埼玉、鳥取、山梨、岡山、ノ諸縣ナリトス。

#### 四 地主小作人組合ノ目的

先ヅ小作人組合ニ付テ見ルニ其ノ目的ガ小作條件ノ維持改善其ノ他共同利益ノ保護増進ニアルハ勿論ナルモ、其ノ目的事項ヲ更ニ細別スレバ、小作條件ノ維持改善、農事ノ改良發達、小作地獲得ノ競争防止、小作人相互ノ扶助慰安、地主小作人間ノ協調融和、小作人階級ノ社會的地位ノ向上等ト爲スコトヲ得。而シテ之ヲ實際ニ徵スレバ此ノ内一事項ノミヲ目的トスル場合ハ少ナク他ノ目的ヲ兼スルヲ一般トス。今之ヲ組合單位ニ付テ觀察スレバ次ノ如シ。

- 一 小作條件ノ維持改善ヲ目的トスルモノ
  - 二 小作條件ノ維持改善及小作人階級ノ社會的地位ノ向上ヲ目的トスルモノ
  - 三 小作條件ノ維持改善及農事ノ改良發達ヲ目的トスルモノ
  - 四 小作條件ノ維持改善及小作人相互ノ扶助慰安ヲ目的トスルモノ
  - 五 小作地獲得ノ競争防止及農事ノ改良發達ヲ目的トスルモノ
  - 六 農事ノ改良發達及地主小作人ノ協調融和ヲ目的トスルモノ
  - 七 農事ノ改良發達及小作人相互ノ扶助慰安ヲ目的トスルモノ
- 右ニ依レバ第五項以下ハ直接小作條件ノ維持改善ヲ規約中ニ規定セザルモ、實際ニ於テハ之ニ關スル事業及行動ヲ爲シツツアリ。又最近益々其ノ勢力ト範圍トヲ増大シツツアル大聯合會ニアリテハ更



ニ進ミテ土地制度ノ改革、農民生活ノ保證、階級的消費組合ノ組織、稅制ノ改正、無產農民教育制度ノ確立、農村金融機關ノ充實、小作組合法ノ制定、農村文化ノ建設、農民ノ政治的地位ノ向上等ノ目的ヲ規定セルモノモアリ。

地主組合ニ付テハ其ノ目的トスル事項ハ小作條件ノ維持改善、小作人ノ保護獎勵、地主小作人間ノ親善融和、共同利益ノ向上、農事ノ改良發達、農村ノ改善、地主相互ノ親睦等ニ分類スルヲ得ルモ、之ヲ組合單位ニ付テ觀察スレバ、小作人組合ト同様二以上ノ事項ヲ兼ヌルヲ一般トス。今其ノ組合ニセラ示セバ次ノ如シ。

- 一 小作條件ノ維持改善及地主相互ノ親睦ヲ目的トスルモノ
- 二 小作條件ノ維持改善及農事ノ改良發達ヲ目的トスルモノ
- 三 小作條件ノ維持改善及農村ノ改善ヲ目的トスルモノ
- 四 小作人ノ保護獎勵及農事ノ改良發達ヲ目的トスルモノ
- 五 小作人ノ保護獎勵及地主相互ノ親睦ヲ目的トスルモノ
- 六 小作人保護獎勵、農事ノ改良發達及地主相互ノ親睦ヲ目的トスルモノ
- 七 地主小作人間ノ親善融和及共同利益ノ向上ヲ目的トスルモノ
- 八 地主小作人間ノ親善融和、共同利益ノ向上及農事ノ改良發達ヲ目的トスルモノ

九 農事ノ改良發達及農村ノ改善ヲ目的トスルモノ

十 農事ノ改良發達及地主相互ノ親睦ヲ目的トスルモノ

右ノ如ク組合同規約ノ上ノミヨリ見レバ小作人組合ノ場合ト同ジク小作ニ關係無キ目的ヲ規定セルモノアリト雖モ、其ノ事業及行動ヲモ加味シテ考フルトキハ、小作條件ノ維持改善ヲ目的トス。最後ニ協調組合ニ付テ見レバ其ノ目的事項ハ小作條件ノ協調、農事ノ改良發達、經濟的發達及相互扶助、農村ノ改善等ニシテ之ヲ個々ノ組合ニ付テ見レバ次ノ如シ。

- 一 小作條件ノ協調ヲ目的トスルモノ
- 二 小作條件ノ協調及農事ノ改良發達ヲ目的トスルモノ
- 三 小作條件ノ協調、經濟的發達及相互扶助ヲ目的トスルモノ
- 四 小作條件ノ協調及農村ノ改善ヲ目的トスルモノ

五 地主小作人組合ノ運動

地主小作人組合ノ運動ハ組合ノ發達ト共ニ其ノ範圍ヲ擴大シ、今日ニ於テハ各種ノ運動ヲ行ヒツツアリ。其ノ内容ニ付テハ組合ノ種類即チ小作人組合、地主組合及協調組合ニ依リテ自ラ其ノ趣ヲ異ニス。

(一) 小作人組合ノ運動

小作人組合ノ運動ニ付テ見ルニ其ノ當初ニ於テハ、大體ニ於テ小作爭議ヲ中心トスル經濟運動ニ限ラレタリシガ、其ノ後組合ノ範圍ノ擴大及内容ノ充實ト共ニ各種ノ運動ヲ行フニ至レリト雖モ、其ノ主ナルモノハ經濟運動、政治運動及合同運動ナルベシ。

#### (イ) 經濟運動

小作人組合ノ行フ經濟運動ニハ種々アリト雖モ其ノ主ナルモノヲ舉グレバ次ノ如シ。

其ノ一ハ從來ヨリ行ハレタル小作料ノ減免其ノ他小作條件ノ維持改善ニ關スル運動ニシテ、小作料ニ付テハ近年年ノ豊凶ニ拘ラズ之ガ減免ヲ要求シ、要求貫徹ノ手段トシテハ地主糺彈演說會ノ開催、宣傳ビラノ撒布、多衆行列等ノ示威運動等ヲ行ヒ、地主ガ立毛假差押、土地立入禁止假處分等ヲ行ヒ又ハ訴訟ヲ提起セル場合ニ於テハ、立毛差押及立入禁止反對ノ請願運動ヲ起シ又ハ顧問辯護士ヲ置キテ各種ノ抗辯方法ヲ講ズル等益々複雑ヲ極ムルニ至レリ。

又最近地主側ニ於テ、自作經營、小作料滯納、小作地返還、小作契約期間ノ滿了、小作人ノ變更、地目ノ變更等ヲ理由トシテ積極的ニ小作地ノ引上ヲ要求スルモノノ増加セルニ對シテハ、小作人ノ生存權ヲ壓迫スルモノトナシ、極力之ガ反對ヲ爲シ、全國農民組合ヲ始メトシテ主要小作人組合ハ何レモ耕作權ノ確立ヲ叫ビ若シ返地ノ止ムヲ得ザルニ至リシ場合ニハ耕作權ノ賠償、作離料其ノ他ノ名目ヲ以テ相當多額ノ代償ヲ要求シツツアリ。

其ノ二ハ團結權ノ獲得運動ニシテ農民組合ハ昭和二年ニ至ル迄ハ昇天ノ勢ヲ以テ増加セシガ、其ノ後組合運動ハ稍衰退ノ途ヲ辿リ其ノ先進地ニ於テ組合ノ解散セルモノ若クハ組合員中組合ヲ脱退スルモノ少ナカラザリシガ、農民組合ニ於テハ之一ニ警察當局ノ不當ナル壓迫ニ因ルモノトシテ各組合ハ團結權確立運動ニ力ヲ注ギ、就中全國農民組合ハ總本部内ニ團結權擁護對策委員會ヲ組織シ本運動ノ活動ヲ活潑ナラシムルノミナラズ全國農民團體會議(本會ハ昭和三年七月全國農民組合ノ懲懲ニ依リ中部農民組合ノ提唱ニ基キ組織セラレタルモノニシテ、農民組合間ノ共同問題ニ關スル協議ヲ遂ゲ相連絡シテ共同闘争ヲ行フコトヲ目的トス、其ノ參加組合ハ全國農民組合、中部農民組合、日本農民組合總同盟、上小農民組合聯合會、中央日本農民組合、東海農民組合等ナリ)ニ依ル團結權獲得闘争ヲ更ニ活潑ナラシムルコトニ努メツツアリ。本運動ニ於テ特ニ注意スベキハ香川縣農民組合ノ再建運動ニシテ、全國農民組合先ヅ之ガ運動ニ着手シ、次イデ全國農民團體會議ニ於テハ團結權獲得香川縣奪還ニ關スル件ヲ決議シ其ノ代表者ヲ香川縣ニ派遣シタル外文書、演說會、當局ヘノ陳情等種々運動ヲ試ミタリシガ所期ノ目的ヲ達スルヲ得ズシテ今日ニ及ベリ。

其ノ三ハ産業組合的運動ニシテ從來ト雖モ小作人組合中ニハ共同購買販賣其ノ他ノ産業組合的事業ヲ行ヒ居リタルモノアリト雖モ、事實上ノ活動ニ至リテハ殆ド見ルベキモノ無カリキ。然ルニ近年ニ至リ小作人組合中ニハ此ノ種ノ事業ヲ行フモノ相當多ク其ノ成績亦見ルベキモノアリ。之ヲ實際ニ徵

スレバ全日本農民組合ニ屬スル山形縣ノ莊内耕作聯盟、群馬縣新田郡ノ全國農民組合群馬縣聯合會強戸村支部ノ如キハ、其ノ組合員ガ別ニ産業組合法ニ依ル産業組合ヲ組織シ、前者ニアリテハ主トシテ肥料、薪炭、メリヤス類其ノ他日用品ノ購買ヲ行ヒ、後者ニアリテハ購買ノ外ニ販賣、信用、利用ニ關スル事業ヲモ行ヒツツアリ。此ノ外産業組合法ニ依ラズシテ任意産業組合の事業ヲ行ヒツツアルモノ相當アリ。福岡縣山門郡瀬高町大字高柳ニ於ケル全國農民組合福佐聯合會高柳支部消費組合、同郡大和村大字豊原字野田ニ於ケル全國農民組合福佐聯合會野田支部消費組合、佐賀縣三養基郡基山村ニ於ケル全國農民組合福佐聯合會基山村支部消費組合、山梨縣東八代郡相興村ニ於ケル全日本農民組合山梨縣聯合會所屬北野呂消費組合、長野縣上田市ニ事務所ヲ有スル上小農民協同組合、滋賀縣蒲生郡金田村ノ上田小作人組合、同縣愛知郡豊原村ノ小田刈農業組合ノ如キハ其ノ例ナリトス。

- 其ノ四ハ小作人間ニ於ケル小作條件ノ競争防止ニ關スル運動ニシテ岐阜縣、山梨縣等ニ於ケル小作人組合ニハ其ノ規約中ニ之ガ規定ヲ設クルモノ相當多ク、其ノ主ナル規定事項ヲ舉グレバ次ノ如シ。
- 一 他人ノ現ニ小作シツツアル小作地ニ付其ノ小作料ヨリ高キ小作料ヲ支拂フ等ノ條件ヲ地主ニ申込ミ之ガ争奪ヲ爲サザルコト
  - 二 小作地引上ノ承諾等ノ事項ハ總會ノ決議ニヨリテ之ヲ行ヒ、單獨ニテ地主ト交渉セザルコト
  - 三 地主ニ小作地ヲ返還セントスルトキハ先ヅ之ヲ組合ニ申出デ組合員中ノ小作地希望者ニ小作セ

## シムルコト

四 組合員ノ小作シ居タル土地ハ其ノ組合員ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ他ノ組合員ニ於テ之ヲ新ニ小作セザルコト

五 組合員ガ他ノ組合員ノ小作地ノ所有權ヲ取得シタル場合ハ一定年限ノ間其ノ返還請求ヲ爲サザルコト

以上ノ外ニ共濟金ノ積立、入營、疾病等ノ場合ニ於ケル耕作労働不足ノ補助、水害、火災ニ對スル防備隊ノ設置、葬具ノ貸與、小作地貸借ノ斡旋等ヲ行フモノアリ。

## (ロ) 政治運動

小作人組合ノ政治運動ハ其ノ支持スル無產政黨ヲ通ジテ行ハルルニ至リシガ、未ダ發展ノ途上ニアル今日ニ於テハ其ノ職分ノ分化明白ナラズ、小作人組合ハ經濟運動ヲ行フト同時ニ自ラモ政治運動ヲ行ヒツツアリ。

小作人組合自體ノ政治運動トシテハ昭和四年初ヨリ全國的ニ行ハレタル町村會議員ノ改選ニ對シテハ全國農民組合、全日本農民組合、中部農民組合等ハ市町村會議員選舉對策ニ關スル件ヲ決議シ、特ニ全國農民組合ノ如キハ市町村會議員選舉對策委員會ヲ設置シテ之ニ當ラシメ、地方支部ニ於テハ各々スローガンノ作成、演說會ノ開催、宣傳ビラノ撒布等ヲ行ヒ大ニ活動スル所アリタリ。又小作立法

ニ關シテハ全國農民組合ハ昨年度ノ大會ニ「完全ナル小作法制定要求ニ關スル件」ヲ決議スルト同時ニ小作法對策委員會ヲ設置シ、全日本農民組合ハ其ノ主張ノ第一ニ「完全小作法ノ制定」ヲ掲ゲ、日本農民組合總同盟亦「完全ナル小作法ノ制定」ヲ主張シ各々其ノ立場ヨリ小作法ノ研究ヲ爲シ一部ノ組合ハ小作法案要綱ヲ作成發表セリ。尙民事訴訟法ノ改正實施ニ付テハ小作人ニ不利ナリトシ、全國農民團體會議ノ如キハ當局ヘノ陳情其ノ他ノ運動ヲ爲シタリ。

更ニ小作人組合ト密切ナル關係ヲ有スル無產政黨組織ノ運動ニ付テハ大正十四年十二月一日、日本農民組合ヲ中心トスル農民勞動黨ノ結成ヲ見タルモ、即日治安警察法ニ依リテ解散ヲ命ゼラレタリ。仍テ日本農民組合ハ更ニ日本勞動總同盟ト提携シテ左翼分子ヲ加入セシメザル申合セノ下ニ、大正十五年三月五日勞動農民黨ヲ樹立シ、又全日本農民組合同盟ハ大正十五年十月十七日別ニ日本農民黨ヲ組織セリ。

斯クテ本運動ハ一時小康ヲ見タルモ、其ノ後勞動農民黨ノ内部ニ於テ日本農民組合側ガ左翼分子ニ對スル門戸ノ開放ヲ主張スルニ至リタルヲ以テ、日本勞動總同盟側ハ之ヲ快シトセズ、遂ニ同黨ヲ脫退シ大正十五年十二月五日別ニ社會民衆黨ヲ樹立セリ。又此ノ間ニアリテ日本農民組合及日本勞動總同盟ノ政治的主張ニ不滿ヲ懷ク兩者組合員一部ノ者ハ各々脫退シテ、前者ハ全日本農民組合（現在ノ全日本農民組合ニアラズ）ノ前身タル日本農民組合堅實派同盟ヲ、後者ハ日本勞動組合同盟ヲ組織シ、

兩者ハ其ノ他ノ勞動組合ヲモ加ヘテ更ニ日本勞農總聯合ヲ組織シ、之ヲ支持團體トシテ大正十五年十二月九日別ニ日本勞農黨ヲ樹立スルニ至レリ。

依是觀之、大正十五年ハ無產政黨結成ノ年ニシテ勞動農民黨ノ組織セラレテ以來日本農民黨、社會民衆黨及日本勞農黨ノ四派無產政黨ノ設立ヲ見、尙地方ニ於テハ福岡縣ノ民憲黨、岐阜縣ノ勞農民衆黨（後ノ中部民衆黨）其ノ他多數地方無產政黨ノ結成ヲ見タリ。是等無產政黨ノ對立關係ニ付テ見ルニ、各々自黨ノ指導精神ヲ固執シ他ヲ非難シ自黨ノ擴張ニ餘念無キ有様ニシテ、其ノ結果當時ノ府縣會議員及衆議院議員ノ選舉ニ際シテハ無產黨側ヨリ見テ豫期ノ成績ヲ舉ゲ得ザリキ。茲ニ於テカ當然起ルベキ問題ハ此等無產政黨ノ合同運動ニシテ昭和二年末以來主トシテ日本勞農黨ヲ中心トシ、勞動農民黨及日本農民黨ノ間ニ合同ニ關スル交渉行ハレタルモ、昭和三年四月十日共產黨事件ニ關聯シテ勞動農民黨ガ突如解散ヲ命ゼラレタルヲ以テ合同運動ハ一頓挫ヲ來セリ。

而シテ解散ヲ命ゼラレタル勞動農民黨ハ新黨準備會ヲ組織シ、飽迄從來ノ指導方針ニ依ル新黨再組織ノ機ヲ待ツコトトセシガ、其ノ後同準備會幹部内ニ大衆的合法的方針ニ依リテ新黨ヲ樹立スベシト主張スル者ヲ生ジ、彼等ハ同準備會ヨリ分離シテ、昭和三年七月二十二日東京ニ無產大衆黨ヲ組織スルニ至レリ。

斯クテ合同運動ハ其ノ後表面的ニハ何等ノ進行ヲ見ザリシガ、中間派ニ屬スル各無產政黨ノ内部ニ

於テハ漸次合同ノ機運熟シ、日本勞農黨ハ昭和三年十二月初旬突如九州ノ民憲黨、日本農民黨及無產大衆黨ヨリ合同ノ申込ヲ受ケタリシカバ、之ニ岐阜ノ中部民衆黨ヲ加ヘテ中間派五黨ノ合同協議會ヲ開催シ、更ニ島根自由民衆黨及信州大衆黨ヲモ加ヘテ昭和三年十二月二十日東京ニ前述セル七黨ノ合同大會ヲ開催シ、日本大衆黨ヲ結成セリ。

然レドモ日本大衆黨ハ其ノ内部ニ於テ動搖絶エザリシカバ昭和四年六月ニ至リ主トシテ舊日本農民黨及舊無產大衆黨系ノ幹部ヲ除名スルト同時ニ幹部ノ大更迭ヲ行ヒ同黨ノ立直シヲナスニ至レリ。

而シテ此ノ内紛ニ際シ日本大衆黨ノ支持ヲ取消シタル全日本農民組合ハ日本農民組合總同盟ト合同シテ社會民衆黨ヲ支持セントシタルモ、此ノ申込ハ社會民衆黨側ヨリ拒絶セラレタルヲ以テ同年七月二十日新潟市ニ於テ全日本農民組合代表者會議ヲ開催シ取敢ヘズ各地ニ於テ地方政黨ヲ組織シ、將來全國的無產政黨ヲ結成スベキ旨ヲ決議セリ。其ノ後此ノ方針ニ基イテ福岡ニ九州勤勞黨、新潟ニ北日本民衆黨、山梨ニ山梨農民勞働黨ノ設立ヲ見タルガ其ノ運動ニ付テハ未ダ見ルベキモノナシ。又除名セラレタル舊無產大衆黨系ノ者ハ其ノ後東京無產黨其ノ他ノ地方政黨ヲ組織セリ。

又舊勞働農民黨ノ後身タル新黨準備會ハ其ノ後東京ニ於テ新黨ノ結成ヲ爲サントシタルモ、結黨ニ先チ昭和三年十二月二十四日治安警察法第八條ニ依リ解散ヲ命ゼラレタルヲ以テ其ノ後ハ政社ニ據ラザル政治的自由獲得勞農同盟全國準備委員會ヲ組織シテ活動ヲ續ケタリシガ、其ノ後漸次合法的左翼

政黨組織ノ機運ヲ生ジ、昭和四年八月舊勞働農民黨ノ一部幹部等ハ突如トシテ新勞農黨樹立ノ提案ヲ公表シ、遂ニ同年十一月二日東京ニ於テ勞農黨ヲ樹立スルニ至レリ。

其ノ他新黨準備會ヲ母體トシテ千葉勞農黨(千葉)、岩手無產黨(岩手)、勞農大衆黨(京都)、中國無產黨(廣島)、大和無產統一黨(奈良)等ノ地方政黨設立セラレタリシガ、是等ノ地方無產政黨ハ昭和四年九月無產政黨戰線統一協議會ヲ組織シ合同運動ニ努メツツアリ。

又社會民衆黨ニアリテハ大正十五年創立以來堅壘ヲ以テ誇リシガ、本黨ノ重要支持團體タル日本勞働總同盟大阪聯合會ノ分裂問題ニ關聯シテ幾多ノ迂餘曲折ヲ經テ昭和四年十二月分裂シ、勞働總同盟ヲ脱退セル勞働組合全國同盟及此ノ分裂ニ關シテ東京其ノ他ノ地方ノモノニ依リテ組織セラレタル社會民衆黨反動防衛全國協議會ハ社會民衆黨ヲ脱シ本年一月十五日東京ニ全國民衆黨ヲ組織スルニ至レリ。

而シテ以上述べタル各無產政黨ハ市町村會議員、府縣會議員、衆議院議員ノ選舉、無產政黨所屬代議士ノ議會ニ於ケル活動等ニ付相當社會ノ注目ヲ惹キツツアリ。

次ニ小作人組合及其ノ支持スル無產政黨ノ選舉運動ニ付テ見ルニ特ニ注目スベキハ大正十四年及昭和三年、四年ニ亘ツテ行ハレタル市町村會議員ノ選舉、昭和二年秋ノ府縣會議員ノ選舉、昭和三年及五年ニ行ハレタル衆議院議員ノ總選舉トス。

先づ町村會議員選舉ニ付テ見ルニ大正十四年度選舉ニ於テハ九千三百三十一ノ調査町村ニ於テ小作人側ヨリ當選セシ總議員九千六十一人、内小作人組合及無產政黨側ヨリ當選セシモノ千三百二十二人ナルニ對シ昭和三年ノ選舉ニ於テハ一萬四百十七ノ調査町村ニ於テ小作人側ヨリ當選セシ總議員一萬一千四百十四人其内小作人組合及無產政黨側ヨリ當選セルモノ千四百四十一人ナリキ。

昭和二年秋ノ府縣會議員選舉ニ付テハ我國最初ノ普通選舉ナリシ爲、世間一般ノ注目ヲ惹ケルト共ニ、各無產政黨ハ全力ヲ注ギテ自黨候補者ノ當選ニ努メタル結果合計二十八名ノ選出ヲ見タリ。

最後ニ昭和三年ノ春衆議院議員ノ選舉ニ付テハ、舊勞働農民黨ヨリ二名、日本勞農黨ヨリ一名、社會民衆黨ヨリ四名、九州民憲黨ヨリ一名、合計八名ノ選出ヲ見タルガ本年行ハレタル總選舉ニ於テハ無產政黨ノ分裂亂立、選舉協定ノ不能等ニ因ツテ勞農黨ヨリ一名、日本大衆黨ヨリ二名、社會民衆黨ヨリ二名合計五名ノ選出ヲ見タルニ過ギザリキ。

#### (ハ) 合同運動

小作人組合ガ他ノ組合ト合同シ組合團結ノ範圍ヲ益々擴大シ小作人運動ノ效果ヲ大ナラシメントスル本運動ノ行ハルルニ至リシハ大正十一年以降ノコトニ屬シ、同年全國ヲ區域トスル日本農民組合ノ設立セラレルヤ全國ノ小作人組合ハ漸次風ヲ望ンデ之ガ傘下ニ集リ各地ニ聯合會支部ヲ有スル狀況ナリキ。然ルニ大正十五年無產政黨組織運動ノ行ハルルニ至ルヤ之ヲ支持セントスル小作人組合ノ離合

集散盛ニ行ハレ日本農民組合山梨縣聯合會及日本農民組合福岡縣聯合會ノ一部ハ日本農民組合ヲ脫退シタル(脫退組ハ北日本農民組合、大和農民組合等ト聯合シテ全日本農民組合同盟ヲ組織シタリ)シタルノミナラズ、昭和二年ニハ再度分裂シテ別ニ全日本農民組合(今日ノ全日本農民組合ニハアラズ)ノ設立ヲ見、其ノ他中部日本農民組合ノ分裂、日本農民組合總同盟、蒲原農民組合(新潟)、莊内耕作聯盟(山形)ノ設立等ヲ見タリ。サレバ昭和二年末ニ於テハ日本農民組合、全日本農民組合(今日ノモノニアラズ)、全日本農民組合同盟、日本農民組合總同盟、中部日本農民組合、莊内耕作聯盟、蒲原農民組合、日本小作人總同盟等ノ對立ヲ見、各々自己ノ指導精神ヲ固執シテ讓ラズ農民運動ノ統一ヲ缺クノ状態ナリキ。茲ニ於テカ昭和三年一月日本農民黨ガ全國的無產政黨ノ合同ニ先チ同黨ノ支持團體タル全日本農民組合同盟及日本勞農黨ノ支持團體タル全日本農民組合ノ合同ヲ提唱シテ以來、組合合同ノ機運ハ漸次熟シ迂餘曲折ヲ經テ、三月ニハ中部日本農民組合、大和農民組合及日本農民組合岐阜縣聯合會ハ合同シテ中部農民組合ヲ、五月ニハ日本農民組合ト全日本農民組合トガ合同シテ全國農民組合ヲ、更ニ七月ニハ全日本農民組合同盟、莊内耕作聯盟、蒲原農民組合及全日本農民組合香川縣聯合會ハ合同シテ今日ノ全日本農民組合ヲ設立セリ。

昭和四年ニ至ツテハ中央ニ於ケル農民組合自體ニ於テハ變化ナカリシガ地方ニ於テハ合同運動ハ尙行ハレタリ其ノ主ナルモノニ付テ見ルニ山形縣ニ於テハ莊内耕作聯盟ノ一部ト全國農民組合山形縣

聯合會ノ舊全日本農民組合系組合ト四月合同シテ山形縣農民組合ヲ組織シ全國農民組合ニ加盟シタルガ、同組合ハ同名稱ノ下ニ十一月更ニ莊内耕作聯盟ト合同シ中央ニ於ケル農民團體トノ關係ヲ絶チ單獨組合トナリ日本大衆黨ヲ支持スルニ至レリ。新潟縣ニ於テハ全日本農民組合ノ構成分子タル北日本農民組合同盟ハ全日本農民組合ノ支持シ居タル日本農民黨ガ日本大衆黨ニ合同セルヲ快シトセズ、昭和三年末脱退シテ單獨組合トナリシガ、昭和四年六月全日本農民組合ガ日本大衆黨トノ關係ヲ絶ツコトトナルヤ再ビ本組合ニ復歸スルニ至レリ。更ニ前記ノ北日本農民組合同盟、下越農民協會及蒲原農民協會ノ間ニ於テ縣下右翼三派合同ノ議起リ其ノ内下越農民協會ト蒲原農民組合トハ昭和五年一月合同シテ其ノ名ヲ下越農民組合ト稱シタリ。秋田縣ニ於テハ全國農民組合秋田縣聯合會内部ニ内訌ヲ生ジ、昭和四年二月幹部某ハ脱退シテ東北農民組合ヲ組織スルニ至リシガ同年十月再ビ舊態ニ復歸セリ。

又群馬、栃木兩縣ヲ區域トスル日本小作人總同盟及北海道、山梨、愛知ニ於ケル全日本農民組合ノ幹部ハ昭和四年九月東京ニ「右翼農民組合協議會」ヲ開催シ日本農民組合總同盟ト合同スベキコトヲ決議セルモ、其ノ内全日本農民組合北海道聯合會ノミハ合同ヲ實現シテ日本農民組合總同盟北海道聯合會ト改稱シタルガ他ハ進捗ヲ見ザルガ如シ。

## (二) 地主組合ノ運動

地主組合ノ運動ハ近代的小作爭議ノ未ダ發生セザル以前即チ明治ノ末期、大正ノ初期ニ於テハ、穀物検査ノ施行ニ關聯シテ地主組合多數ニ設立セラレ、是等組合ハ自ら進ンデ小作人ノ保護、農業發達ノ助成温情的施設ヲ行ヒタルモノ多カリシガ、小作人ガ小作條件ノ維持改善ヲ主張シ、小作爭議ガ全國的ニ發生スルニ及ンデ後ハ、其ノ種ノ運動ハ殆ド行ハレズ、且是等組合ノ大部分ハ有名無實トナリ、依然トシテ活動ヲ持續シタル殘餘ノ組合及新ニ設立サレタル組合ハ主トシテ小作人ニ對抗シテ、自己ノ利益ヲ擁護セントスル運動ヲ行フニ至レリ。而シテ其ノ運動ノ範圍ハ小作爭議ノ深刻化ト共ニ擴大セラレタルガ、其ノ主ナルモノハ經濟運動、政治運動及合同運動ナリトス。

### (イ) 經濟運動

地主組合ノ行フ經濟運動ノ主ナルモノハ小作爭議ニ關スル運動ニシテ小作人組合ガ指導者統制ノ下ニ一致結束シテ小作料ノ不納同盟、共同保管、共同賣却、共同耕作等各種ノ巧妙ナル手段ヲ採ルニ對シ地主組合ハ連絡提携シテ各種ノ手段ヲ採ルニ至レリ。其ノ一ハ訴訟手段ニシテ小作料ヲ納付セザル時ハ之ヲ催告シ、尙應ゼザル場合ニハ小作料請求、土地返還ノ訴訟ヲ提起シ債權確保ノ目的ヲ以テ土地立入禁止或ハ立毛其ノ他動産差押等ノ手段ニ訴フルモノ相當多シ。

其ノ二ハ對抗的地主組合タル性質ヲ有スル土地會社ノ設立ニシテ、本會社ハ一定ノ地域内ノ地主ヲ

以テ組織セラレ、其ノ出資者タル地主ハ永小作權ノ設定、賃貸權ノ委任、所有權ノ移轉等ノ形式ニ依リ其ノ小作地ノ管理ヲ會社ニ委ネ、會社ハ地主ニ代ツテ從來ノ小作人ニ其ノ土地ヲ小作セシメ、主トシテ小作料ノ取立、小作地ノ管理其ノ他ヲ行ヒ、其ノ代償トシテ地主ヨリ手数料ヲ徵收シ、會社ヲ經營セントスルモノナリトス。

會社ノ目的ニ付テハ會社側ハ地主ガ一團トナリ地主小作人間ノ融和親善ヲ圖リ以テ兩者永遠ノ福利ヲ増進セントスルニアリト稱シ居ルモノアリト雖モ、會社設立ノ動機、行動等ヨリ推測スレバ最近小作爭議益々紛糾スルニ至リ、地主ガ年々繰返サル小作料減額交渉等ニ付キ個別的交渉ヲ爲スコトノ不利益ト煩瑣トヲ除去シ、小作人組合ニ對抗シテ積極的ニ地主ノ利益ヲ擁護セントスルニアルガ如シ。

此ノ種ノ會社即チ小作關係ノ事業經營ヲ主トシテ行フ會社數ハ近年非常ノ勢ヲ以テ増加シツツアリ。現存土地會社ニシテ大正六年迄ニ設立セラレタルモノハ僅ニ十一會社ニ過ギザリシガ、大正十四年ニハ三十一會社トナリ現在ニ於テハ八十五會社ノ多キニ及ブノ狀況ナリ。其ノ分布區域ハ二府十五縣ニシテ其ノ特ニ多キ地方ハ奈良縣ニシテ之ニ次グハ岡山、香川、神奈川、愛知、福島ノ諸縣トス。其ノ三ハ請負小作制度ノ採用ニシテ最近土地會社其ノ他ノ地主ガ小作地ヲ返還セシメテ從來ノ小作制度ヲ改メ請負小作トシテ從來ノ小作人其ノ他ノ者ニ耕作其ノ他ノ作業ヲ請負ハシムル手段ニ出ルモノ

ノ増加スル傾向アリ。現在其ノ多キ地方ハ岡山、奈良、愛知、島根、岐阜等ノ諸縣トス。

以上ノ外公租公課滯納ノ申合セラ爲シ又小作料ノ取立債權ヲ辯護士其ノ他ノ者ニ讓渡シ第三者ヲシテ之ヲ取立テサセ或ハ官廳ヘノ陳情、國粹會ヘノ依頼等ヲ行フモノモ存ス。

#### (ロ) 政治運動

地主組合ノ行フ政治運動ハ大日本地主協會ヲ中心トシテ行ハレツツアルモノニシテ、農林省農務局ガ大正十五年十月「小作法制定上規定スベキ事項ニ關スル要綱」ヲ、昭和二年一月ニ「小作法中永小作關係ニ關シ規定スベキ事項要綱」ヲ、更ニ昭和二年三月「小作法草案」ガ發表スルヤ地主協會ハ之ガ審議研究ヲ爲シ其ノ修正案ヲ作成シテ公表シ、當局ニ陳情シ全國地主大會ヲ開催シテ其ノ趣旨ノ貫徹ニ努ムル等種々ノ手段ヲ講ジタリ。又小作調停法ニ對シテハ其ノ改正ヲ叫ビ自作農維持創定ニ對シテハ其ノ徹底ヲ主張シ之ガ意見ノ發表、當局ヘノ陳情等ノ方法ニ依ツテ同様其ノ趣旨ノ貫徹ニ努メツツアリ。

#### (ハ) 合同運動

茲ニ地主組合ノ合同運動トハ從來ノ地主組合ヲ併セテ聯合會ヲ組織シ、又ハ未組織ノ地方ニ地主組合ヲ組織シテ之ヲ聯合會ニ加入セシメ、可及的ニ廣キ範圍ニ亘リテ地主ヲ結合シ小作人組合ニ對抗シ小作ニ關スル地主ノ利益ヲ維持増進セントスル運動ニシテ、此ノ運動ハ大正十四年頃ヨリ漸次顯著ト



ナレリ。現在ニ於テ最モ注目スベキ地主組合ノ聯合會ハ大阪市ニ事務所ヲ有スル大日本地主協會ニシテ、同協會ハ大正十四年ニ設立サレ、爾來急激ニ發達シテ大正十五年（昭和元年）末ニハ分布區域二府二縣、支部及支部聯合會十三、組合員約四千八百人ニ過ギザリシガ、昭和四年末現在ニ於テハ分布區域二府十縣、支部及支部聯合會三十九、組合員數八千九百八十二人ノ多キニ上ル狀況ニシテ、會員ノ特ニ多キ地方ハ大阪、京都、山梨、兵庫、奈良、徳島ノ諸府縣トス。

### (三) 協調組合ノ運動

協調組合ノ活動ニ付テ注目スベキハ同組合内部ニ於ケル小作委員會制度ナリトス。茲ニ小作委員會制度トハ地主側、小作人側又ハ之ニ加フルニ自作人其ノ他ノ者ノ中ヨリ一定比率ヲ以テ選出セル代表者ヲ以テ組織セル一種ノ委員會ニシテ、一定區域内ノ小作條件ノ維持改善ニ關スル事項、其ノ他農村社會生活ニ關スル事項ヲ公平ニ且合理的ニ協議議決シ、地主小作人間ノ利害ノ調和、感情ノ融和ヲ圖ルヲ目的トスルモノヲ云フ。本委員會中ニハ其レ自體ガ獨立セル機關トシテ組織セラレ其ノ機能ヲ發揮スル場合アリト雖モ、寧ロ例外ニ屬シ、多クハ協調組合ヲ母體トシテ其ノ内部ノ一機關トシテ設立セラルルヲ一般トス。

更ニ之ガ内容ニ付テ見レバ右委員會ノ組織ニ付テハ其ノ母體タル協調組合ガ地主小作人ノミヨリ成ル場合ハ、其ノ委員會ハ地主側委員及小作人側委員ノミヨリ成ルヲ普通トシ、稀ニ地方ノ徳望家或ハ自作農等ヲ加フルコトアリ。之ニ反シテ母體タル組合ガ一定區域内ノ地主小作人其ノ他ノ農業者全部ヲ以テ組織セラルル場合ハ、其ノ委員會ハ小作人側委員、地主側委員及其ノ他ノ者ノ中ヨリ選出セラレタル委員ヨリ成ルヲ普通トス。其ノ人數ハ少キハ八名多キハ四十八名ニ達スルモノアリト雖モ、二十名前後ノモノヲ普通トス。

委員會ノ決議又ハ施行スル事項ニ付テハ、委員會自體ノ性質ニ依リテ自ラ異ルベシト雖モ、之ヲ概言スレバ（一）小作ニ關スル事項、（二）農業經濟、農村生活ノ改善ニ關スル事項、（三）農業ノ技術的改善ニ關スル事項、（四）其ノ他ニ關スル事項ニシテ之ヲ詳述スレバ次ノ如シ。

#### (一) 小作ニ關スル事項

地主小作人間ノ紛議ノ調停、小作料ノ改定、凶作時ノ減免率ノ決定及檢見ノ施行、小作料納付方法ノ改善、獎勵米補給米ノ決定、地主小作人間ノ紛議ノ調停、小作契約ニ約定スベキ事項ノ決定等

#### (二) 農業經濟、農村生活ノ改善ニ關スル事項

低利資金及土地購入資金ノ融通方法、農具ノ共同利用方法ノ決定、農產物ノ共同販賣、肥料及生活必需品ノ共同購入、不慮ノ災害其ノ他ノ相互扶助、備荒貯蓄、組合員懇親會ノ開催等

#### (三) 農業ノ技術的改善ニ關スル事項

共同苗代ノ設置、講習講話會ノ開催、農事視察、病蟲害ノ共同驅除豫防、採種圃ノ設置、農區灌  
溉排水設備ノ改善、品評會共進會ノ開催等

(四) 其ノ他ノ事項

經費ノ負擔、豫算ノ決定等

小作委員會ノ設立ノ動機ニ付テハ大正七八年以前概シテ小作爭議ノ未ダ問題トナラザリシ時代ニ於  
テハ、農業ノ不振及農業ノ衰微ヲ動機トシ地主小作人間ノ融和親善ヲ圖リ、農業ノ發達繁榮ヲ目的ト  
シタルモノ多シト雖モ、其ノ後ニ設立セラレタルモノハ、直接間接ニ小作爭議ヲ設立ノ動機トシ、小  
作爭議ノ既ニ發生セル地方ニ於テハ爭議ノ結果小作條件ニ關シ協定シタル事項ヲ兩當事者間ニ於テ遵  
守シ、將來再ビ爭議ヲ起サシメザランガ爲ニ、又爭議ノ未ダ發生セザル地方ニ於テハ、地主小作人兩  
者ノ互讓ニ依リ、不合理ナル小作關係ヲ改善シ爭議ノ發生ヲ未發ニ防止センガ爲ニ本小作委員會ヲ設  
立スルニ至レリ。

今本制度ニ依ル現存協調組合ノ設立ニ付テ見ルニ、大正八年迄ニ設立セラレタルモノハ僅カク二十一  
ニ過ギザリシガ、大正十四年ニ於テハ七百十一、昭和四年末ニ於テハ九百六十一ノ多キニ上ル状態ナ  
リ。而シテ之ガ分布ハ一道一府二十九縣、其ノ特ニ多キ地方ハ群馬縣ニシテ之ニ次グハ埼玉、兵庫、  
徳島、新潟、香川、岐阜、鳥取、岡山ノ諸縣ナリトス。

小作委員會ノ成績ニ付テハ未ダ地主小作人ノ自覺充分ナラザル地方ニ於テ外部ノ獎勵ニ依ツテ他動  
的ニ且急激ニ設立セラレタルモノニ付キテハ成績ノ良好ナラザルモノアリト雖モ、爭議ノ結果其ノ受  
クル所ノ損失ヲ地主小作人共充分ニ理解シ熟慮ノ結果自發的ニ設立サレタルモノニ付テハ其ノ成績ノ  
相當見ルベキモノアリ。



5114  
71  
57878

附  
錄

附錄各表正誤未濟

4115  
17

35675

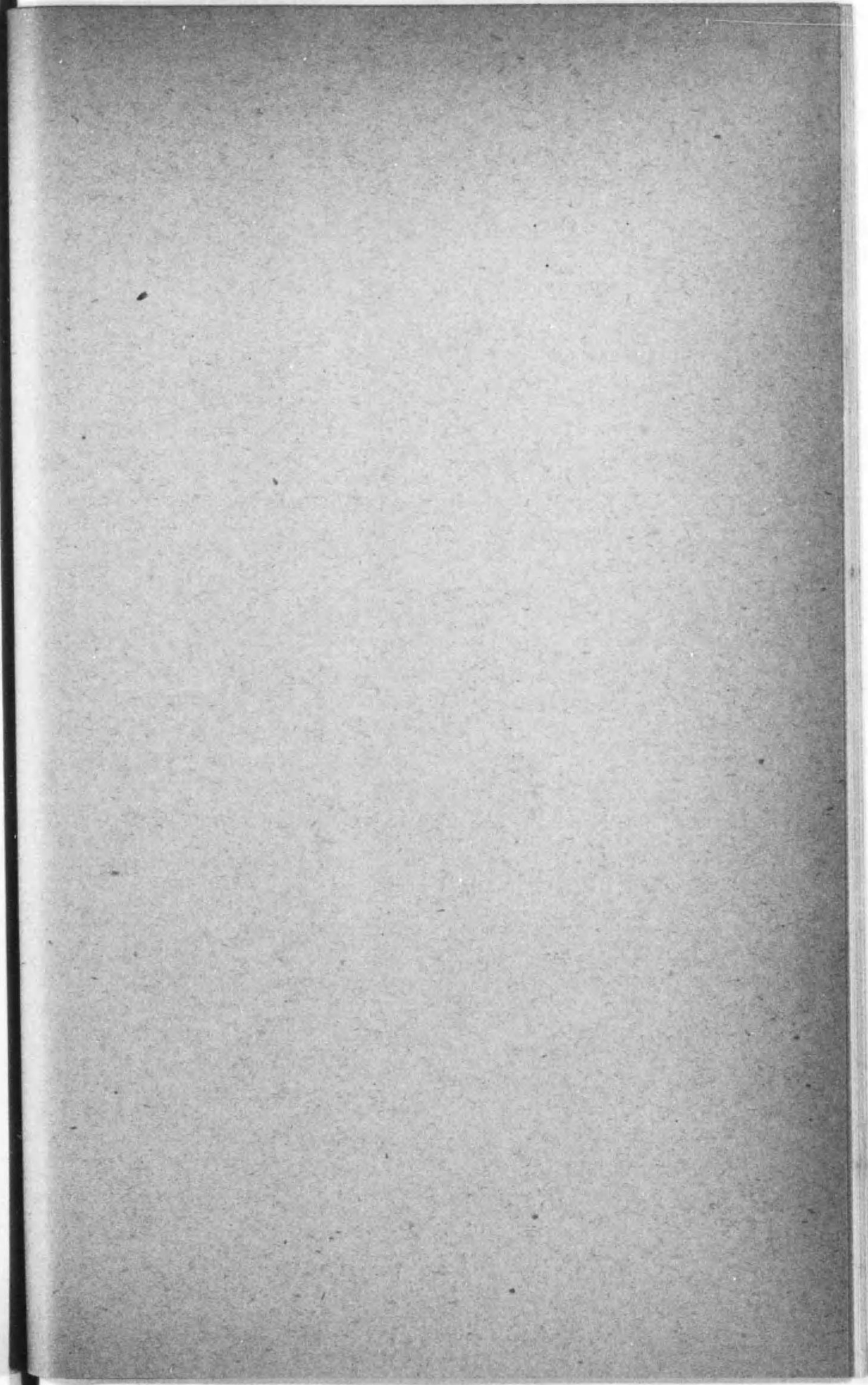


第一 小作爭議ニ關スル調査諸表

凡 例

第二表以下ハ昭和五年六月三十日迄ニ到達シタル報告書ニ  
基キ作成シタルモノナリ

1	...	...	...
2	...	...	...
3	...	...	...
4	...	...	...
5	...	...	...
6	...	...	...
7	...	...	...
8	...	...	...
9	...	...	...
10	...	...	...
11	...	...	...
12	...	...	...
13	...	...	...
14	...	...	...
15	...	...	...
16	...	...	...
17	...	...	...
18	...	...	...
19	...	...	...
20	...	...	...
21	...	...	...
22	...	...	...
23	...	...	...
24	...	...	...
25	...	...	...
26	...	...	...
27	...	...	...
28	...	...	...
29	...	...	...
30	...	...	...
31	...	...	...
32	...	...	...
33	...	...	...
34	...	...	...
35	...	...	...
36	...	...	...
37	...	...	...
38	...	...	...
39	...	...	...
40	...	...	...
41	...	...	...
42	...	...	...
43	...	...	...
44	...	...	...
45	...	...	...
46	...	...	...
47	...	...	...
48	...	...	...
49	...	...	...
50	...	...	...



一 小作爭議年次別件數表

道府縣名	北 海 道												
	青	岩	宮	秋	山	福	石	富	新	神	東	千	崎
道府縣名	奈 歌												
	大	京	兵	奈	和	鳥	島	岡	廣	山	德	香	愛
道府縣名	兒 計												
	細	島	崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	川	島	口
大正六年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大正七年	7	28	63	23	24	5	35	58	3	1	1	1	1
大正八年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大正九年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大正十年	2	5	26	7	3	1	3	8	5	3	5	0	1
大正十一年	3	9	27	2	6	5	1	6	4	2	1	1	1
大正十二年	3	7	26	5	5	6	4	8	5	9	2	1	1
大正十三年	4	7	25	2	5	6	4	8	5	9	2	1	1
大正十四年	1	2	8	2	3	7	2	6	4	9	2	1	1
大正十五年	1	2	8	2	3	7	2	6	4	9	2	1	1
昭和元年	1	2	8	2	3	7	2	6	4	9	2	1	1
昭和二年	1	2	8	2	3	7	2	6	4	9	2	1	1
昭和三年	1	2	8	2	3	7	2	6	4	9	2	1	1
昭和四年	1	2	8	2	3	7	2	6	4	9	2	1	1

道	縣	府	名	爭議		件數
				參加人員	地主小作人	
北海	青森	岩手	城田	形	田	100
						100
						100
						100
						100
						100
						100
						100
						100
						100
北海	青森	岩手	城田	形	田	100
						100
						100
						100
						100
						100
						100
						100
						100
						100
北海	青森	岩手	城田	形	田	100
						100
						100
						100
						100
						100
						100
						100
						100
						100

二 小作爭議覽表

昭和四年(自十一月二十二日)

道	縣	府	名	府	名	爭議		件數
						參加人員	地主小作人	
北海	青森	岩手	城田	形	田	100	100	100
						100	100	100
						100	100	100
						100	100	100
						100	100	100
						100	100	100
						100	100	100
						100	100	100
						100	100	100
						100	100	100
北海	青森	岩手	城田	形	田	100	100	100
						100	100	100
						100	100	100
						100	100	100
						100	100	100
						100	100	100
						100	100	100
						100	100	100
						100	100	100
						100	100	100

昭和四年(自十一月二十二日)







# 五 小作爭議調停者別件數表

(昭和四年發生爭議)

縣 道 名 府	調 停 者 別 件 數		調 停 者 別 件 數	其 他	計 合
	調 停 者 別 件 數	調 停 者 別 件 數			
北海	1	1	1	1	4
青森	1	1	1	1	4
岩手	1	1	1	1	4
宮城	1	1	1	1	4
秋田	1	1	1	1	4
山形	1	1	1	1	4
福島	1	1	1	1	4
茨城	1	1	1	1	4
栃木	1	1	1	1	4
群馬	1	1	1	1	4
埼玉	1	1	1	1	4
千葉	1	1	1	1	4
東京	1	1	1	1	4
神奈	1	1	1	1	4
新潟	1	1	1	1	4
富山	1	1	1	1	4
石川	1	1	1	1	4
福井	1	1	1	1	4
山梨	1	1	1	1	4
長野	1	1	1	1	4
岐阜	1	1	1	1	4
靜岡	1	1	1	1	4
愛知	1	1	1	1	4
三河	1	1	1	1	4
滋賀	1	1	1	1	4
京都	1	1	1	1	4
大阪	1	1	1	1	4
奈良	1	1	1	1	4
和歌	1	1	1	1	4
鳥取	1	1	1	1	4
島根	1	1	1	1	4
岡山	1	1	1	1	4
廣島	1	1	1	1	4
山口	1	1	1	1	4
徳島	1	1	1	1	4
香川	1	1	1	1	4
愛媛	1	1	1	1	4
高知	1	1	1	1	4
福岡	1	1	1	1	4
佐賀	1	1	1	1	4
長門	1	1	1	1	4
熊本	1	1	1	1	4
大分	1	1	1	1	4
宮崎	1	1	1	1	4
鹿兒	1	1	1	1	4
沖繩	1	1	1	1	4
計	1	1	1	1	4

備考 本表ハ昭和五年六月末日迄ニ解決ヲ見タル爭議一千八百二十件ニ付調査シタルモノニシテ調停ニ當リタルモ同日迄ニ尙不調ノモノ若ハ調停進行中ノ事件ハ計上セズ



七 土地返還問題ニ關スル小作爭議調査表

(昭和四年發生爭議)

道	縣	府	名	數件	土地返還問題ニ關スル小作爭議		小作人ノ主張	結	未
					件	件			
北海	道	青森	青森	1	1	1	1	1	1
岩手	縣	宮城	宮城	1	1	1	1	1	1
秋田	縣	山形	山形	1	1	1	1	1	1
福島	縣	茨城	茨城	1	1	1	1	1	1
栃木	縣	群馬	群馬	1	1	1	1	1	1
千葉	縣	東京	東京	1	1	1	1	1	1
神奈川	縣	新潟	新潟	1	1	1	1	1	1
富山	縣	石川	石川	1	1	1	1	1	1
福井	縣	山梨	山梨	1	1	1	1	1	1
山梨	縣	長野	長野	1	1	1	1	1	1
岐阜	縣	靜岡	靜岡	1	1	1	1	1	1
愛知	縣	三重	三重	1	1	1	1	1	1
滋賀	縣	京都	京都	1	1	1	1	1	1
大阪	府	兵庫	兵庫	1	1	1	1	1	1
奈良	縣	和歌山	和歌山	1	1	1	1	1	1
鳥取	縣	島根	島根	1	1	1	1	1	1
岡山	縣	廣島	廣島	1	1	1	1	1	1
山口	縣	徳島	徳島	1	1	1	1	1	1
香川	縣	愛媛	愛媛	1	1	1	1	1	1
高知	縣	福岡	福岡	1	1	1	1	1	1
佐賀	縣	長門	長門	1	1	1	1	1	1
熊本	縣	大分	大分	1	1	1	1	1	1
宮崎	縣	鹿児島	鹿児島	1	1	1	1	1	1
鹿兒島	縣	沖縄	沖縄	1	1	1	1	1	1
計				75	145	145	145	145	145

備考 一 本表ハ昭和四年發生ノ爭議二千四百三十四件中地主ヨリ積極的ニ小作地ノ引上(返地)ヲ要求シ小作人ヨリ小作契約ノ繼續又ハ小作權ノ主張ヲ爲シタル事件七百二十五件ニ付調査シタルモノナリ(小作料問題等ヨリ土地返還問題ニ轉化シタル事件ヲモ含ム)

二 「地主ノ小作地引上理由」中「爭議嫌忌」トアルハ累年ノ爭議ノ煩ヲ嫌ヒ又ハ農民運動ニ脅威ヲ感ジテ自作若ハ温順ナル小作人ニ貸付センガ爲小作地返還ヲ要求シタルモノナリ





一 小作調停事件申立年次別件數表

道 府 縣 名	大正十三年		大正十四年		大正十五年 (昭和元年)		昭和二年		昭和三年		昭和四年	
	申立 總件數	争議 單位數	申立 總件數	争議 單位數	申立 總件數	争議 單位數	申立 總件數	争議 單位數	申立 總件數	争議 單位數	申立 總件數	争議 單位數
北 海 道	二	二	六	六	九	九	二	二	三	三	三	三
青 森 縣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岩 手 縣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宮 城 縣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福 岡 縣	二	二	三	三	四	四	二	二	二	二	二	二
佐 賀 縣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
長 崎 縣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
熊 本 縣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大 分 縣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宮 崎 縣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鹿 兒 島 縣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三	三	一、六六	一、六六	二、六〇	二、六〇	三、五三	三、五三	二、九三	二、九三	一、六六	一、六六

備考 一 争議單位件數トハ一争議ヲ數件ニ分割シテ申立タルモノヲ地方廳ノ報告ニ基キ併合計算シ争議單位ノ件數トシタルモノナリ

二 小作調停法ハ大正十三年十二月一日ヨリ長崎、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、鹿兒島、沖繩ヲ除ク一道三府三十四縣ニ、大正十五年六月一日ヨリ長崎、福島、秋田、山形、鹿兒島ノ五縣ニ、昭和四年七月一日ヨリ青森、岩手、宮城ノ三縣ニ施行セラレ現在未施行地ハ沖繩一縣ナリ

一 小作調停事件申立年次別件數表

道府縣名	大正十三年		大正十四年		大正十五年		昭和二年		昭和三年		昭和四年		
	申立 總件數	争議 單位數	申立 總件數	争議 單位數	申立 總件數	争議 單位數	申立 總件數	争議 單位數	申立 總件數	争議 單位數	申立 總件數	争議 單位數	
北海道	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
青森	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
岩手	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
宮城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
秋田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
山形	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
福島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
茨城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
栃木	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
群馬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
千代田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
東京	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
神奈川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
新潟	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
富山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
石川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
福井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
山梨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
長野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
岐阜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
愛知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
三重	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
滋賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
京都	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
大阪	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵庫	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
奈良	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
鳥取	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
島根	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
岡山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
広島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
山陽	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
山口	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
徳島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
香川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
愛媛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
高知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
福岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
佐賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
長門	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
熊本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
大分	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
宮崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
鹿兒島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
鹿児島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計	3	3	7	7	1,826	6,600	2,610	9,600	3,633	1,551	2,922	1,666	3,677

備考 一 争議單位件數トハ一争議ヲ數件ニ分割シテ申立タルモノヲ地方廳ノ報告ニ基キ併合計算シ争議單位ノ件數トシタルモノナリ

二 小作調停法ハ大正十三年十二月一日ヨリ長崎、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、鹿兒島、沖繩ヲ除ク一道三府三十四縣ニ、大正十五年六月一日ヨリ長崎、福島、秋田、山形、鹿兒島ノ五縣ニ、昭和四年七月一日ヨリ青森、岩手、宮城ノ三縣ニ施行セラレ現在未施行地ハ沖繩一縣ナリ



二 小作官ノ法外調停事件年次別件數表

道府縣名	年次	
	年	次
北 海 道	1	4
青 島 省	1	1
岩 手 縣	1	1
宮 城 縣	1	1
秋 田 縣	1	1
山 形 縣	1	1
福 馬 縣	1	1
茨 城 縣	1	1
栃 木 縣	1	1
群 馬 縣	1	1
千 葉 縣	1	1
東 京 府	1	1
神 奈 川 縣	1	1
新 潟 縣	1	1
富 山 縣	1	1
石 川 縣	1	1
福 井 縣	1	1
山 梨 縣	1	1
長 野 縣	1	1
岐 阜 縣	1	1
靜 岡 縣	1	1
愛 知 縣	1	1
三 重 縣	1	1
滋 賀 縣	1	1
大 阪 府	1	1
兵 庫 縣	1	1
和 歌 山 縣	1	1
鳥 取 縣	1	1
島 根 縣	1	1
山 西 縣	1	1
廣 島 縣	1	1
山 口 縣	1	1
德 島 縣	1	1
香 川 縣	1	1
愛 媛 縣	1	1
高 知 縣	1	1
福 岡 縣	1	1
佐 賀 縣	1	1
長 崎 縣	1	1
熊 本 縣	1	1
大 分 縣	1	1
宮 崎 縣	1	1
鹿 兒 島 縣	1	1
計	1	1

三二

三五

三七

三九

四〇

大正十四年

大正十五年

昭和二年

昭和三年

昭和四年



三

昭和四年申立小作調停事件一覽表

道府縣名	北	青	岩	宮	秋	山	福	茨	栃	群	千	東	神	新	富	石	福	山	長	岐	靜	愛	三	滋	京	大	兵	奈	和	鳥	鳥	岡	廣	山	德	香	愛	高	福	佐	長	大	宮	鹿					
取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取		
下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下

四 昭和四年申立小作調停事件取下内譯表

道府縣名	取下		事由		一少部分取下	
	總件數	期日前	示談成立	見込ナシ	示談成立	見込ナシ
北海	1	1	1	1	1	1
青森	1	1	1	1	1	1
岩手	1	1	1	1	1	1
宮城	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1
山形	1	1	1	1	1	1
福島	1	1	1	1	1	1
茨城	1	1	1	1	1	1
栃木	1	1	1	1	1	1
群馬	1	1	1	1	1	1
千葉	1	1	1	1	1	1
東京	1	1	1	1	1	1
神奈川	1	1	1	1	1	1
新潟	1	1	1	1	1	1
富山	1	1	1	1	1	1
石川	1	1	1	1	1	1
福井	1	1	1	1	1	1
山梨	1	1	1	1	1	1
長野	1	1	1	1	1	1
岐阜	1	1	1	1	1	1
靜岡	1	1	1	1	1	1
愛知	1	1	1	1	1	1
三河	1	1	1	1	1	1
滋賀	1	1	1	1	1	1
京都	1	1	1	1	1	1
大阪	1	1	1	1	1	1
兵庫	1	1	1	1	1	1
奈良	1	1	1	1	1	1
和歌山	1	1	1	1	1	1
鳥取	1	1	1	1	1	1
島根	1	1	1	1	1	1
岡山	1	1	1	1	1	1
廣島	1	1	1	1	1	1
山口	1	1	1	1	1	1
徳島	1	1	1	1	1	1
香川	1	1	1	1	1	1
愛媛	1	1	1	1	1	1
高松	1	1	1	1	1	1
福井	1	1	1	1	1	1
佐賀	1	1	1	1	1	1
長門	1	1	1	1	1	1
大分	1	1	1	1	1	1
宮崎	1	1	1	1	1	1
鹿兒島	1	1	1	1	1	1
合計	100.00	33.6	67.4	33.3	7.7	1.4

五 昭和四年申立小作調停事件受理月別表

道府縣名	争議事件數	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
北海道	三												
青森	三												
岩手	一												
宮城	一												
秋田	三												
山形	三												
福島	八												
茨城	九												
栃木	二												
群馬	六												
埼玉	四												
千葉	四												
東京	四												
神奈川	四												
新潟	二												
富山	二												
石川	二												
福井	二												
山梨	二												
長野	七												
岐阜	二												
愛知	三												
三重	三												
滋賀	三												
京都	三												
大阪	三												
奈良	二												
和歌山	二												
鳥取	二												
島根	二												
岡山	二												
広島	三												
山口	三												
徳島	二												
香川	二												
愛媛	二												
高知	二												
福岡	二												
佐賀	二												
長門	二												
熊本	二												
大分	二												
宮崎	二												
鹿児島	二												
鹿兒	二												
計	一、五三												
割合(%)	100.00												

備考 一 争議ガ二回以上ニ亙リテ申立テラレタル場合ハ最初ノ申立期日ヲトレリ





昭和三十四年申立小作調停事件調停回數表

道府縣名	調停成立件數	調停成立件數	調停成立件數	調停成立件數	調停成立件數	調停成立件數	調停成立件數	調停成立件數	調停成立件數	調停成立件數	調停成立件數	調停成立件數	調停成立件數	調停成立件數	調停成立件數	調停成立件數	調停成立件數	調停成立件數	調停成立件數	調停成立件數
北海道	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
茨城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
埼玉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東京	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
静岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三重	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
京都	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
兵庫	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岡山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
広島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山口	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
香川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛媛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿児島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
沖縄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

八 昭和四年申立小作調停成立事件期間表

道府縣名	總調停成立件數	以十日以内	以二十日以内	以一月以内	以一月以内	以二ヶ月以内	以三ヶ月以内	以四ヶ月以内	以五ヶ月以内	以六ヶ月以内	以七ヶ月以内	以八ヶ月以内	以九ヶ月以内	以九ヶ月上
北海道	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
茨城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
埼玉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東京	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
静岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三重	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
京都	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
兵庫	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岡山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
広島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山口	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
香川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛媛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿児島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
沖縄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

備考 一 争議が二度以上ニ亙リテ受理又ハ調停成立シタルトキハ最初ノ受理月日ヨリ主要部分ノ調停成立迄ノ期間トセリ









昭和四年小作調停事件調査表 (昭和五年一月十五) (日報告到達現在) (司法省民事局調)

地方裁	受理件數		新受		事	争議人員		既濟別件數		未済
	舊受	新受	地主	小作人		地主	小作人	成立	不成立	
東京	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
横濱	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
浦和	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
水戸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
千代田	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
前橋	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
静岡	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
甲府	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
長野	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
新潟	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
大津	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
京都	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
神奈川	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
大阪	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
奈良	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
和歌山	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
徳島	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
高松	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
高知	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
徳島	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
和歌山	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
高松	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
高知	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
徳島	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
和歌山	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
高松	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
高知	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
徳島	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
和歌山	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
高松	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
高知	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
徳島	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
和歌山	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
高松	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
高知	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
徳島	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
和歌山	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
高松	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
高知	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
徳島	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
和歌山	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
高松	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42
高知	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
徳島	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44
和歌山	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
高松	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
高知	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
徳島	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
和歌山	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49
高松	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
高知	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
徳島	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
和歌山	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
高松	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54
高知	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
徳島	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56
和歌山	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
高松	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
高知	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
徳島	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
和歌山	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
高松	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62
高知	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63
徳島	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64
和歌山	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
高松	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66
高知	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67
徳島	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68
和歌山	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69
高松	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
高知	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71
徳島	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72
和歌山	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
高松	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
高知	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75
徳島	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76
和歌山	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
高松	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78
高知	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
徳島	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
和歌山	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81
高松	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82
高知	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83
徳島	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
和歌山	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
高松	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86
高知	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87
徳島	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88
和歌山	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89
高松	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
高知	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91
徳島	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92
和歌山	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93
高松	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94
高知	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
徳島	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96
和歌山	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97
高松	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98
高知	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
徳島	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

備考 既済件數其ノ他ノ四百六十六件中二十六件ハ調停法第二條ニ因リ却下セラレタルモノ、五件ハ同法第三十七條ニ因リ調停ヲ爲サズト決セラレタルモノ、四百三十五件ハ調停委員會ノ定メタル調停條項ニ對シ異議申立ヲ爲シタルモノナリ

### 第三 地主小作人組合ニ關スル調査諸表

凡 例

各表共昭和四年十二月末日迄ニ到達シタル報告書ニ  
基キ作成シタルモノナリ